

令和5年度

包括外部監査結果報告書

防災、危機管理に関する事務の執行について

令和6年3月

倉敷市包括外部監査人 緋田 充

目次

第1章 包括外部監査の概要	7
第1 監査の種類	7
第2 選定した特定の事件（監査のテーマ）	7
1. 選定した特定の事件	7
2. 選定理由	7
3. 監査対象	8
(1) 監査対象期間	8
(2) 監査対象部局	8
第3 外部監査の方法	9
1. 監査の着眼点	9
2. 主な監査手続	9
3. 監査実施期間	10
第4 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	10
第5 利害関係	10
第6 監査の結果における指摘及び意見の概要	11
第2章 倉敷市の危機管理に対する取組の状況	16
第1 倉敷市第七次総合計画の概要	16
1. 倉敷市第七次総合計画の構成と期間	16
2. 倉敷市第七次総合計画の基本構想	17
3. 倉敷市総合計画における基本構想及び基本計画、実施計画の位置付けと進行 管理の考え方	21
第2 危機管理に係る施策の概要	22
第3 監査対象の概要	25
第3章 監査の結果における指摘及び意見	27
第1 災害対策	27
1. 対象部局と事業概要	27
(1) 災害対策の概要	27
(2) 関係法令・規則等の一覧	28
(3) 決算数値の推移（危機管理課及び防災推進課）	29
(4) 人件費の推移	32

2. 監査の要点	33
3. 監査手続	33
4. 監査結果	34
(1) 倉敷市防災ガイドブック等について	34
① 倉敷市防災ガイドブック等の外国語版について	36
② 監査結果	38
(2) 避難準備情報について	39
(3) 共助の促進（自主防災組織の結成）について	42
① 自主防災組織の結成・活動に関する計画・支援内容	43
② 自主防災組織の結成状況	43
③ 自主防災組織の活動状況	44
④ 地区防災計画の策定状況	46
(4) 要配慮者に対する支援について	48
① 要配慮者等の把握	49
② 避難行動要支援者名簿の作成	50
③ 個別避難計画の作成	51
(5) 災害対策本部設置時における組織図について	51
(6) 災害対策職員配置編成名簿について	54
(7) 防災訓練について	58
① 防災訓練の実施	58
② 令和4年度に実施された主な防災訓練の内容	58
(8) 水害対応訓練等について	60
① 令和4年度の災害発生状況	61
② 台風14号発生時の主な対策状況・推移	62
(9) 倉敷市国土強靱化地域計画について	69
① 土木課 評価指標1-1ほか再掲あり	71
② 土木課 評価指標1-3	71
③ 防災推進課 評価指標1-3	71
④ 防災推進課 評価指標1-6	72
⑤ 防災推進課 評価指標1-6	73
⑥ 防災推進課 評価指標2-1	73
⑦ 防災推進課 評価指標6-5	74

⑧ 防災推進課 評価指標 6 - 5	75
⑨ 保健福祉推進課 評価指標 1 - 6	76
⑩ 交通政策課 評価指標 2 - 1 ほか.....	77
⑪ 公共施設再編整備支援室 評価指標 3 - 3	78
⑫ 危険物保安課 評価指標 5 - 3	78
⑬ 教育施設課 評価指標 6 - 5	79
⑭ 公園緑地課 評価指標 6 - 5	80
⑮ 公園緑地課 評価指標 6 - 5	80
⑯ 公園緑地課 評価指標 6 - 5	81
⑰ 公園緑地課 評価指標 6 - 5	81
⑱ 公園緑地課 評価指標 6 - 5	81
(10) 防災備蓄倉庫について	83
① 災害予防計画.....	83
② 阿津防災備蓄倉庫管理・運営マニュアルについて	84
③ 在庫管理について	87
④ 避難所用備蓄保管庫.....	91
(11) 市民病院について	97
① 事業継続計画について.....	97
② 在庫管理について	98
第2 消防局	101
1. 消防局の組織	101
2. 消防体制の概要.....	101
(1) 業務分掌 (抜粋)	101
(2) 組織図.....	103
(3) 消防団の組織.....	105
(4) 消防署所の配置.....	109
(5) 倉敷市の火災状況推移.....	111
(6) 関係法令・規則等の一覧	115
(7) 決算数値の推移.....	116
3. 監査の要点	119
(1) 消防体制に係る事務の合规性について	119
(2) 消防体制に係る事務の有効性、効率性及び経済性について.....	119

4.	対象事業別監査項目	120
5.	監査結果	121
	(1) 消防総務管理事業	121
	(2) 消防訓練事業	128
	(3) 消防防災施設等維持管理事業	132
	(4) 消防水利管理事業	137
	(5) 消防防災施設等整備事業	142
	(6) 女性消防吏員の消防活動事業	145
	(7) 火災予防事業	151
	(8) 消防団活動事業	165
6.	石油コンビナートについて	169
	(1) 概要	169
	(2) 防災計画の必要性	169
	(3) 危険物及び高圧ガス施設の状況	170
	(4) 関連法令及び規則	170
	(5) コンビナートの防災について	171
	(6) 岡山県石油コンビナート等防災計画	173
	(7) 監査内容	175
	(8) 監査結果	175
第3	建築・水道その他の各種事業	177
1.	建築部 建築指導課	177
	(1) 建築物耐震診断等事業	177
	(2) 木造住宅等耐震改修事業	179
2.	土木部 土木課	183
	(1) 道路橋梁災害復旧事業	183
	(2) 河川維持管理事業	185
3.	建築部 住宅課 被災者住宅支援室	190
	(1) 建設型仮設住宅の維持管理業務	190
	(2) 被災高齢者向け住宅再建支援業務	190
	(3) 被災者向け民間賃貸住宅家賃助成業務	191
4.	災害復興推進室	194
	(1) 事業概要及び結果	194

5.	農林水産部 耕地水路課	195
(1)	農業施設危険箇所緊急対策事業	195
(2)	農業水路等長寿命化・防災減災事業（補助）	197
(3)	ため池防災減災事業.....	198
6.	水道局.....	204
(1)	事業概要	204
(2)	監査概要及び監査結果.....	204
7.	下水道部.....	208
(1)	下水施設課	208
(2)	浸水対策室	211
(3)	下水建設課	212
第4	商工労働部 商工課 被災中小企業支援室	214
1.	倉敷市真備地区創業支援補助金.....	214
(1)	事業概要	214
(2)	監査結果	215
2.	地域おこし協力隊.....	216
(1)	事業概要	216
(2)	監査手続及び監査結果.....	219

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく監査

第2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

1. 選定した特定の事件

「防災、危機管理に関する事務の執行について」

2. 選定理由

平成30年7月豪雨で大雨特別警報が発表された倉敷市では、未曾有の大災害が発生した。特に真備地区の高梁川水系小田川及びその支流である県管理河川では8か所で堤防決壊し、7か所で一部損壊・損傷し、約1,200ヘクタールが浸水し、5,977棟（平成31年4月5日時点）の住家が全壊・大規模半壊・半壊するなど、大規模な洪水被害が発生し、市全体で75名（うち災害関連死23名）（令和5年1月時点）もの尊い命が失われる事態となった。

地方自治体にとっての危機管理とは震災、台風、大雨等の自然災害への防災が中心になると考えられる。我が国はその自然環境から、大雨、土砂災害、噴火、地震等、様々な災害が発生する環境であり、地方自治体の災害対策としては災害が起こる前の事前の防災対策への取組が求められると考えられる。地域住民の生命と財産を守ることは地方自治体の責務であり、地方自治体の危機管理の根幹である。

いつ、どういった形で起こるのか分からない災害に対して対策を立てるのは困難を極める。また、災害は起きればその規模もタイミングも常に「不意打ち」の状態であるために、起きてからの対応には当意即妙が求められる。このため少しでもその被害を抑えるためには事前にこれに備える「防災」が重要になると思料する。

倉敷市は平成30年7月豪雨に真正面から取り組んだ自治体である。当然、そこから得た教訓も多い。防災、危機管理に取り組むべきそれらの事務の執行が関連する法令及び条例、規則等に従い執行されているかを検証するとともに、合わせてそれらの事務の執行が経済的・効率的・効果的に実施されているか、平成30年7月豪雨災害に対する対応より得た教訓が後の防災計画に活かされているか、以上のような観点により、防災、危機管理に関する事務の執行を検討することは有意義であると判断し、監査のテーマに選定する。

3. 監査対象

(1) 監査対象期間

令和4年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部令和5年度

(2) 監査対象部局

公共施設再編整備支援室、危機管理課、防災推進課、下水建設課、下水施設課、浸水対策室、保健福祉推進課、商工課被災中小企業支援室、耕地水路課、災害復興推進室、交通政策課、公園緑地課、土木課、住宅課、建築指導課、消防総務課、警防課、予防課、危険物保安課、倉敷消防署、水島消防署、児島消防署、玉島消防署、水道総務課、水道管理課、水道建設課、市民病院事務局、教育施設課

第3 外部監査の方法

1. 監査の着眼点

(1) 防災、危機管理に関する事務の執行の合规性

① 防災、危機管理に関する事務について、市の規則等が関係法令、条例に準拠しているか。

② 防災、危機管理に関する事務が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

(2) 防災、危機管理に関する事務の有効性・効率性・経済性

防災、危機管理に関する事務について、期待される成果を適切に残しているか(有効性)、高い成果を残すように工夫されているか(効率性)、最小のコストで実施されているか(経済性)。

2. 主な監査手続

(1) 「倉敷市地域防災計画・水防計画」を分析し、市が認識する危機管理の概念・範疇及び関連する重点的課題や施策を把握・整理した。そして、当該施策に関連して実施される主要な事業及びその他の個別計画を確認した。

また、この他に監査人独自の視点より、監査対象とすべき危機管理に関する事務を特定した。

(2) 監査対象となる事務に係る対象部局を選定し、事務の執行に係る関係法令、条例及び規則等の根拠規定を把握するとともに、相互の整合性と問題点の有無を確認した。

(3) 各事務の執行が、関係法令等に準拠して実施されているか、有効性、効率性及び経済性に問題がないかについて、担当者への質問、関係書類の閲覧、分析、現物確認及び現地調査を実施した。

(4) 対象部局に関して、令和2年度から令和4年度の過去3年分の歳入歳出の推移、人件費の推移をもとに定量的分析を実施した。

- (5) 対象部局のうち、重要と判断した事項について、歳入及び歳出項目に関する担当者への質問や証憑突合を実施するとともに、人件費に係る帳票の管理体制について検討した。
- (6) 対象部局における建設工事、建設設計、業務委託及び物品購入の各契約事務につき、令和2年度から令和4年度の過去3年分の落札状況等を分析するとともに、各部局の契約内容の特徴に応じて、一部関係書類の閲覧、担当者への質問等を実施した。

3. 監査実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

第4 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

包括外部監査人	緋田 充	(税理士)
補助者	小野田隼也	(公認会計士・税理士)
	黒田 直樹	(公認会計士)
	島村 和昌	(弁護士)
	曾根田美世	(税理士)

第5 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

第6 監査の結果における指摘及び意見の概要

監査対象とした区分別の監査の結果における指摘及び意見は次のとおりである。

監査の着眼点で提示した視点から監査した結果を下記AからDまでの基準で評価している。なお、「指摘」とは、事務の執行等において、違法又は不当等があるなど是正・改善を求めるものである。「意見」とは、事務の執行等において、違法又は不当等には該当しないが、今後の組織運営上の観点から改善が望まれるものである。

記

- A：「評価」違法又は不適当な点はなく、将来の事情まで考慮して十分な対応がなされている。
- B：「問題なし」違法又は不適当な点はなく、現状において必要な対応がなされている。
- C：「意見」違法又は不適当な点はないが、現在の対応を改善することが望ましい。
- D：「指摘」違法又は不適当な点が認められ、直ちに改善する必要がある。

※なお、Bについては、違法又は不適当な点はなく、問題なしとして下記一覧には記載していない。

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
防災推進課	防災ガイドブック、 防災ハザードマップ について	意見1	外国人にも情報が伝わるように工夫された、わかりやすい日本語及び英語版の防災ハザードマップを作成する、ユニバーサルデザインを取り入れる、凡例部分の施設等の箇所だけでも外国語表記を入れるなど、コストとハザードマップの有効性の向上との比較、勘案するべきである。
		意見2	防災ハザードマップに記載される情報には正確性が重要であり、それは外国語への翻訳に際しても求められる。コストと有効性の向上を比較、勘案するべきである。
		意見3	防災ガイドブック及び防災ハザードマップの配布について、全世帯を目標とするべきである。
		意見4	防災ガイドブックの記載内容や情報について、認識の食い違いが生じないものとするべきである。
	自主防災組織の結成状況	意見5	自主防災組織が結成されていない地区に対して、自主防災組織の必要性の周知と結成促進に努めるべきである。
	自主防災組織の活動状況について	意見6	報告書未提出の自主防災組織に対しては、報告書の提出を促し、活動実態の把握に努めるとともに、積極的に活動を行っている自主防災組織の活動内容について他の自主防災組織へ情報提供すべきである。
	地区防災計画の策定状況について	評価1	地区住民が自発的に地域の特性に応じた計画を策定していることを評価する。
		意見7	倉敷市地域防災計画に「地区防災計画策定状況」を掲載するだけでなく、同計画に「地区防災計画編」を設ける、地区防災計画の内容を添付する等して、地区防災計画の内容を記載することを検討すべきである。
要配慮者に対する支援について	意見8	個別避難計画の作成のための啓発活動など、関係者への協力を得るための活動に努めるべきである。	
危機管理課 防災推進課	災害対策本部設置時における組織図について	意見9	組織図をより視覚的に訴求するとともに、大規模災害発生時には災害対策に対する本部が設置されることをホームページなどを通して市民に広報するべきである。
	災害対策職員配置編成名簿について	問題なし	—
監査対象部局 全部署	防災訓練について	問題なし	—
危機管理課	水害対応訓練等について	意見10	地震を対象とした訓練では、参集体制が実情に即していない場合や居住地遠方の職員などが要因となり、初動動員体制の確立が遅れる可能性が考えられる。訓練の際に実現可能性を付与情報などに組み込み、確認するべきである。
危機管理課 防災推進課	台風14号発生時の主な対策状況 について	意見11	自主避難所を開設する場合、指定緊急避難場所と同様に倉敷市総合防災情報システム上で管理・運営すべきである。
		意見12	高齢者等が十分に避難できていたか等を後日、市が把握している避難行動要支援者名簿、避難登録票などにより確認し、今後の避難計画に活用すべきである。
		意見13	指定緊急避難場所の避難者数について実際の入退所者数を適切に倉敷市総合防災情報システムに入力するよう徹底すべきである。
		評価2	避難指示（高潮）の発令基準を満たしている状況で具体的状況を総合判断して発令を見送っており、個別具体的事案に即して判断したことを評価する。
		意見14	市民に対して、避難解除前に避難場所を離れることは推奨されていない旨の啓発活動を徹底すべきである。
		意見15	災害対策終了時に、被害状況について対応済みであることを確認して、倉敷市総合防災情報システムに入力（報告）するべきである。

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
土木課 防災推進課 教育施設課 保健福祉推進課 交通政策課 公共施設再編整備支援室 危険物保安課 公園緑地課	倉敷市国土強靱化地域計画について (避難路等の整備)	問題なし	—
	(河川設備等の整備)	指摘 1	重点取組項目の河川施設等整備について、令和 2 年度より実施数がゼロであることから、その実施について直ちに取り組むか、重点取組項目の再設定を検討するべきである。
	(津波避難場所等の拡充)	意見 1 6	津波避難場所としての協定施設数について、令和 7 年度の目標値達成はやや困難に見受けられる。引き続き目標値達成を目指して取り組むことが望ましい。
	(要配慮者の避難対策等)	指摘 2	自主防災組織の地区防災計画策定の際に、他の自主防災組織の事例紹介や策定状況の把握を行い、策定までの支援をするべきである。
		意見 1 7	地区防災計画の策定を進めていくためには、より高度な自主防災組織結成により防災、減災に努めるべきである。
	(災害用備蓄物資、資機材の確保)	問題なし	—
	(避難所運営の円滑化)	意見 1 8	防災講演会、出前講座などを通じて啓発し、合わせて避難所を避難者自らが運営できるよう「避難所運営マニュアル」を全ての避難所への設置に努めるべきである。
	(福祉避難所数の拡大)	意見 1 9	福祉避難所について必要施設数の想定及び要配慮者について、保健福祉推進課との情報共有、協力を努めるべきである。
	(要配慮者の避難対策等)	問題なし	—
	(交通施設等に関する耐震化等)	問題なし	—
	(公共施設等の総合管理)	問題なし	—
	(水鳥コンビナートの耐災害性の強化)	問題なし	—
	(学校施設避難所の機能・安全性の確保)	意見 2 0	避難所として使用される小中学校において、災害発生時の避難所運営の観点から、長期的な目標としてより高い洋式化率、100%達成を目標として実施していくことが望ましい。
(指定緊急避難場所となっている公園の整備)	問題なし	—	
防災推進課	防災備蓄倉庫について (災害予防計画)	問題なし	—
	(阿津防災備蓄倉庫管理・運営マニュアル)	評価 3	管理・運営マニュアルの運用、これに基づく点検の実施及び点検簿への記録について評価する。
	(備蓄品等の在庫管理)	指摘 3	装備品及び備蓄品の数量やサイズ、保管場所、賞味期限等を管理する一覧表について、防災推進課職員がエクセル管理している状況にあり、効率性の観点から見直しが必要である。
	(避難所用備蓄保管庫)	意見 2 1	棚卸リストに記載のある備蓄品について倉庫内ではなく保管場所を分ける場合、棚卸リストへの注記に努めるべきである。
		意見 2 2	倉庫内外に棚卸リストが無く、備蓄倉庫内の保管状況が不明であった。倉庫内外いずれかに棚卸リストを保管し、備蓄倉庫利用時に確認できるよう努めるべきである。
意見 2 3		倉庫内外に棚卸リストが無く、備蓄倉庫内の保管状況が不明であった。倉庫内外いずれかに棚卸リストを保管し、備蓄倉庫利用時に確認できるよう努めるべきである。	
意見 2 4		棚卸リストに記載のある備蓄品のうち発火の恐れがあり保管場所を分ける場合、全倉庫で同様の保管に努めるべきである。棚卸リストに記載のない備品が保管されていた。棚卸リストに記載する対応が必要である。	
指摘 4	備蓄保管庫における備蓄品等について、年に一度は防災推進課職員による点検をしているが、点検結果等の記録を残す必要性がある。		

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
市民病院	事業継続計画について	意見 2 5	高度医療機器の更新などのコスト面や他の施策とのプライオリティなどを考慮しながら棚卸計画を進めるべきである。
	在庫管理について	意見 2 6	医薬品及び医療材料について適切な医療措置が取れるよう非常時を想定した備蓄在庫数の確保に努めるべきである。
		意見 2 7	非常食のうち米・水以外の副材について記載がないため、適切な在庫管理に努めるべきである。
		意見 2 8	医薬品及び医療材料について使用期限の定期的な確認とローリングストックを行うことで備蓄増強に努めることが望ましい。
		意見 2 9	棚卸記入表における実在庫数は実地棚卸時の実数を記入し、記入方法を統一するべきである。
		意見 3 0	業務継続計画に基づいた消防訓練の実施について、消火訓練のより一層の強化に努めるべきである。
		指摘 5	どのような形であれ、トリアージ訓練は毎年実施すべきである。
消防局	消防職員の定員充足率、採用形式、年齢構成について	問題なし	—
	消防職員の人材育成について	意見 3 1	惨事ストレスに関する研修を積極的に取り組むよう引き続き努めていただきたい。
	救助訓練実績について	評価 4	省令に基づいた高度救助用器具の設置や「高度救助隊」隊員による人命救助を実施していることに関して評価する。
	人命救助に関する教育訓練の適切性について	問題なし	—
	消防車両等の更新年数について	問題なし	—
	消防資機材の必要定数について	問題なし	—
	消防資機材の保管場所について	問題なし	—
	防火水槽の新設、改修及び撤去について	意見 3 2	防火水槽の新設及び改修、撤去の必要性について、コストを含めた検討や適切な対応を図るべきである。
	計画に基づく消防水利の調査実施状況について	意見 3 3	防火水槽調査報告に点検漏れなどの不備がないよう努めるべきである。
	高規格救急車や高度救命資器材の更新及び整備について	意見 3 4	救急車両の使用に際して支障をきたさない走行距離や更新時期などを見直すべきである。
	救急救命士及び救急有資格者の養成について	評価 5	指導救命士及び救急救命士の増強、一般の救急隊員向けの再教育、知識と技術の向上促進ができていることを評価する。
	女性消防吏員の消防活動事業について	評価 6	消防庁が推進している女性消防吏員活躍に向けた取り組みの実践について評価する。
	火災調査書の作成と提出期限について	意見 3 5	火災調査関連書類について、引き続き速やかな作成及び報告に努めていただきたい。
	火災原因が不明な場合の取り扱いについて	意見 3 6	原因不明の火災調査、火災原因究明にできる限り努め、火災予防につなげていただきたい。
	査察による未是正項目への対応	問題なし	—
	住宅用火災警報器設置状況の調査について	評価 7	消防庁予防課が規定する調査世帯数以上の世帯に、住宅用火災警報器の設置状況確認と設置の促進、啓発活動が行われていることを評価する。
	消防団員任用時の手続きについて	意見 3 7	特別職の地方公務員として扱われる消防団員任用時に暴力団員との関係の有無を明白にするよう努めるべきである。
	消防団員の活動状況に関する実態調査について	意見 3 8	活動実績のない消防団員の实態調査体制の構築、運用に努めていただきたい。
	危険物施設所有事業所への立入検査について	評価 8	「立入検査結果通知書」の発行や是正、証憑書類等の閲覧など、適正な対応ができていることを評価する。
	石油コンビナートについて (防災設備の設置場所)	意見 3 9	資機材の設置場所の不備や発災時の消防活動に支障をきたす設置状況の防止に努めるべきである。
(発災時の行動基準について)	評価 9	コンビナート防災計画に沿った地震訓練、行動基準の作成や、定期的な見直しの実施について評価する。	
(訓練実施後の会議について)	意見 4 0	消防隊長による課題やアドバイス等の共有、ブラインド訓練等を含めた精度の高い訓練の実施に努めていただきたい。	

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
建築指導課	建築物耐震診断等事業	問題なし	—
	木造住宅等耐震改修事業	問題なし	—
土木課	道路橋梁災害復旧事業	問題なし	—
	河川維持管理事業	問題なし	—
住宅課	被災者住宅再建支援事業 (被災高齢者向け住宅再建支援業務)	問題なし	—
	(被災者向け民間賃貸住宅家賃助成業務)	問題なし	—
災害復興推進室	災害復興推進事業	問題なし	—
耕地水路課	農業施設危険箇所緊急対策事業	問題なし	—
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	意見 4 1	審査委員会における各委員の意見やプレゼンテーション時の質疑応答内容について、会議録への記録、保管に努めるべきである。
	ため池防災減災事業	問題なし	—
水道局	地域防災計画	問題なし	—
	くらしき水道ビジョン-2019-	問題なし	—
下水施設課	緊急用備品 (水島下水処理場)	意見 4 2	緊急用の備蓄品として管理しているものを通常備品と区別した置き場の工夫、保管に努めるべきである。
	(倉敷雨水貯留センター)	意見 4 3	各処理場ごとに最低限必要な備品、緊急用備品として必要なものを網羅的に再度検討をすることが望ましい。
浸水対策室	倉敷市止水板設置工事等補助金事業	意見 4 4	実績報告書完了日と実績報告書提出日の相違や、提出期限経過後の提出・受付となっている事務が見受けられたため、要綱改正を含めた改善策を検討すべきである。
下水建設課		意見 4 5	下水道台帳について、適切な登録がなされていない状況、網羅的に情報が集約されていない状況の改善に努めるべきである。
商工課	倉敷市真備地区創業支援補助金 (真備地区転出後の補助金返還義務について)	意見 4 6	真備地区での創業、補助金受領後、真備地区から転出した場合に補助金の返還義務を定めるなどの要件を設けておくべきである。
	(補助金交付後のモニタリングについて)	意見 4 7	補助金交付後、事業を行っていないなどの事実が判明した場合は、補助金の返還を求めるなど、規定を設定するべきである。
	地域おこし協力隊 (報償費について)	問題なし	—
	(報償費以外の活動に要する経費)	問題なし	—
	(活動費の次年度付替処理について)	指摘 6	令和 4 年度に発生した活動費を次年度に付替処理していることは合規性、経済性の観点から不適切な会計処理であり、処理の改善、修正をする必要がある。
	(領収書等の適切な保管について)	指摘 7	地域おこし協力隊受入業務について、領収書の保管等は契約に基づいた適正な履行の確保に努めなければならない。
	(活動に直接関係のない支出について)	意見 4 8	総務省が活動費として掲げている直接的な必要経費以外は、報償費の範囲内で隊員が負担するよう見直すべきである。

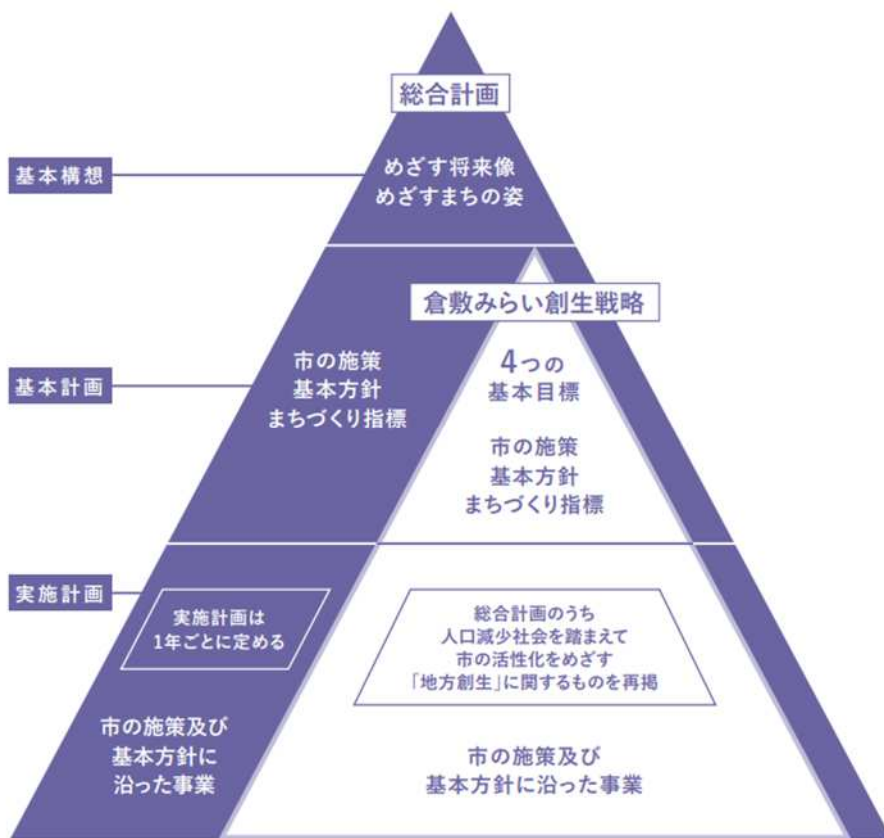
第2章 倉敷市の危機管理に対する取組の状況

第1 倉敷市第七次総合計画の概要

1. 倉敷市第七次総合計画の構成と期間

市は長期的な展望に基づいて、まちづくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにする市の最上位計画として「倉敷市第七次総合計画（以下「総合計画」という。）」を策定している。

総合計画は、倉敷市のめざす将来像を掲げるとともに、めざすまちの姿を示し、まちづくりの方向性を明らかにした「基本構想」、基本構想を具体化し、目標を実現するために必要な市の施策、基本方針及びまちづくり指標を明らかにした「基本計画」、基本計画に定められた施策や基本方針に沿った取組や事業について整理した「実施計画」の3層から構成されている。



(倉敷市第七次総合計画より抜粋)

総合計画は令和3年に策定され、基本構想と基本計画の計画期間は10年となっている。さらに、総合計画のうち、人口減少社会を踏まえて市の活性化をめざす地方創生に関する基本計画と実施計画部分を令和3年度から5年間の「倉敷みらい創生戦略」と位置づけ、施策を推進している。実施計画はPDCAサイクルにより毎年見直しを行っている。基本計画については、社会経済情勢の変化などにより必要な場合は5年を目途に一部修正を検討する。

めざすまちの姿の達成度を客観的に見ることができるよう、重要業績評価指標(KPI)をまちづくり指標として設定しました。文字どおり、目標達成のための「重要な業績の評価(Key Performance Indicator)」のことで、5年後、10年後の目標値を設定しています。

これらの目標を達成するために、アクションプランとなる実施計画を毎年度策定し(Plan)、実施計画に従って着実に事業を実行していきます(Do)。各指標に対する進捗状況や実績値は毎年度定点観測し、計画どおりに進まなかった場合はその原因を、計画どおり進んでいる場合もその要因を評価・検証します(Check)。さらに、どの施策を重要視すべきか、より効果的な事業を展開できないかなど、施策の重点化や事業の見直しを行い(Action)、翌年度の実施計画に反映させます(Plan)。



(倉敷市第七次総合計画より抜粋)

2. 倉敷市第七次総合計画の基本構想

倉敷市のめざす将来像

豊かな自然と紡がれた歴史・文化を次代へ繋ぎ人と人との絆と慈しみの心で地域を結ぶまち倉敷

約 400 年前、大小の島々が点在する穏やかな海だった倉敷市は、江戸時代以降に行われた干拓により、陸地へと姿を変えていきました。干拓地には、塩に強い綿やイ草が栽培され、このことが現代に繋がる倉敷市の繊維産業の礎となり、繊維製品出荷額国内第 1 位の「日本一の繊維のまち」へとつながっています。また、高度経済成長期には更なる発展をめざして、新たな産業を誘致し、水島コンビナートをはじめとする重化学工業製品などの製造により、「ものづくりのまち」としても繁栄を築いています。さらに、「私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と母なる高梁川にはぐくまれ」から始まる倉敷市民憲章にあるように、豊かな自然環境のもと、農業や漁業が営まれ、桃やぶどうなどの多くの特産品を生産しています。そして、豊かな恵みの中で培われ、紡がれた歴史や文化が、私たちの暮らしに彩を与え、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市としての賑わいを創出しています。私たちのまち倉敷市は、これまでの苦難を乗り越えた先人の知識と経験と努力のもとに形作られており、このかけがえのない財産を次の世代に繋げていくことが、私たちの役割と考えます。一方で豊かな恵みを与えてくれる自然は、時に私たちに対して牙をむき、命や財産を脅かすことがあります。平成 30(2018)年 7 月に発生した未曾有の豪雨災害は、真備地区などに大きな爪痕を残しました。現在、災害からの復旧・復興への取組を強力に進めていますが、この取組には全国からの多くの温かい支援があったことを忘れてはなりません。今後も予期せぬ自然災害が起こることを想定し、災害への備えを強化していくことが必要ですが、一番重要なことは、市民一人ひとりの防災への意識を高めていくことです。また、少子高齢化の進行とともに人口減少による地域の衰退が危惧されるなか、今後 10 年、20 年先を見通して、今やらなければならないことをためらうことなく進めていかなければ、今の豊かな暮らしを後世に残していくことはできません。国が実現をめざす Society5.0 の社会では、私たちの暮らしの中に AI、IoT、5G などの最先端技術が取り入れられ、自動運転による車両が人を運び、ドローンが物資を輸送し、危険な場所での作業をロボットが行い、自宅で学校の授業や最新の医療が受けられるなどの未来が描かれています。こうした人に代わってロボットが暮らしを支える未来においても、持続可能な地域社会を形作るのは、やはり人の力であり、相手を思いやり、慈しむ心が育てられなければ、地域全体で支え合い日々の暮らしを楽しめる豊かな地域を築くことはできないのではないのでしょうか。倉敷市は人と人との絆で、個性豊かな地域を結び、災害に負けない活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。そ

の想いを「めざす将来像」に込めています。

(倉敷市第七次総合計画より)

倉敷市第七次総合計画は、SDGs の理念を取り入れた総合計画となっており、第 2 章において基本構想を掲げている。基本構想部分で示しているめざす将来像及びめざすまちの姿の実現に向けて、第 3 章における基本計画で示されている市の施策や基本方針に沿って計画的かつ効果的にその推進を図ることとしている。

基本構想の掲げるめざす将来像、SDGs の理念、基本計画の掲げる各分野との関連性は次のとおりである。

めざす将来像

SDGsの理念

分野



(倉敷市第七次総合計画より抜粋)

3. 倉敷市総合計画における基本構想及び基本計画、実施計画の位置付けと進行管理の考え方

前述したように基本構想及び基本計画で示しためざすまちの姿や市の基本的な取組の方向性に基づき、中期的な視点に立って、各事業を計画的かつ効果的、効率的に推進することを目的として各実施計画が策定されている。

そのため実施計画では、基本計画で示されためざすまちの姿を実現するための具体的な内容を明らかにしており、各担当部署では、この実施計画に基づいて事業を推進している。

そして、市は基本構想で掲げるめざす将来像の実現のために、計画を策定するだけではなく、いかに進捗状況の管理を行い効果的な推進をしていくかが重要と捉えているため、行政評価を行っている。行政評価では、めざすまちの姿の達成状況を客観的に見るための指標として設けたまちづくり指標について、「まちづくり指標」アンケート調査や、市での集計、各種統計等により、毎年度実績値を把握するとともに、実施計画に掲載した事業の実績及び今後の取組方針を明確化することにより、施策の重点化やその推進手段である事業の見直しにつなげ、総合計画の計画的かつ効果的な推進を図っている。

第2 危機管理に係る施策の概要

市は基本構想、基本計画及び実施計画の3層構造からなる総合計画を上位計画として、基本計画による施策の具体化、あるいは実施計画に基づく事業の補完のために各部局で個別計画を策定している。このように構成されている総合計画のうち、基本構想の施策展開の方向において、危機管理に関連する概念が次のように表現されている。

【めざすまちの姿】行政と市民、企業などが連携し、防災・減災対策や感染症対策などを積極的に進めるとともに、だれもが命を守る意識をもっている

【市の施策】防災・減災意識を高め、災害に強いまちをつくる

そして、その基本構想を受け、基本計画及び実施計画が策定されているが、危機管理に関連する施策・事業等については、次のように位置づけている。

	基本計画	実施施策
重点戦略	倉敷市第七次総合計画 重点戦略3 生活環境・防災・都市基盤 防災、減災意識を高め、災害に強いまちをつくる	重点戦略3に対応する各施策事業
分野別計画/ 実施計画 事業	倉敷市第七次総合計画 重点戦略3における 基本計画3-5 SDGs関連項目3、11、13、 17	基本計画3-5における 現状と課題を踏まえた 自主防災組織カバー率 の向上、 地区防災計画作成取組 支援など

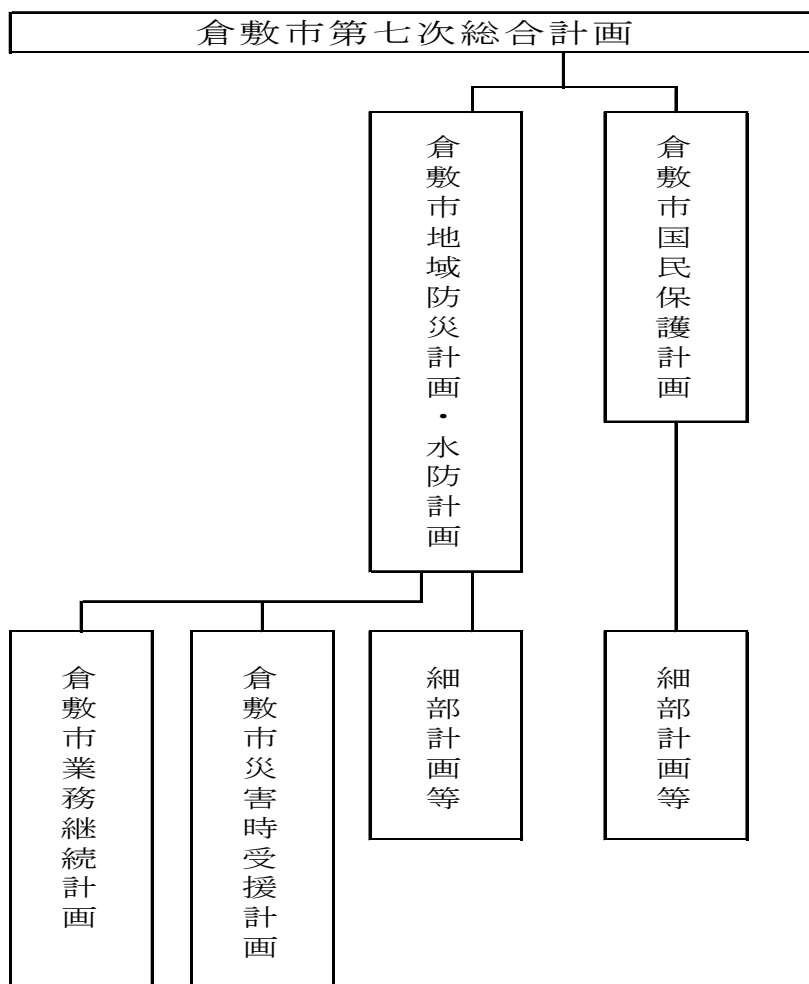
(倉敷市第七次総合計画より作成)

ここで記述したものは、総合計画で掲げる危機管理に関連する主な施策・事業であるが、危機管理に関する内容は、他の分野別計画・実施計画事業にも内包されており、また関連する個別計画も含め全体として、市の危機管理を機能させるものである。

市においては、総合計画や個別計画等、危機管理に関する計画が存在するが、これらの計画のうち、危機管理に関する分野において中心に位置づけられるのが、危機管理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることにより市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活の安心及び安全並びに行政に対する信頼を確保することを目的として策定された「倉敷市地域防災計画・水防計画」である。

また、武力攻撃事態等における国民保護を目的とした「倉敷市国民保護計画」がある。

危機管理を構成する計画体制



(市資料より作成)

計画の構成	内容
倉敷市業務継続計画	大規模な災害が発生した場合に予想される業務遂行能力の低下に対して非常時優先業務の選定、首長不在時の代行順位、職員の参集体制を定めて業務継続能力の維持するための計画。
倉敷市地域防災計画・水防計画	災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき倉敷市防災会議が策定する計画。災害予防・応急対策・復旧復興を取りまとめた基本方針のもと、風水害を対象とした防災活動の環境整備、防災施設の点検、整備、要配慮者等の安全確保、災害応急対策計画、災害復旧等について取りまとめた「風水害等対策」、地震、津波を対象とした防災活動の環境整備、防災施設の点検、整備、要配慮者等の安全確保、災害応急対策計画、災害復旧等について取りまとめた「地震、津波災害対策」、南海トラフ地震については「南海トラフ地震防災対策推進計画」として一章が立てられている。その他災害対策本部運営要領などの資料を取りまとめた「資料編」、災害時における相互応援に関する協定についてまとめた「協定編」で構成されている。
倉敷市国民保護計画	武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び国民保護に関する岡山県計画に基づき、国民の保護のための措置を実施するための計画。
倉敷市災害時受援計画	災害発生時に被災地外からの自治体、ボランティア等による支援を円滑に受け入れるための体制、支援を必要とする業務内容および応援要請・受入手順等を可能な限り具体的に定めることにより効果的な災害応急対策の遂行と迅速かつ円滑な被災者支援を実施するための計画。

(市資料より作成)

第3 監査対象の概要

監査対象となる事務は、「倉敷市地域防災計画・水防計画」において特定された各計画又は各事業のうち、主として令和4年度までに策定された計画又は開始された事業に関連するものである。ただし、令和5年度より策定された計画又は開始された事業についても、危機管理の観点から重要と判断した場合は、事業の途中経過までを監査対象としている。

また、市の第七次総合計画における基本構想及び基本計画、実施計画、具体的な危機管理の指針である倉敷市地域防災計画・水防計画において、危機管理の範疇に含まれているか明確にされていないもの、危機管理に関連する業務とその他の日常業務との境界があいまいで明確な区分が困難であっても、事業や事務の性質上、危機の発生を抑止し損失や被害の発生を回避又は最小化する一定の効果があると認められたものについては監査の対象に含めている。

なお、監査上は、所管する部局の特徴を踏まえ、「災害対策」、「消防」、「建築・水道その他の各種事業」の3つに大別し、各部局が実施する事務を監査する方法を採用している。

市の基本計画及び実施計画に関連する個別計画や関連する事業を前述した災害対策、消防、その他各種事業を基準に再整理すると次の表のようになる。

区分	関連する個別計画	関連する事業
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市地域防災計画 ・ 倉敷市水防計画 ・ 倉敷市業務継続計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害予防事業 ・ 地域防災計画策定・修正事業 ・ 緊急情報提供無線システム管理運営事業 ・ 災害備蓄品整備事業 ・ 防災力強化事業 (高梁川流域自治体間連携) ・ 要援護者避難支援事業 ・ 地域健康危機管理体制推進事業 ・ 防災訓練事業 ・ 自主防災組織育成事業 ・ 防災体制の充実 ・ 帰宅困難者対策事業
消防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市災害時受援計画 ・ 倉敷市国民保護計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防総務管理事業 ・ 消防訓練事業 ・ 消防防災施設等維持管理事業 ・ 消防水利管理事業 ・ 消防防災施設等整備事業
建築・水道その他の各種事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぐらしき水道ビジョン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物耐震診断等事業 ・ 木造住宅等耐震改修事業 ・ 道路橋梁災害復旧事業 ・ 河川維持管理事業 ・ 被災者住宅再建支援事業 ・ 災害復興推進事業 ・ 農業施設危険箇所緊急対策事業 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・ ため池防災減災事業

(市資料より作成)

第3章 監査の結果における指摘及び意見

第1 災害対策

1. 対象部局と事業概要

(1) 災害対策の概要

市の災害対策に関する業務は、主として防災危機管理室がこれを行うことから、災害対策の概要については危機管理課及び防災推進課について記載している。

① 業務分掌（危機管理課及び防災推進課）

災害対策本部（以下「本部」という。）は下記のいずれかの状況が発生した場合、設置される。

ア 本部の設置

本部の設置は次の基準による。

風水害時等

(ア) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮若しくは波浪の警報又は特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき。

(イ) 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。

(ウ) 市に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。

(エ) 市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流したとき、又はこれにより複合災害を誘発するおそれのあるとき。

(オ) 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の交通事故及び船舶、航空機事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。

地震・津波災害時

(カ) 市内で震度5以上の地震が発生したとき。

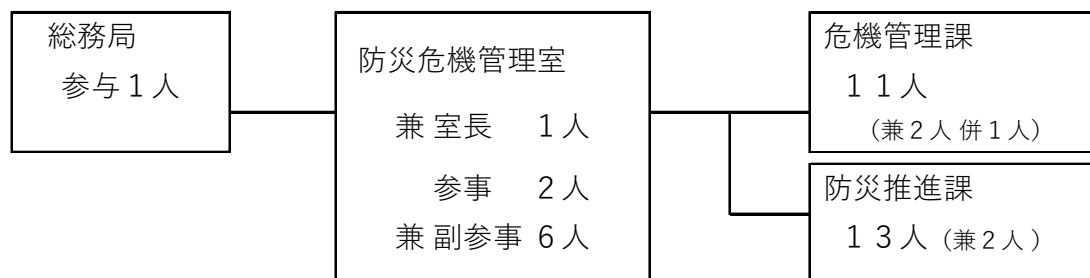
(キ) 気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。

(ク) 気象庁から大津波警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。

(ケ) その他市長が必要と認めるとき。

② 組織図（危機管理課及び防災推進課）

（令和5年4月1日現在）



（市資料より作成）

（2） 関係法令・規則等の一覧

災害対策に関する主な関係法令及び規則等は次のとおりである。

- 1) 災害対策基本法、災害救助法
- 2) 倉敷市災害対策基本条例、倉敷市災害対策本部条例、
- 3) 倉敷市石油コンビナート等災害対策本部設置規程、倉敷市特殊災害原因調査規程

(3) 決算数値の推移（危機管理課及び防災推進課）

① 歳入の推移

ア. 危機管理課

(単位：千円)

科目				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
款	項	目	節			
23	03	02	02 自衛官募集事務委託金	77	77	93
24	01	03	50 災害救助費負担金	3,073	—	295
合計				3,150	77	388

イ. 防災推進課

科目				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
款	項	目	節			
22	01	02	01 一般管理使用料	12	12	12
24	01	03	50 災害救助費負担金	—	—	64
24	02	02	08 災害対策費補助金	13	788	1,016
26	01	03	90 災害救助費寄付金	0	—	—
29	11	01	01 違約金	102	—	—
29	11	12	86 雑入	639	1,211	2,273
30	01	01	12 防災対策事業債	0	0	0
合計				766	2,011	3,365

(市資料より作成)

② 歳出の推移

ア. 危機管理課

(単位：千円)

科目				令和	令和	令和
款	項	目	節	2年度	3年度	4年度
02	01	64	01 報酬	3,698	3,594	3,633
02	01	64	04 共済費	625	573	549
02	01	64	09 旅費	2	91	138
02	01	64	11 需用費	13,120	12,297	10,463
02	01	64	12 役務費	7,666	9,791	7,960
02	01	64	13 委託料	31,230	40,394	45,564
02	01	64	14 使用料及び賃借料	5,389	5,005	5,772
02	01	64	15 原材料費	-	-	0
02	01	64	17 備品購入費(注)	-	-	997
02	01	64	19 負担金補助及び交付金	364	364	364
合計				62,094	72,109	75,440

(注)「令和4年度の「17 備品購入費」は、防災訓練の所管が危機管理課となり令和4年度より新規事業となるものである。

(市資料より作成)

イ. 防災推進課

(単位：千円)

科目				令和	令和	令和
款	項	目	節	2年度	3年度	4年度
02	01	64	07 報償費	250	31	437
02	01	64	08 旅費	0	37	132
02	01	64	10 需用費	68,770	47,821	31,993
02	01	64	11 役務費	721	404	215
02	01	64	12 委託料	19,577	5,826	19,382
02	01	64	13 使用料及び賃借料	261	454	788
02	01	64	15 工事請負費	234,140	-	-
02	01	64	15 原材料費	507	387	340
02	01	64	17 備品購入費	13,625	12,238	7,926
02	01	64	18 負担金補助 及び交付金	-	910	1,821
02	01	64	21 補償補填 及び賠償金	0	20	107
02	01	64	23 補償金利子 及び割引料	18,476	-	-
合計				356,327	68,128	63,141

(市資料より作成)

(4) 人件費の推移

職員数は年度末時点の人数、人件費総額は年度末時点における職員の当該年度における人件費の総額（選挙事務従事分を除く。）を記載している。

一人当たり月平均時間外勤務時間は、総時間外勤務時間について時間外勤務をした職員数（表中の職員数とは異なる。）と月数で除して算定している。

防災推進課 常勤職員

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職員数（人）（A）	10	10	10
人件費総額（B）	75,940	72,193	73,457
（うち管理職員特別勤務手当）	316	72	580
（うち時間外勤務手当）	2,633	4,883	6,563
（うち休日勤務手当）	39	18	152
一人当たり年間平均人件費（B/A）	7,594	7,219	7,346
総時間外勤務時間（時間）	1,492	2,180	4,142
一人当たり月平均時間外勤務時間（時間）	12	18	34

出典：総務局総務部人事課提出資料のもとに外部監査人加工

（注1）職員数には再任用職員が含まれている。

（注2）人件費総額には、管理職員特別手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当が含まれている。

危機管理課 常勤職員

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職員数（人）（A）	5	9	9
人件費総額（B）	38,061	70,460	69,581
（うち管理職員特別勤務手当）	176	272	220
（うち時間外勤務手当）	4,731	5,607	5,412
（うち休日勤務手当）	70	166	87
一人当たり年間平均人件費（B/A）	7,612	7,829	7,731
総時間外勤務時間（時間）	1,640	2,263	2,573
一人当たり月平均時間外勤務時間（時間）	27	20	23

出典：総務局総務部人事課提出資料のもとに外部監査人加工

（注1）職員数には再任用職員が含まれている。

（注2）人件費総額には、管理職員特別手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当が含まれている。

2. 監査の要点

- (1) 防災、危機管理に関する事務について、関連法令及び条例、規則等に準拠しているか。
- (2) 防災、危機管理に関する事務の執行が目的に適合しており、適切に実施されているか。
- (3) 防災、危機管理に関する事務の執行が計画された成果を適切に積み上げているか（有効性）、より高い成果を残す工夫はなされているか（効率性）、最小のコストを目標に実施されているか（経済性）。

3. 監査手続

- (1) 災害対策に関連する法令及び条例並びに規則等を把握し、事務の執行に問題点がないかを検討した。
- (2) 倉敷市業務継続計画並びに倉敷市地域防災計画、倉敷市水防計画及び別冊の資料編、協定編を閲覧し、その記載内容を確認した。
- (3) 倉敷市災害時受援計画を入手し、サンプルベースで協定書を閲覧し、協定内容を確認するとともに、協定書に定めている事項を適切に実施しているかを検討した。
- (4) 災害対策に係る組織体制を把握し、有効性、効率性及び経済性に問題がないかを検討した。
- (5) 災害対策に係る業務体制を把握し、有効性、効率性及び経済性に問題がないかを検討した。
- (6) 防災倉庫及び水防倉庫の現場視察を行い、備蓄品及び水防資材の保管状況を確認するとともに管理体制を検討した。
- (7) 重要と判断した事項について、歳入及び歳出項目に関する担当者への質問や証憑突合を実施した。
- (8) 人件費に係る管理体制を把握するため、サンプルベースで関係書類の閲覧及び担当者への質問を実施した。
- (9) 契約事務について、落札状況等を分析し、サンプルベースで関係書類の閲覧及び担当者への質問を実施した。

- (10) その他必要と判断される項目について、各担当者に質問を実施するとともに、関係書類の閲覧を実施した。

4. 監査結果

(1) 倉敷市防災ガイドブック等について

市は災害が発生したときの行動や、災害に備えて準備できること等をまとめた「くらしきの防災（以下「防災ガイドブック」という。）」を作成している。

その他、洪水や土砂災害が発生したときに想定される被害予想や指定緊急避難場所の一覧を記載した倉敷市洪水・土砂災害ハザードマップ、高潮浸水が発生したときに想定される被害予想や指定緊急避難場所の一覧を記載した倉敷市高潮ハザードマップ等のマップ（以下「防災ハザードマップ」という。）を作成している。

これらの作成目的、配布及び入手方法等は次のとおりである。

	名称	作成の目的	配布及び入手方法等
1	くらしきの防災	災害が発生したときの行動や災害に備えて準備できること等をまとめたもの	(1) 防災推進課及び市役所の情報公開コーナーで配布 (2) 市のホームページからのダウンロード (3) 転入者についてはQRコードから読み取りの案内、希望する場合は紙面配布

2	<p>倉敷市洪水・土砂災害ハザードマップ</p> <p>倉敷地区 児島地区 玉島地区 水島地区 真備・船穂地区</p>	<p>洪水や土砂災害の危険に備えるために令和5年3月に作成したもの</p> <p>令和4年度 12,000枚作成 令和5年度 185,000枚作成</p> <p>広報くらしき5月号に同封して配布</p>	<p>(1) 広報くらしきに同封して配布</p> <p>(2) 防災推進課及び市役所の情報公開コーナーで閲覧</p> <p>(3) 市のホームページからのダウンロード</p>
3	<p>倉敷市高潮ハザードマップ</p> <p>倉敷市全域</p>	<p>台風による高潮の浸水被害に備えるために、令和5年3月に作成したもの</p> <p>令和4年度 12,000枚作成 令和5年度 185,000枚作成</p> <p>広報くらしき8月号に同封して配布</p>	<p>(1) 広報くらしきに同封して配布</p> <p>(2) 防災推進課及び市役所での情報公開コーナーで閲覧</p> <p>(3) 市のホームページからのダウンロード</p>
4	<p>倉敷市内水ハザードマップ</p> <p>倉敷地区(北部・南部) 児島地区 玉島地区 水島地区 真備・船穂地区</p>	<p>梅雨や台風などの大雨によって排水施設(排水路・下水道施設など)で排水しきれなくなった雨水があふれ出し、浸水が発生した場合を想定したもので、内水警戒区域等の位置や避難に関する情報の入手方法を市民に周知するもの</p> <p>水防法第15条第3項に基づく「内水による浸水ハザードマップ」とは別のもの。</p>	<p>(1) 市のホームページからのダウンロード</p> <p>(2) 紙面のものは防災推進課及び浸水対策室にて配布</p>

(市資料より作成)

① 倉敷市防災ガイドブック等の外国語版について

【事実の概要】

市が作成している防災ガイドブック等について、外国語版の作成状況は次のとおりである。

	所管課	名称	外国語版の作成状況
1	防災推進課	くらしきの防災	外国語版は作成されていない
2	同上	倉敷市洪水・土砂災害ハザードマップ	同上
3	同上	倉敷市高潮ハザードマップ	同上
4	浸水対策室	倉敷市内水ハザードマップ	同上

(市資料より)

上記のとおり、防災ガイドブック、防災ハザードマップについて外国語版は作成されていない。また内容について、英語、中国語及び韓国語による並列記載もない。倉敷防災ポータルは日本語以外の10カ国語に対応しているが、参照できるハザードマップなどの画像データは日本語表記である。例えば携帯電話からのアクセスでは、画像は縮小され見づらいうえに、画像データであるからおそらく相応の通信量が必要であると考えられ、災害発生時における通信環境を考えれば便利に使用できるものではない。

日本語の理解が十分ではない外国人にとって、現在、市が作成している防災ガイドブック等では、記載されている内容を理解することは難しいと考えられる。したがって、外国人は災害に対する事前の備えを十分に進めておくことができないだけでなく、災害が発生した時に必要な支援を受けることができないといった問題が生じる可能性が他の市民よりも高くなる。

このことに関連して、総務省では令和2年8月に「多文化共生の推進に関する研究会」からの報告書を公表している。当該研究会は、東日本大震災において外国人住民への情報提供及び支援活動等に関する対応の更なる充実が必要であることが明らかになったことを受けて開催されるようになったものであり、地方公共団体における災害時の円滑な外国人対応を図るための検討が行われている。当該報告書によると、提言の一つに「災害時の支援体制の整備」が挙げられており、次のとおり記載されている。

(3) 災害時の支援体制の整備

近年、自然災害が多発・激甚化している中、外国人住民数は令和元年末現在で約 293 万人、訪日外国人数についても令和元年の総数は約 3,188 万人といずれも過去最高を更新しており、外国人が被災者となり避難所等で支援を受けるケースが増加している。

例えば、平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震では、熊本市国際交流会館に開設された外国人避難対応施設に避難した外国人は一時的に100人を超えたほか、平成30年(2018年)9月に発生した北海道胆振東部地震では、札幌市が開設した観光客向け避難所に3日間で延べ3,000人以上が避難し、そのうち約6割が外国人であった。外国人被災者への支援については、災害発生時に国際交流や生活相談等の対応実績のある地域国際化協会と地方公共団体が連携して「災害多言語支援センター」を設置する等の対応を実施している。都道府県・指定都市の地域国際化協会と地方公共団体との災害時の外国人支援に係る連携体制の確保方策については、協定の締結によるもののほか、地域防災計画に災害時に地方公共団体と地域国際化協会とが連携して外国人支援を行うことを明記すること等により個別に連携をとって対応している。

また、大規模災害発生時に外国人に対する災害応急対策及び災害予防対策の支援を円滑に推し進めるため、地域国際化協会間の広域的な相互支援の枠組みが整備されており、具体的には、全国に6ブロックある各地域ブロック内の協会間の相互支援協定及び地域ブロック間の広域支援協定がそれぞれ締結済である。

(「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(総務省))

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000706219.pdf より抜粋)

前述のとおり、当該報告書では災害時の支援体制を前提とした災害発生時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の確保のため、自治体に地域国際化協会と地方公共団体との連携体制を整備するとともに、外国人住民の増加や国籍等の多様化、自然災害の多発・激甚化を踏まえて連携内容の再確認を行うことを求めている。また、地方公共団体間で締結している相互支援協定に、多言語での支援体制の整備のために必要な人材の派遣を位置付けるよう検討する。また、NPO等やその他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定の策定を検討するように求めている。

② 監査結果

ア 【C：意見1】

災害から身を守ることは、外国人、障がい者、高齢者及び乳幼児等の区別なく、等しく重要なものである。故に、災害に対する事前の備えを十分に進めておくこと、災害が発生した時に必要な支援を受けることが必要であり、その入口として外国人に対しても防災ガイドブック等の情報が伝わる工夫をする必要がある。

そのためには、防災ガイドブック、防災ハザードマップについて、わかりやすい日本語及び英語版を作成することが考えられる。防災ガイドブックについては岡山県で作成しているものを活用しているので良いとして、防災ハザードマップについては、ユニバーサルデザインを取り入れる、凡例部分の施設等の箇所だけでも外国語表記を入れるなど、コストとハザードマップの有効性の向上との比較を勘案したうえで、必要に応じて作成することが考えられる。

イ 【C：意見2】

防災ハザードマップは災害時に役立つ情報を提供し、もしもの時のために日頃からの備えと対策をしてもらうことを目的としている。

もしもの時のための情報であることから、マップに記載される情報には正確性が重要であり、それは外国語への翻訳に際しても求められるべきものである。コストと有効性の向上との比較を勘案したうえで、必要に応じて作成することが考えられる。

ウ 【C：意見3】

防災ガイドブック及び3種類の防災ハザードマップは大きな災害が発生したときに想定される被害結果の詳細をまとめたものである。このように、災害に備えるための情報として重要なものであることから、住民等への十分な周知を図る必要がある。

十分な周知を図るためには、市役所および支所での情報公開コーナー等での閲覧ないし配布や、市のホームページからのダウンロードでは、周知の方法として必ずしも十分とは言えないと考える。

防災ガイドブック及び3種類の防災ハザードマップは、市民の自主防災における入り口であり、一丁目一番地とも言えるものである。市では令和5年度185,000部を作成して広報くらしきに同封して配布することとなっているが、倉敷市における世帯数は約220,000世帯あり約85%のカバー率となる。コスト面での検討は必要になるが、全世界帯配布を目標として、市が届けることができる情報は全て市民に届けるようにしてもらいたい。

(2) 避難準備情報について

【事実の概要】

倉敷市の防災ガイドブックによると、避難に関する情報について次のとおり記載されている。

市町村は、災害が発生する危険が高まった場合に、
区域と対象者を示して避難情報等を発令します。
市町村から発令される避難情報には、以下のものがあります。

高

緊急の度合い

緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている
場合で、立ち退き避難をすることがかえって危険
なおそれがある場合に、可能な範囲で市町村が
発令（必ず発令される情報ではありません。）

- 避難場所への立ち退き避難をすることがか
えって危険である場合、緊急安全確保により、
命を守るための最善の行動をとりましょう。
(注意) 緊急安全確保については、災害が発生
し、又は発生しようとしている状況で、安全に
この行動をとることができるとは限りません。
また、この行動をとったとしても身の安全を確
保できるとは限りませんので、必ず「避難指
示」で危険な場所から全員避難しましょう。

避難指示

災害による被害が予想され、人的被害が発生す
る可能性が高まった場合に市町村が発令

- 危険な場所にいる場合は、速やかに避難場所
へ避難しましょう。

高齢者等避難

災害のおそれがあり、避難指示を発令するこ
とが予想される場合に市町村が発令

- 避難に時間を要する人（高齢者、障がい
のある人、乳幼児等）とその支援者は、危険な
場所から避難しましょう。
- その他の人は、避難の準備を整えましょう。

災害発生!
命を守る
行動を!



防災気象情報と警戒レベル

災害発生の危険度を直観的に理解し避難行動がとれるように、市町村が発令する避難情報や、気象台が発表する防災気象情報等の防災情報は5段階の「警戒レベル」を用いて伝えられます。

「警戒レベル4」で危険な場所から全員避難しよう！



5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応		住民が取るべき行動	警戒レベル
	キキクル					
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	災害切迫	氾濫発生情報	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>	命の危険 直ちに安全確保！ <small>・すでに安全な避難ができます。命が危険な状況に陥る場所よりも安全な場所へ速やかに移動する。</small>	5
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞						
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報 高潮特別警報	危険	氾濫危険情報	避難指示 第4次防災体制 <small>(災害対策本部設置)</small>	危険な場所から全員避難 <small>・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。</small>	4
大雨の半日～数時間前	大雨警報 洪水警報 ※1 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	警戒	氾濫警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 <small>(高齢者等の発令は半階以上の対応)</small>	危険な場所から高齢者等は避難 <small>・高齢者等以外の人も必要に応じて、着陸の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をより、自主的に避難する。</small>	3
大雨の数日～約1日前	大雨の発生が予想される可能性が高い注意報 高潮注意報 大雨注意報 洪水注意報	注意	氾濫注意情報	第2次防災体制 <small>(高齢者等避難の発令を判断できる体制)</small> 第1次防災体制 <small>(連絡要員を配置)</small> ・心構えを一段高める ・職員の間接体制を確認	自らの避難行動を確認 <small>・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。</small>	2
	早期注意情報 <small>(情報級の可能性)</small>				災害への心構えを高める	1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

(市の防災ガイドブックより抜粋)

防災ガイドブックには、危険度の高い順に「緊急安全確保」、「避難指示」及び「高齢者等避難」の3段階の説明がある。その中の高齢者等避難については、避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある人、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難しましょう、その他の人は避難の準備を整えましょう、と記載されている。

また、避難準備情報の緊急の度合いについて「高」のみが記載されている。これは、緊急安全確保及び避難指示と比較して「高齢者等避難」は「低」を記載することにより相対的に危険度が低いものであるとの誤解を防ぐためであり、避難準備情報が発表された段階での絶対的な危険度が低いものであるとの誤解を防ぐ意図であると思われる。

【C：意見4】

防災ガイドブックにおける「災害から身を守るために知っておくべきこと」の記載内容、文面字句には、情報の伝達認識に食い違いが生じないようにとする配慮が感じられ、監査人もその意図に賛同する。

ただ、「高齢者等避難」の「その他の人は、避難の準備を整えましょう」における「準備」という言葉から「準備や待機」と解釈してしまう可能性があり、その意味が必ずしも市民に正しく浸透しない可能性がある。

ここに関しては全体の文面から「避難の体制を整え、何時でも避難できるようにしましょう」とし、発災時に即時避難ができるよう伝えるのが望ましい。

(3) 共助の促進（自主防災組織の結成）について

倉敷市は、倉敷市地域防災計画において、「地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する」と定めている。

倉敷地域防災計画が規定する自主防災組織等の育成に関する主な計画内容は以下のとおりである（同計画第2編第1章第1節第3）。

① 自主防災組織の結成・活動に関する計画・支援内容

倉敷市は、倉敷市地域防災計画において、「自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の活動に対する支援を行う」とした上で、倉敷市国土強靱化地域計画において、自主防災組織の結成カバー率の目標値（令和7年度）を90%にするという具体的計画を策定し（令和2年度の自主防災組織の結成カバー率は、77.7%）、自主防災組織の結成・活動を促進・支援すべく、出前講座の実施、自主防災組織の結成時と結成後5年経過時点における資機材配布、自主防災組織を参加者とする訓練を実施するとともに、毎年春に、自主防災組織に対して、前年度の活動報告を求め、アンケート調査を実施している。

② 自主防災組織の結成状況

自主防災組織の結成状況は次のとおりである（令和5年3月31日時点）。

地区	結成済み			市総数		世帯比
	設立数	町丁数	世帯数	町丁数	世帯数	
倉敷	145	78	81,499	114	104,954	77.65%
児島	101	62	23,822	98	31,008	76.83%
玉島	76	20	23,678	37	28,223	83.90%
水島	112	57	32,651	119	42,351	77.10%
船穂	3	2	3,151	3	3,357	93.86%
真備	57	10	7,997	11	8,733	91.57%
計	494	229	172,798	382	218,626	79.04%

【C：意見5】

上記の進捗からすれば、令和7年度に自主防災組織の結成カバー率の目標値（90%）に到達することは困難であると考えられる。

自主防災組織は、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（災害対策基本法2条の2第2号）であって、防災の責務を義務付けられているわけではない。しかしながら、大規模災害発生時に、個人の力（自助）や公的主体による対応（公助）に限界が想定されることから、地域での助け合い（共助）として自主防災組織の組成が求められているところである。

引き続き、自主防災組織が結成されていない地区の住民に対して、自主防災組織の必要性を周知し、自主防災組織の結成促進に努めるべきである。

③ 自主防災組織の活動状況

令和4年度の自主防災組織活動報告書の集計結果によれば、自主防災組織の活動状況は次のとおりである。

設問	回答数	割合
活動あり	232	47%
活動なし	32	6%
未提出	230	47%
計	494	100%

上記「活動あり」の具体的な活動内容は次のとおりである。

活動内容		年実施回数(回)	延べ参加者数(人)
平常時の活動内容	避難経路を確認する避難訓練	100	3,288
	避難誘導訓練	51	2,266
	情報収集・伝達訓練	137	3,537
	初期消火訓練	27	895
	防災知識の啓発	181	5,082
	防災講座及び研修会等への参加	148	2,463
	防災まち歩き(危険箇所の見回り等)	35	646
	防災マップづくり	19	365
	土のう作成訓練	27	1,156
	備蓄品、防災資機材の点検・整備・購入	111	2,312
非常時の活動	災害危険箇所等の見回り	29	374
	情報収集・伝達	34	1,028
	初期消火活動	2	82
	負傷者等の救出・救護	5	60
	住民の避難誘導	11	497
	避難所の運営支援	11	248
その他		67	1,110
計		995	25,409

自主防災組織で活動する際に困っていることの有無・内容について調査したアンケート結果は次のとおりである。

アンケート内容	回答内容	回答数	提出団体に占める割合(%)
自主防災組織で活動する際、困っていることはありますか？ 【複数選択可】	避難訓練などの実施方法がわからない。	34	13%
	地域の中に協力者がいない。地域住民が非協力的である。	20	8%
	自治会や自主防災組織に入らない世帯があり、地域での活動が難しい。	25	9%
	住民が高齢化し、活動を継続することが難しい	85	32%
	予算や物資が不足しているため活動できない	14	5%
	具体的にどのような活動をすればよいのかが分からない	54	20%
	活動する必要性を感じていない	17	6%
	特になし	74	28%
	計	323	

【C：意見6】

以上から、自主防災活動を行っている自主防災組織が全体の半数近くある。しかしながら、全く活動を行っていない組織が一定数あるだけでなく、そもそも、自主防災組織活動報告書さえ未提出の自主防災組織が半数近くを占めており、これらの自主防災組織については、組織の形骸化が懸念される。

引き続き、報告書未提出の自主防災組織に対しては、報告書の提出を促し、活動実態の把握に努めるとともに、上記アンケート結果によれば、自主防災組織の活動で困っている事項としては、「住民の高齢化により、活動継続が困難」と「具体的にどのような活動をすればよいか分からない」の割合が比較的大きいところ、そのうち、少なくとも「具体的にどのような活動をすればよいか分からない」と回答している組織については具体的な活動方法を周知することで活動を支援できると考えられるため、積極的に活動を行っている自主防災組織の活動内容について、他の自主防災組織へ情報提供することを検討すべきである。また、「避難訓練などの実施方法がわからない。」との回答も13%を占めているところ、これについても、実際に、有事を想定した避難訓練等を行っている自主防災組織の活動内容を情報提供することで解消することが可能であると考えられる。

④ 地区防災計画の策定状況

倉敷市は、倉敷市地域防災計画において、自主防災組織に対し、災害対策基本法42条3項に規定する地区防災計画の策定を促すとした上で、倉敷市国土強靱化地域計画において、「地区防災計画取組件数」の目標値（令和7年度）を150件にするという具体的計画を立てている（令和2年度の「地区防災計画取組件数」は14件）。

災害による被害をできるだけ少なく（減災）するためには、自助、共助、公助の連携が不可欠であるところ、地区防災計画は、地区住民等が地域コミュニティの共助力向上のために、自発的に行う防災活動に関する計画である。

地区防災計画の策定状況は次のとおりである（令和5年3月31日時点）

策定段階	地区数
地区防災計画を策定済み	7
倉敷市防災会議へ地区防災計画(素案)の提案書を作成中	3
地区防災計画を作成中	25
計(地区防災計画取組件数)	35

策定済みの7件については、倉敷市地域防災計画の資料編に地区防災計画策定状況(番号・地区・作成主体・計画の名称・策定年度)が記載されている。

策定済みの7件の地区防災計画の内容を確認したところ、概ね、各地区の特性及び想定される各災害リスクの説明とともに、災害発生時の情報取得・連絡方法、避難場所等が説明され、非常備蓄品の準備が推奨されているというものであった。中には、当該自主防災組織内において、本部長、副本部長、人事グループ、避難誘導グループ、情報集約グループ、復旧グループ、避難訓練グループを設けて、平常時・災害時・復旧時における具体的な役割分担まであらかじめ決めて災害に備えているものもあった(月之木町内会防災計画)。

また、上記令和4年度の自主防災組織活動報告書における、地区防災計画の策定状況を調査したアンケート結果は次のとおりである。

アンケート内容	回答内容	回答数	提出団体に占める割合(%)
地区防災計画について、貴自主防災組織の意向を教えてください。	取り組み中(令和5年度で取り組む予定)	44	17%
	興味がある(令和5年度に出前講座を受けてみたい)	57	22%
	令和5年度は希望しない	64	24%
	わからない	70	27%
	計	235	

【A：評価1】

策定済みの地区防災計画の形式・具体的内容は、様々で、画一化されたものではなく、当該地区住民が、自発的に、地域の特性に応じた計画を策定している様子がうかがえた。

【C：意見7】

倉敷市地域防災計画への地区防災計画の内容記載検討について

上記の進捗からすれば、令和7年度に「地区防災計画取組件数」の目標値（150件）に到達することは困難であると考えられる。引き続き、地区防災計画の策定が未了の地区に対して、同計画の必要性を啓発するとともに、素案作成を支援すべきである。

また、策定された地区防災計画は、倉敷市地域防災計画に定めることができるのであるから（災害対策基本法42条3項）、将来的には、倉敷市地域防災計画に「地区防災計画策定状況」を掲載するだけでなく、同計画に「地区防災計画編」を設ける、地区防災計画の内容を添付する等して、地区防災計画の内容を記載することを検討すべきである。

（4） 要配慮者に対する支援について

【はじめに】

倉敷市は、倉敷市地域防災計画上「乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等」の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法の整備・把握に努めること、医療・福祉関係機関と連携の下、要配慮者に対する速やかな支援のため協力体制の確立を図り、要配慮者向けの避難先となる福祉避難所を確保すること等を定めている。

倉敷地域防災計画に規定する、主な要配慮者対策の実施内容は以下とおりである（同計画第2編第1章第3節第1）。

【要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等】

① 要配慮者等の把握

まず、倉敷市地域防災計画上、倉敷市は、災害発生時に要配慮者に対する援護が適切に行われることを目的に要配慮者に係る詳細情報（①居住地、自宅の電話番号、②家族構成、③保健福祉サービスの提供状況、④外国語による情報提供の必要性、⑤視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性、⑥近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する））を、日頃から把握しておくこととされている。

倉敷市が要配慮者として把握している人数等は次のとおりである（令和5年3月末日時点）。

要配慮者	人数
乳幼児	27,049
身体障がい者	16,214
知的障がい者	4,449
精神障がい者	4,739
難病のある者	4,599
高齢者	132,910
妊産婦	3,494
外国人	6,371
計	199,825

倉敷市の人口は47万6477人（令和5年7月末日時点）であるところ、同市が把握している要配慮者の人数は19万9825人であり、同市の人口の約42%も占めている。

② 避難行動要支援者名簿の作成

次に、倉敷市地域防災計画上、倉敷市は、災害の発生に備え、避難支援を必要とする者を登録した避難行動要支援者名簿（災害対策基本法49条の10が規定するもの）を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努めることとされている。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する⑦氏名、①生年月日・年齢、②性別、③住所又は居所、④電話番号その他連絡先、⑤避難支援等を必要とする理由が記載され、同名簿は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）のうち、自力又は家族の支援を受けての避難が困難な者等を登録することになっている。

- ・ 介護保険の要介護3以上の者
- ・ 身体障がい（身体障害者手帳1・2級第1種 心臓・じん臓のみ該当する方を除く）及び知的障がい（療養手帳A又はAと同程度の手帳）のある者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- ・ 難病患者のうち、特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

避難行動要支援者名簿の作成は、保健福祉局保健福祉推進課が担当しており、同名簿の登録人数は2335名である（令和4年12月末日時点）。

なお、倉敷市地域防災計画上、倉敷市は、避難行動要支援者名簿の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩防止のために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努め、名簿情報の漏洩防止のため、避難行動要支援者名簿の提供先と覚書を交わすこととなっており、倉敷市は494の自主防災組織のうち144の自主防災組織と守秘義務等を定めた覚書を交わしている（令和5年3月末日時点）。

③ 個別避難計画の作成

続いて、倉敷市地域防災計画上、倉敷市は地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て「個別避難計画」（災害対策基本法49条の14が規定するもの）を作成するよう努めることとされている。

個別避難計画の作成数を確認したところ、作成が完了した個別避難計画は11個である（令和5年3月末日時点）。

上記避難行動要支援者名簿の登録人数に比して個別避難計画の作成数が極めて少ないのは、避難支援等関係者に、避難支援等に関して法的な責任や義務を負わせるものではないとはいえ、道義的な責任の重圧から、関係者の協力を得るのが困難であること等が想定されることとであった。

【C：意見8】

個別避難計画の作成は災害対策基本法49条の14により、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合を除き、倉敷市長に作成の努力義務が課せられているものである。倉敷市では、既に、2335名が、避難行動要支援者名簿に登録されており、災害発生時にこれらの者に対する適切な援護を行うためにも、引き続き、関係者の協力を得られるように個別避難計画の作成の趣旨の啓発活動を行い、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合を除いて、同計画の作成に向けて努力することが望まれる。

(5) 災害対策本部設置時における組織図について

【事実の概要】

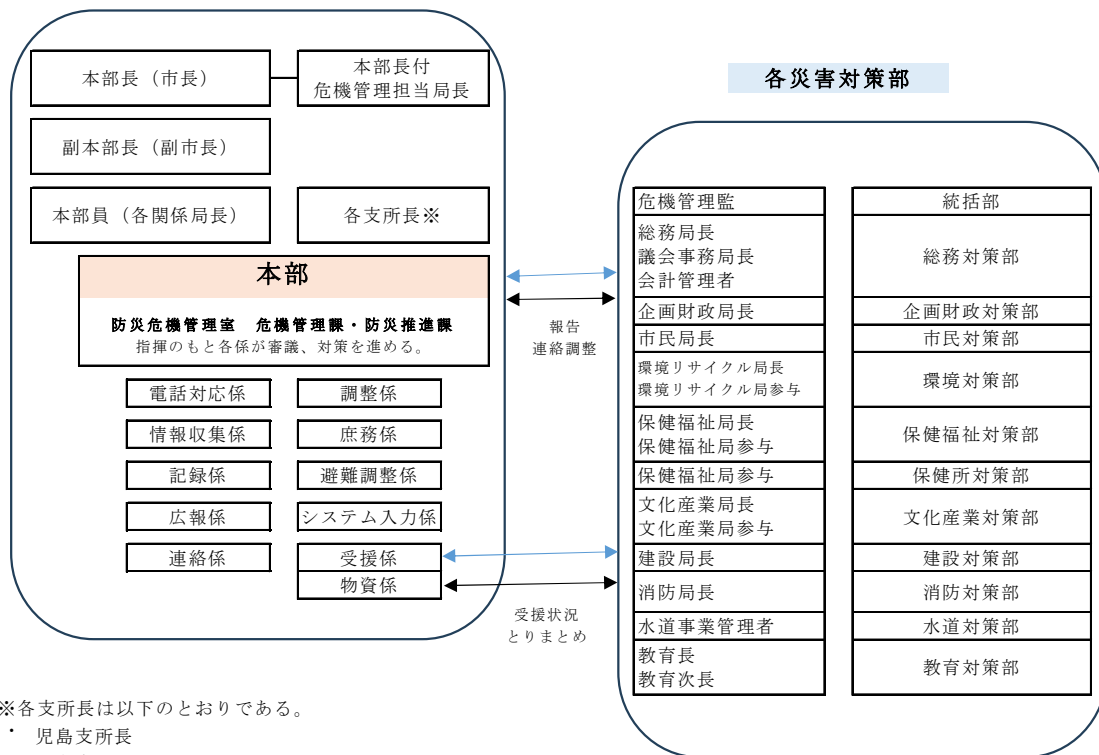
市の大規模災害発生時の組織図について

現在、倉敷市防災計画・水防計画(資料編)における倉敷市災害対策本部運営要領 (1) 災害時における倉敷市災害対策本部組織図は下記のとおりとなっている。

図 2

組織図

【倉敷市災害対策本部】



※各支所長は以下のとおりである。

- ・ 児島支所長
- ・ 玉島支所長
- ・ 水島支所長
- ・ 庄支所長
- ・ 茶屋町支所長
- ・ 船穂支所長
- ・ 真備支所長

監査人加工作成

【C：意見9】

倉敷市防災計画・水防計画(資料編)における組織図を見ると、危機管理監が本部員の一員としてのみ掲載されているが、危機管理監以下、防災危機管理室は本部を総括するものであるから、視覚的にも伝えるべきである。組織図を「対策本部の図」ではなく「災害対策の俯瞰図」(図2)とし、大規模災害発生時には本部が設置されることをホームページ上に掲載し、平時より市民に広報するべきである。

(6) 災害対策職員配置編成名簿について

【事実の概要】

市の防災危機管理室では災害時における職員動員の把握のために、各部署に対し災害段階に応じた「災害対策職員配置編成名簿」を作成し、これを保有している。地震津波時は道路の使用困難が予想されるため、交通手段と所要時間を考慮した参集方法や参集場所等について検討・見直しを進めている。

災害対策職員配置編成名簿においては、配備体制が風水害と地震津波で編成が分かれており、災害の危険度に応じ段階的に区分され、地震津波の方がより速い段階でより多くの職員が参集されるよう定められている。これは、迅速な応急対応に備えるためである。風水害時においても的確かかつ迅速な対応を行うため、「倉敷市地域防災計画」において災害応急対策を策定し、災害広報・避難救助の活動体制・物資の供給について規定している。

職員配置編成においては、災害段階（注意体制、警戒体制、第1次非常配備、第2次非常配備）に応じた配備体制を講じており、部署名及び職員名が明記された配備体制表を作成し、災害段階に応じ班編成方式の体制をとっている。その上で各班はローテーションによる当番制が採られ、準備段階においては当番班が動員される。その後、警戒体制、第1次非常配備、第2次非常配備と災害段階が進むに応じて、災害対策本部が設立され、本部長の状況判断により動員班を増員し、最終的な第2次非常配備段階においては全職員を動員することとなっている。なお先述したように地震津波時においては第1次非常配備体制（震度5強以上、大津波警報時、南海トラフ臨時情報「巨大地震警戒」）の段階で全職員が参集することとなっている。以下に令和5年度4月時点の総務部における配置例を示す。

①風水害時

<注意体制時> 3班4人体制

班名				
1	総務課 A	人事課 G	法務課 M	契約課 P
2	総務課 B	人事課 H	法務課 N	工事検査課 S
3	総務課 C	人事課 I	契約課 Q	工事検査課 T

<警戒体制時> 3班7人体制

班名							
1	総務課 A	人事課 G	法務課 M	契約課 P	総務課 D	人事課 J	工事検査課 U
2	総務課 B	人事課 H	法務課 N	工事検査課 S	総務課 E	人事課 K	契約課 R
3	総務課 C	人事課 I	契約課 Q	工事検査課 T	総務課 F	人事課 L	法務課 O

<非常体制時(第1次非常配備)> 17人体制

班名							
1	総務課 A	総務課 B	総務課 C	総務課 D	人事課 G	人事課 H	人事課 I
	人事課 J	人事課 K	法務課 M	法務課 N	契約課 P	契約課 Q	契約課 R
	工事検査課 S	工事検査課 T	工事検査課 U				

<第2次非常配備体制>全職員が参集する。

②地震津波時

＜警戒体制時＞ 3班7人体制

班名							
1	総務課 A	人事課 G	法務課 M	契約課 P	総務課 D	人事課 H	工事検査課 U
2	総務課 B	人事課 I	法務課 N	工事検査課 S	総務課 E	人事課 J	契約課 R
3	総務課 C	人事課 K	契約課 Q	工事検査課 T	総務課 F	人事課 L	法務課 O

＜特別警戒体制時(震度5弱)＞ 18人体制

班名							
1	総務課 A	総務課 B	総務課 C	総務課 D	人事課 G	人事課 H	人事課 I
	人事課 J	人事課 K	法務課 M	法務課 N	契約課 P	契約課 Q	契約課 R
	工事検査課 S	工事検査課 T	工事検査課 U	工事検査課 V			

＜第1次非常配備体制(震度5強以上、大津波警報時)＞

震度5強以上の場合は全職員が参集する。(市資料より作成)

以上のように、例えば、風水害時の注意体制段階の場合、配備体制表においては当番班が1班であるならば、班員として総務課A、人事課G、法務課M、契約課Pの4人が動員されることとなっている。

さらに上記の前段階を設定し「配備体制前」として、注意体制までの対応が適切に実施できるようにするため、防災危機管理室内で2班4組を作り、週替わりの当番体制で早期注意情報(警報級の可能性[中])の段階で気象情報の監視、气象台への警報発令見込の定期確認等を実施している。

班名	組					
1	A組	防災推進課A	危機管理課 A	危機管理課 B	防災推進課 B	防災推進課 C
1	C組	防災推進課D	防災推進課 E	危機管理課 C	防災推進課 F	
班名	組					
2	B組	防災推進課G	防災推進課 H	危機管理課 D	危機管理課 E	
2	D組	危機管理課F	危機管理課 G	防災推進課 I	防災推進課 J	

【例】A組当番日

A組2人が初動対応→交代で残りのA組2人

A組2人が初動対応→注意体制等により増強のときは、+残りの2人=計4人

A組2人が初動対応→注意体制でA組4人=警戒態勢で1班（C組）から増強

以降、班体制で1班→2班→1班…

【B：問題なし1】

交通手段は地震津波災害時には通常の公共交通機関が利用困難となることが想定され、参集手段としては徒歩・自転車・バイクなど、道路状況の影響を受け難いものが選択され、参集時間は各職員の居住地により異なる。

災害発生直後の緊急動員体制の初動としては、全員でなくともある程度の動員数が必要であるが、名簿記載の参集時間が実質に即していない場合や、居住地が遠方の職員が多数で参集に時間がかかる場合には、初動動員体制を確立することができないと考える。総合防災訓練時において、実際に一定時間内に初動動員体制を満たす職員数が配置編成名簿どおりに参集可能であるか、また緊急連絡先電話番号を用いた連絡や連携が可能か否かを確認し、配置編成名簿をブラッシュアップしていくことが有用であると考える。

(7) 防災訓練について

① 防災訓練の実施

倉敷市は、倉敷市地域防災計画において、「防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する」旨を定めている。

倉敷市地域防災計画では、①基礎防災訓練（水防訓練、消防訓練、避難・救助訓練、避難所開設・運営訓練、情報収集伝達訓練、通信訓練、非常招集訓練、交通規制訓練、危険物等特殊災害訓練）、②総合防災訓練、③水害特別防災訓練を、倉敷市水防計画では、水防訓練を実施することが定められている。

② 令和4年度に実施された主な防災訓練の内容

倉敷市が令和4年度に実施した主な防災訓練の内容は次のとおりである。

番号	訓練名	実施日	訓練の概要	参加者	備考
1	倉敷市水害対応訓練	R4.6.25	梅雨前線や台風の影響により降水量が多くなる出水期に備え、総合防災情報システムを活用し、各所属の役割、伝達方法など実災害を想定した訓練を実施するもの。	倉敷市(総務部、環境対策部、文化産業対策部、建設対策部、地区本部、消防対策部、市民対策部、保健福祉対策部、保健所対策部、避難所担当等)	倉敷市地域防災計画上の基礎訓練(①水防訓練、④避難所開設・運営訓練、⑤情報収集伝達訓練、⑧交通規制訓練)として実施するもの。
2	水防訓練	R4.5.25~6.17	梅雨前線や台風の影響により降水量が多くなる出水期に備え、水防活動を迅速に実施するため、それぞれの地域の状況を考慮して、土嚢作成や杭打ちなど、各種水防工法の実施を含めた水防訓練を実施するもの。	倉敷市(各消防署)	同基礎訓練(①水防訓練)、倉敷市水防計画上の水防訓練として実施するもの。
3	土砂災害対応訓練	R4.11.29~30	局地的豪雨や台風等の災害により、泥濘地に取り残された要救助者への効果的な接触及び救出方法を確認し、泥濘地現場における救助隊員の安全管理の向上、迅速な救助活動能力の向上を目的とした訓練を実施するもの。	倉敷市(倉敷消防署)	同基礎訓練(①水防訓練)として実施するもの。
4	排水ポンプ車取扱い訓練	R4.5.25	水防活動時における、排水ポンプ車の適切な運用技術等の向上を図ることを目的とした訓練を実施するもの。	倉敷市(各消防署)、国土交通省等	同基礎訓練(②消防訓練)として実施するもの。
5	実火災消火訓練	R4.11.15	油燃焼訓練設備(模擬タンク)への泡放射消火訓練を実施し、危険物火災に対する消火活動能力の向上を図るために実施するもの。	倉敷市(消防局)、水島コンビナート地区保安防災協議会	同基礎訓練(②消防訓練)として実施するもの。
6	倉敷市総合防災訓練 防災フェア	R4.11.12	南海トラフ巨大地震の発生を想定し、市災害対策本部の機能強化と職員の災害対応力の向上を目的として、災害対策本部・地区本部運営訓練、庁舎移転訓練等を行い、併せて要配慮者利用施設の避難訓練等を実施するもの。	倉敷市(全部署)、要配慮者利用施設	同基礎訓練(③避難・救助訓練、⑤情報収集伝達訓練、⑧交通規制訓練)として実施するもの。
7	市内一斉避難訓練	R4.11.5	市内各地域の届出避難所等で自主防災組織が主体的に地域の特性に沿った内容の訓練を実施するもの。	78自主防災組織	同基礎訓練(③避難・救助訓練)として実施するもの。
8	水難救助訓練	R4.6.8~9,R4.7.6,R4.7.12~13,R4.7.21,R4.10.13,R4.10.25,R4.10.27	豪雨、台風等による洪水や河川増水、外水氾濫、内水氾濫、津波、高潮等によって発生する浸水域等に取り残されている住民等をいち早く救出する手技を確認するため、水上バイク、ボート操船、水難救助機材の取扱い訓練を実施するもの。	倉敷市(消防局)、岡山県(警察署)	同基礎訓練(③避難・救助訓練)として実施するもの。
9	応援要請伝達訓練 (中核市災害相互応援協定)	R4.11.18	南海トラフ巨大地震等の広域かつ甚大な被害が予想される大規模災害に備え、「中核市災害相互応援協定の運用マニュアル」に基づき応援要請及び伝達訓練を実施するもの。	倉敷市、越谷市(被災市)、高槻市(会長市)、八尾市、秋田市、青森市、横須賀市、岐阜市、豊橋市、尼崎市、那覇市、山形市、松本市	同基礎訓練(⑤情報収集伝達訓練)として実施するもの。
10	J-ALERT伝達訓練	R4.5.18,R4.6.15,R4.8.10,R4.11.2,R4.11.16,R5.2.15	住民への情報伝達が確実に実施できるよう、Jアラートに係る関連機器の点検を徹底し、すべての情報伝達手段を用いた伝達訓練を実施するもの。	倉敷市(防災危機管理室)、国(消防庁)、岡山県	同基礎訓練(⑤情報収集伝達訓練、⑥通信訓練)として実施するもの。
11	地震対応参集訓練	R4.5.20,R5.2.15	南海トラフ地震等の巨大地震の発生に備え、職員の災害対応意識を高めるとともに、参集方法や初動対応について確認するため、早期の緊急参集訓練を実施するもの。	倉敷市(防災危機管理室、環境リサイクル局、文化産業局、市民局、企画財政局)	同基礎訓練(⑦非常招集訓練)として実施するもの。
12	水島地区石油コンビナート総合防災訓練	R4.11.18	岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき、水島地区の事業所と防災関係機関が一体となって、発災時に迅速かつ確かな応急対策がとれるよう、海上漏洩及び住民避難の可能性が生じた場合の迅速な対応のための訓練を実施するもの。	倉敷市、岡山県、水島海上保安部、岡山労働局、自衛隊、民間企業等	同基礎訓練(⑨危険物等特殊災害訓練)として実施するもの。
13	コンビナート事業所・消防署合同防災訓練	R4.9.16~R5.3.31	岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき、特定事業所等が、共同防災組織及び公設消防機関と合同で訓練を実施することで、相互の連携許可を図るため、毎年1回以上実施するもの。	倉敷市、特定事業所等	同基礎訓練(⑨危険物等特殊災害訓練)として実施するもの。
14	岡山県水害対応訓練	R4.5.30	出水期を前に、風水害を想定して、県と市町村・防災関係機関等との情報収集・伝達や、災害対策本部の運営訓練等を実施して、応急対応力の向上を図るための訓練を実施するもの。	倉敷市、岡山県、県内の他市町村、国(自衛隊、岡山地方気象台、岡山河川事務所・国道事務所)、日本赤十字社、中国電力㈱、西日本電信電話㈱、西日本旅客鉄道㈱、西日本高速道路㈱、岡山ガス㈱等	同総合防災訓練、水害特別防災訓練として実施するもの。
15	岡山県地震対応訓練	R5.1.20	南海トラフ地震の発生を想定した図上防災訓練を実施し、各市町村及び防災関係機関等と連携した県災害対策本部の災害対応力の向上を図るとともに、各市町村の災害対応力の向上に資するもの。	倉敷市、岡山県、県内の他市町村、国(自衛隊、岡山地方気象台、水島海上保安部・玉島海上保安部、岡山河川事務所・国道事務所)、中国電力㈱、西日本電信電話㈱、西日本旅客鉄道㈱、西日本高速道路㈱、岡山ガス㈱等	同総合防災訓練として実施するもの。
16	令和4年度テロ対策合同訓練	R5.1.10	ボートレース児島のレース開催中に、本場内に爆発物を仕掛けたとの脅迫電話を受電、職員などがお客様を迅速かつ安全に場外へ避難誘導するとともに、阿津防犯備蓄倉庫に現地調整本部を設置し、爆発物を捜索する警察・警察関係者などと連携し場内の爆発物を発見し、処理することを想定した訓練を行うもの。	倉敷市(児島消防署、防災危機管理室、ボートレース事業局)、岡山県(児島警察署)	国民保護計画上の訓練として実施するもの。
17	罹災証明発行訓練	R4.5.23~25,R4.6.3,R4.11.1~2,R4.11.17~19,26	罹災証明関連事務処理における実効性や正確性を事前確認するため、会場設営や動線の確認、罹災証明書の発行等の訓練を実施するもの。	倉敷市(災害対策本部税務班、福祉班)	

【B：問題なし2】

倉敷市地域防災計画・水防計画で予定された訓練は実施されていた。

(8) 水害対応訓練等について

【事実の概要】

市は倉敷市地域防災計画・水防計画に基づいて、水害対応訓練を実施することとしている。水害対応訓練は、梅雨前線や台風などによる風水害の発生時に適切な対応を行うことができるよう、各所属における災害対応手法を確認し、実災害に備えるための部署横断的な災害対応訓練を行うこととしている。

参加部署は防災危機管理室及び地区本部、水害対応の現場対応部署、避難所の運営・避難者に対応する部署で15以上の班で市職員600人以上が参加する訓練となっている。

倉敷市総合防災情報システムを活用した情報共有と情報連携、ドローンを活用した火災発生現場の情報共有と情報連携、これはドローンからの映像を関係部署間でリアルタイムに共有するとともに、当該映像情報をもとに被災エリアの図面作成も実施する。総合防災情報システム、電話により付与される災害事象への対応（実動訓練）発生リスクの高い災害や対応方法を共有すべき事象などを災害事象として各部署に付与し、災害対応方法（施設状況など）を確認する。避難所担当者の参集、避難所の開設、運営訓練として、小学校や各支所の会議室を避難所に見立てて、付与された事象に沿って各場所で対応を行う（計35避難所）。

当該水害対応訓練は朝8時から12時までの約4時間の訓練となっており、令和2年8月より運用を開始した総合防災情報システムの使用方法や活用方法の習熟、また避難所の開設と運営まで内容に取り込んでおり、実働訓練としても有益だと評価する。

令和5年度は、地震災害直後の緊急動員体制の初動対応として全職員の本庁までの直線距離を前提とした710人規模の職員による訓練を実施した。これは参集段階から訓練が始まっていることにより、本庁から距離があり所要時間が3時間を超える場合、あえて参集せず自宅待機状態から参加し、災害発生時に想定し得るより現実性の高い状況を付与することで、想定した初動動員体制を確立し得るかどうかを確認する観点から有効性の高い訓練であると考えられる。

【C：意見10】

本部を設置する規模の地震災害直後の緊急動員体制の初動としては、全員ではなくとも、ある程度の動員数が必要であると考えられるが、参集体制が実情に即していない場合や、居住地が遠方の職員が多数で参集に時間がかかる場合には、初動動員体制の確立が遅れる可能性が考えられる。訓練の際に実際に一定時間内に初動動員体制を満たす職員数が職員動員名簿のとおり参集可能であるかという実現可能性を付与情報などに組み込み、確認することも有用であると考え。今後も防災危機管理室で管理する情報資料の精度向上とそれを活用した有効性の高い訓練の実施を希望する。

① 令和4年度の災害発生状況

倉敷市において令和4年度に発生した災害（倉敷市災害対策本部が設置された災害に限る）は、台風14号（令和4年9月17日～19日）の1件のみである。

令和4年

◎ 令和4年9月17日～19日 台風14号

[9月17日]

午後8時23分 強風・波浪注意報発表

[9月18日]

午前10時19分 高潮注意報発表

午後3時00分 注意体制

午後6時00分 自主避難所開設（6箇所）

[9月19日]

午前3時51分 暴風・波浪・高潮警報、大雨注意報発表

午前8時00分 災害対策本部設置、警戒体制

午前9時00分 高齢者等避難発令（全域）、避難所開設（31箇所）

午前10時13分 大雨警報、洪水注意報発表

午後8時24分 大雨警報、洪水注意報解除

午後9時30分 高潮警報解除

午後11時45分 暴風・波浪警報解除、強風・波浪注意報発表

高齢者等避難解除、避難所閉鎖

注意体制

[9月20日]

午前6時5分 強風・波浪注意報解除

午前8時45分 災害対策本部廃止（注意体制解除）

・各地区の累積雨量（9月18日～19日）

倉敷消防署 36.0mm 児島消防署 23.0mm 玉島消防署 20.0mm 水島消防署 29.0mm

真備分署 30.0mm 臨港分署 28.0mm

・避難者

開設した避難所 31箇所 最大受入避難者数 123名（9月19日午後3時） 福祉避難所 1箇所1名

※自主避難所（倉敷、児島、玉島、水島、真備、船穂地区）各1箇所 計6箇所27名

・市内の被害

人的被害なし 住家被害 一部破損 3

（台風14号経路図）

図中の数字は、日を表す。

○：午前9時 ●：午後9時



（出典：倉敷地域防災計画（資料編）39頁より抜粋）

倉敷市から提供された、令和4年台風第14号に関する時系列（クロノロジ）まとめ等の倉敷市総合防災情報システム情報等をもとに、台風14号について、倉敷市地域防災計画の「第2編・第2章 災害応急対策計画」、「同第4章 高潮対策」記載の対応状況を確認した。

② 台風14号発生時の主な対策状況・推移

（ア） 注意体制（9月18日午後3時）・自主避難所開設（9月18日午後6時）

倉敷市は、9月18日午後3時（台風14号が鹿児島県鹿児島市に接近している時点）、倉敷市地域防災計画に定める「注意体制（関係部課においては必要人員を配置し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況により、警戒体制以上の体制に移行できる体制）」に移行し、同日午後6時、次のとおり、6か所の自主避難所を開設している。自主避難所は、災害対策基本法に規定する「指定緊急避難場所」ではなく、あくまで、倉敷市が、今回試験的に任意開設した避難所とのことであった。

自主避難所の避難場所・最大避難者数は次のとおりである。

地区	避難場所	最大避難者数
倉敷	くらしき健康福祉プラザ	3人
水島	水島公民館	2人
児島	児島市民交流センター	13人
玉島	玉島市民交流センター	11人
船穂	船穂武道館	7人
真備	真備保健福祉会館	1人

【C：意見11】

あくまで自主避難所として開設したため、指定緊急避難場所と異なり、避難者数等について定時報告はなされていたものの、倉敷市総合防災情報システム上で管理されていなかったが、自主避難所を開設する以上、指定緊急避難場所と同様に管理・運営すべきである。

(イ) 災害対策本部設置、警戒体制（9月19日午前8時）

9月19日午前3時51分に暴風・波浪・高潮警報、大雨注意報が発表されたため、倉敷市は、同日午前8時（台風14号が山口県山口市に接近している時点）、倉敷市地域防災計画に定める「警戒体制（①関係局、部課は必要人員を配置し、情報収集連絡活動を強化し、危険箇所、災害発生予想箇所等の巡視による警戒活動に当たる。②関係機関、団体等と相互に連絡をとり情報の正確を期するとともに、防災活動体制の強化推進を図る。③必要に応じ災害応急措置を実施する。④状況に応じ適切な住民広報を行う。⑤水防活動の万全を期する体制とする。⑥防災施設、資機材を点検整備し、事態の推移に伴い、直ちに非常配備体制に移行できる体制とする。）」に移行するとともに、災害対策本部を設置している。

(ウ) 高齢者等避難発令、指定緊急避難場所設置（9月19日午前9時）

倉敷市は、9月19日午前9時、「指定緊急避難場所」（災害対策基本法49条の4により指定されたもの）を31か所設置し、倉敷市地域防災計画に定める「高齢者等避難」を発令した。

各避難場所及び倉敷市総合防災情報システム上の避難者数（毎時00分。開設から高齢者等避難解除時まで）は次のとおりである。

単位：人

番号	避難場所	9月19日														
		10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00
		避難者	避難者	避難者	避難者	避難者	避難者	避難者	避難者	避難者	避難者	避難者	避難者	避難者	避難者	避難者
1	倉敷公民館	2	5	9	8	8	8	8	5	5	5	5	0	0	0	0
2	中州小学校	1	2	4	5	7	11	13	11	9	9	9	3	1	1	1
3	南中学校	0	10	12	12	13	13	13	8	0	0	0	0	0	0	0
4	菅生小学校	0	0	0	0	1	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0
5	多津美中学校	1	1	1	1	1	1	3	3	5	4	4	0	0	0	0
6	県立倉敷天城高等学校	0	2	4	4	3	3	3	3	1	0	0	0	0	0	0
7	中庄小学校	0	1	4	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	福田中学校	0	1	4	4	4	4	6	7	6	6	6	5	5	3	3
9	第五福田小学校	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
10	連島東小学校	0	5	5	5	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0
11	水島公民館	5	6	8	8	10	6	7	5	3	3	1	2	1	1	1
12	味野小学校	1	1	1	1	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
13	児島小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	赤崎小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
15	緑丘小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	琴浦西小学校	0	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
17	琴浦東小学校	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0
18	下津井中学校	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	本荘公民館	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	郷内中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	上成小学校	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0
22	乙島小学校	6	6	6	6	6	6	6	7	8	8	8	8	8	8	8
23	玉島南小学校	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
24	くらしき作陽大学	2	4	4	8	8	8	6	6	6	6	4	4	4	4	4
25	船穂小学校	2	0	0	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
26	岡田小学校	0	4	8	6	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	藪小学校	1	0	2	3	4	4	4	6	0	0	0	0	0	0	0
28	真備総合公園体育館	2	8	12	15	17	21	15	6	0	0	0	0	0	0	0
29	二万小学校	0	4	5	5	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0
30	吉備路クワソーター	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
31	呉妹小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		29	68	97	110	119	123	114	90	63	54	49	32	29	23	23

【C：意見12】

上記によれば、指定緊急避難場所の避難者数は、最大で123名である。倉敷市地域防災計画、「高齢者等避難」は、「危険な場所から高齢者等は避難（注）」することを促すものであるが、対象の高齢者等が十分に避難できていたか等を後日、市が把握している避難行動要支援者名簿、避難登録票などにより確認し、今後の避難計画に活用すべきである。

避難場所の開設・運営については、「避難場所開設の手引き～水害対応編～（倉敷市職員用）」が作成されていた（運営方法については、①受付手順、②定時報告（毎時00分の避難者数について、倉敷市総合防災情報システムで毎時15分までに報告する）、③ケアが必要な避難者の対応、④物資要求、⑤退所手続きの項目が設定・説明）。

適切に運営されているか確認すべく、開設避難場所のうち水島公民館と菌小学校的の避難登録票、避難所施設安全点検チェックリスト、物資残数報告書、勤務実績報告書を確認したところ、水島公民館について、登録票の入退所者数と倉敷市総合防災情報システム上の避難者数が一致しない時間帯があった。

（注）高齢者や障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等は危険な場所から立退き避難する。とるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をし、以後の防災気象情報、水位・潮位情報等に注意を払い、自主的に避難することが望ましい。

【C：意見13】

倉敷市総合防災情報システム上の各避難者の避難者数は、災害対応を実施する前提情報であり、その食違いが生じた場合、あるべき災害対応に影響を及ぼすおそれがある。各担当者に避難者数は災害対策上の重要情報であることを伝え、実際の入退所者数を間違いなく倉敷市総合防災情報システムに入力するよう徹底すべきである。

また、倉敷市は、9月19日午前11時、「避難指示（高潮）」の発令を見送っている。

その理由を確認したところ、発令基準（1 高潮警報（警戒レベル4相当）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当）が発表されたとき）は満たしているものの、潮位（水島港の干潮時刻午前10時49分。）、風雨の状況（台風的位置）等を総合判断し、発令を見送ったというものであった。

【A：評価2】

避難指示（高潮）の発令基準を満たしているため、通常であれば、同発令を行うものと思われるが、当時の具体的状況を総合判断して、発令を見送っており、個別具体的事案に即した判断をする姿勢が見られた。

(エ) 高齢者等避難解除、避難所閉鎖、注意体制（9月19日午後11時45分）

倉敷市は、9月19日午後11時45分（台風14号が島根県沖から能登半島に向かっている時点）、高齢者等避難を解除し、避難所を閉鎖した。

【C：意見14】

避難場所の避難者数の推移からすれば、相当数の避難者が、「高齢者等避難」解除前に、すでに避難所を後にしている。

台風14号については、当初の想定よりも被害が少なかったことから、自己判断により避難所を後にしたものと考えられるが、避難解除がなされる前に、避難場所を後にすることは予定されていない。市民に対して、避難解除前に避難場所を離れることは推奨されていない旨の啓発活動を徹底すべきである。

(オ) 災害対策本部廃止、注意体制解除（9月20日午前8時45分）

倉敷市は、9月20日午前8時45分、災害対策本部を廃止した。

台風14号の被害状況については、各担当が、倉敷市総合防災情報システムに把握した被害状況を報告し、倉敷市防災危機管理室が、同システム上で、「管理番号」、「被害種別」、「発生場所」、「発生日時」、「緊急度」、「原因/内容」、「対応課」、「対応内容」、「人的被害有無」の情報を一元管理しているところ、同システム上の「令和4年台風14号（9月18日～19日）被害一覧」によれば、被害件数は115件あったが、人的被害の発生はなかった。上記「対応内容」については、倉敷市総合防災情報システム上、「①依頼済」、「②対応中」、「③応急対応済み」、「④対応済」の中から、選択して入力（報告）されていたが、令和5年7月26日現在、未だ「①依頼済み」のままとなっているものが7件、「②対応中」のままとなっているものが1件あった。対応状況を聴取したところ、現在はいずれも「④対応済」とのことであった。

【C：意見15】

災害対策終了時に、被害状況について対応済みであることを確認して、倉敷市総合防災情報システムに入力（報告）することを徹底すべきである。

(9) 倉敷市国土強靱化地域計画について

【策定趣旨】

国においては、平成25年12月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行されました。また、平成26年6月に策定した「国土強靱化基本計画」においては、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとされ、地方においても、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて国土の強靱化に取り組むことを求めています。

本市においては、「国土強靱化基本計画」や岡山県が平成28年2月に策定した「岡山県国土強靱化地域計画」との調和を図り、平成29年9月に「倉敷市国土強靱化地域計画」を策定し、本市における強靱化への取組を進めているところです。

このような中、平成30年7月には、県下で初めて「大雨特別警報」が発表され、甚大な水害や土砂災害が発生し、本市における発災時の死者が52名となり、これまでに経験したことのない規模の災害となりました。市では、「岡山県国土強靱化地域計画」の見直しや近年の災害から得た教訓に加え、災害時、避難所等における感染症対策も踏まえ、計画の改定を行い、本市における強靱化の取組をさらに推進していくこととします。

(倉敷市国土強靱化地域計画より抜粋)

【計画期間】

計画期間についてはその始期を倉敷市第七次総合計画の計画期間に合わせることとし、令和3年4月から令和8年3月までとしている。

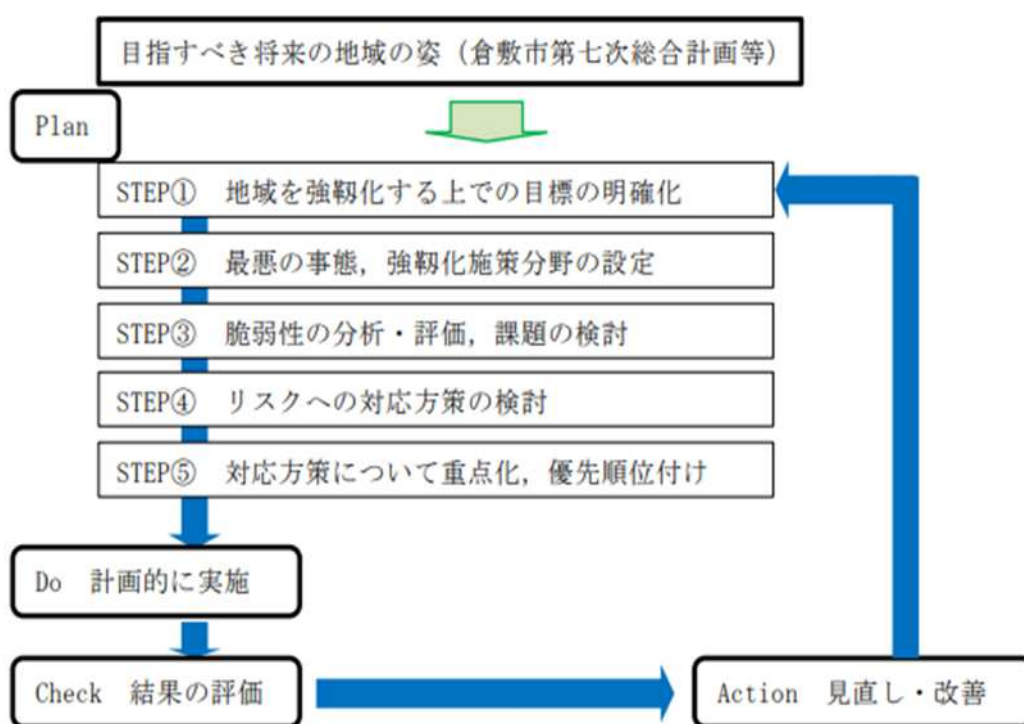
【計画対象区域】

倉敷市内全域とし、ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要となるため、国・県・近隣自治体等と連携・協力を考慮することとしている。

【基本方針】

内閣官房国土強靱化推進室が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第3版）」では、国土強靱化とは、「国及び地域のリスクマネジメントであり、下図に掲げたPDCAサイクルを繰り返すことにより推進するもの。」とされています。

この計画の策定にあたっては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用及び経済社会システムの現状のどこに問題があるのかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、脆弱と評価した部分に何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することとします。



（倉敷市国土強靱化地域計画より抜粋）

倉敷市国土強靱化地域計画内において、監査人が注視した重点取組項目については以下のとおりである。

① 土木課 評価指標 1 - 1 ほか再掲あり

脆弱性評価、重点取組項目 避難路等の整備	指標の名称（または内容） 長寿命化計画実施橋梁数	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難ができなくなり、死傷者が発生するおそれがある。	緊急輸送道路において橋梁の耐震対策・維持補修、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努める。	55	160	315

【B：問題なし3】

令和4年度時点での進捗状況を鑑みるに目標値の令和7年度での達成は可能かと思われるが、緊急輸送道路は救助活動、輸送、避難のそれぞれの道路機能として重要である。他の関連課や支所とも協力し、より確実な目標値達成に向けて計画的に取り組むことが望ましい。

② 土木課 評価指標 1 - 3

脆弱性評価、重点取組項目 河川設備等の整備	指標の名称（または内容） 整備実施数	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
(河川施設等の整備) <地域保全> 巨大地震による津波等により、河川管理施設や河川堤防が被害を受け、市民が津波から逃げ遅れるおそれがある。	排水機場等の河川管理施設や河川堤防の耐震対策を進める。	0	0	7

【D：指摘1】

重点取組項目として取り上げられているが、令和2年度より実施数がゼロのままとなっている。コスト面のこともあり目標値の達成は困難にせよ、実施には取り組むべきである。整備実施が全くできないというのは、他に優先するべき事業があるということであり、それが即ち重点取組項目である。上記事業を重点取組項目として位置付けるべきではない。重点取組項目の再設定を行い、その実施について取組検討すべきである。

③ 防災推進課 評価指標 1 - 3

脆弱性評価、重点取組項目 津波避難場所等の拡充	指標の名称（または内容） 協定施設数	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
大規模津波が発生した時に、高台の避難地や避難路が整備されていないならば、市民が津波から逃げ遅れるおそれがある。	津波避難ビルの施設数	24	25	30

【C：意見16】

津波避難場所としての協定施設数は、令和4年度の現状値を鑑みるに令和7年度の目標値達成はやや困難に見受けられる。引き続き目標値達成を目指して取り組むことが望ましい。なお、津波避難場所とあるが、岡山県内には津波災害警戒区域が設定されていないため、法律上の津波避難ビルは存在しない。しかし、津波浸水想定区域は設定されていることから、一時的な避難場所としての施設を「津波避難ビル」の名称で運用上使用している。津波対策の背景や称使用に関する説明を入れるなど、事実誤認を招くような文言の使用を改めるべきである。

④ 防災推進課 評価指標1-6

脆弱性評価、重点取組項目 要配慮者の避難対策等	指標の名称（または内容） 地区防災計画取組件数	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
自主防災組織など地域の避難支援組織が機能していなければ、要配慮者への適切な避難支援が行き渡らず、避難行動等の遅れ等により多数の死傷が発生するおそれがある。	災害時の要配慮者への避難支援を円滑に実施できる体制づくりの要となる地区防災計画策定支援に取り組む。	14	35	150

【D：指摘2】

令和4年度において取組件数は35件となっているが、令和5年3月以降の取組件数は77件となっている。進捗状況については評価する。ただし、うち41件は自主防災組織に策定を委ねており、積極的な関与・確認がなされておらず策定状況を把握できていない。また、残りの36件のうち29件は取組中で策定済みとはなっておらず、令和7年度の目標値達成は困難な状況である。

自主防災組織の地区防災計画策定について、他の自主防災組織の事例紹介などの支援を行うとともに策定状況の把握を行い、防災計画策定まで支援するべきである。

後述するが、避難所は避難者が自ら運営を実施する必要がある。ただし、避難所の運営を実際に経験した者は非常に限定的で少数であるため「避難所運営マニュアル」を各避難所に設置し、避難者が自主運営できるように整備することが非常に重要であり、早急な普及設置が必要である。

⑤ 防災推進課 評価指標 1 - 6

脆弱性評価、重点取組項目 要配慮者の避難対策等	指標の名称（または内容） 自主防災組織結成カバー率 （%）	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
自主防災組織など地域の避難支援組織が機能していなければ、要配慮者への適切な避難支援が行き渡らず、避難行動等の遅れ等により多数の死傷が発生するおそれがある。	災害時の要配慮者への避難支援を円滑に実施できる体制づくりの要となる自主防災組織の結成促進を進める。	77.7	79	90

【C：意見17】

防災において重要なスタンスは「自分の身は自分で守る」、「自助」である。自分の身を守れない者は、当然誰も守れない。互いを助け合い、災害における被害を抑える「共助」は「自助」の上に成り立つ。行政や消防機関による援助・救助を待つことができる体制作りは防災、減災の観点から非常に重要である。その要となるものが自主防災組織であり、倉敷市の約80%に及ぶエリアをカバーできている点を評価する。ただし、令和2年度からの進捗率は約1%であり、現状の進捗からすれば令和7年度に目標値である90%に到達することは困難であると考えられる。また、上述した地区防災計画の策定が追い付いておらず、自主防災組織はあっても、発災時に機能不全に陥る可能性がある。

意見5でも自主防災組織結成促進については触れているが、国土強靱化地域計画において重要取組項目と設定している以上、地区防災計画の策定も合わせて進め、より高度な自主防災組織結成が重要である。

⑥ 防災推進課 評価指標 2 - 1

災害用備蓄物資の備蓄量 飲料水

脆弱性評価、重点取組項目 災害用備蓄物資の備蓄量、飲料水	指標の名称（本） 飲料水及び食料の備蓄	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
倉敷市では、現在62の自校式の単独調理場および3か所の共同調理場で学校給食を調理しているが、非常時における飲料水及び食料を備蓄するための設備を有している施設がなく、食料等の提供が滞るおそれがある。	給食調理場を有する学校及び共同調理場の敷地内に、非常時の飲料水及び食糧を備蓄するための非常用備蓄倉庫を設置する。	120,000	201,064	300,000

災害用備蓄物資の備蓄量 食料

脆弱性評価、重点取組項目 災害用備蓄物資の備蓄量、食料	指標の名称（食） 飲料水及び食料の備蓄	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
倉敷市では、現在62の自校式の単独調理場および3か所の共同調理場で学校給食を調理しているが、非常時における飲料水及び食料を備蓄するための設備を有している施設がなく、食料等の提供が滞るおそれがある。	給食調理場を有する学校及び共同調理場の敷地内に、非常時の飲料水及び食糧を備蓄するための非常用備蓄倉庫を設置する。	120,000	203,982	300,000

【B：問題なし4】

発災時において飲料水と食料の確保は非常に重要である。避難場所、避難所にたどり着けたとしても、そこで避難状態を維持するためには、飲料水と食料は不可欠である。備蓄の観点からは、その出発点であり最重要品目といえる。備蓄状況については、順調な積み上げが実施されており、目標値達成と合わせて、備蓄品を無駄にしない、より一層のローリングストック体制の推進を検討、実施されたい。

⑦ 防災推進課 評価指標 6-5

脆弱性評価、重点取組項目 避難所運営の円滑化	指標の名称 出前講座の実施回数	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
避難所の運営は、本来的には避難者が行うべきものであるが、実際に運営を経験した者は極めて少ないため、経験不足から避難所運営が混乱するおそれがある。	避難所の運営は、避難者が自ら行うべきものであることを、防災講演会、出前講座及び広報誌などを通じて啓発する。地域における避難所運営のリーダーを養成するため避難所運営研修（HUG）を実施する。避難所を避難者自らが運営できるように「避難所運営マニュアル」を策定し、全ての避難所に設置する。	58	80	110

【C：意見18】

発災時において行政の対応にはやはり限度がある。避難所の運営もその一つである。市の職員を各避難所に派遣するのが良策ではあるが、仮に市の職員が避難所にいたとしても、実際の災害時のパーソナルスペース用テントの組み立てや設置、災害用トイレの設営などは避難者が自ら行わなければならない。市職員の派遣が困難な状態が持続する場合は、避難者が自ら避難所の運営を実施する必要がある。ただし、避難所の運営を実際に経験した者は非常に限定的で少数であるため、防災講演会、出前講座などを通じて啓発し、避難所を避難者自らが運営できるよう「避難所運営マニュアル」を全ての避難所に設置するべきである。被災した避難者が常日頃に実施したこともない避難所運営を実施しなければならない状況を想像した場合「避難所運営マニュアル」の不存在は、運営不全による不安と混乱による避難所のモラルハザードを招く危険性があり、全避難所への設置を早急に実現するべきであり、より一層の推進が望まれる。

⑧ 防災推進課 評価指標 6 - 5

脆弱性評価、重点取組項目 福祉避難所数の拡大	指標の名称（または内容） 福祉避難所協定施設数	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
要配慮者について、一般の避難所で長期の避難生活を継続した場合、体調を崩すおそれがある。	一般の避難所での生活が困難である要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の施設数の拡大を図る。	41	42	45

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めることとしている。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めることとしている。

また、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行っており、その際に、市は小・中学校や公民館等の避難所の中に地域における身近な福祉避難スペースを設けるとともに、老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行っている。

更に、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者や障がい者団体等と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画（BCP）の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努めることとしている。

（福祉避難所の施設整備の例）

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・ 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、FAX、パソコン、電光掲示板等）

（福祉避難所の物資・器材の確保の例）

- ・ 介護用品、衛生用品
- ・ 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・ 医薬品、薬剤
- ・ 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機

- ・ 車椅子、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等 の補装具や日常生活用具等

【C：意見19】

上記の要配慮者に対する福祉避難所として、避難所とは別に避難所以上に配慮整備が必要な福祉避難所の数を目標値達成に向けて順調に積み上げられていることに対して評価する。

ただし、福祉避難所が対象とする「要配慮者」については慎重に定義、把握する必要がある。上述したが、要配慮者への支援において市が把握している要配慮者が199,825名であり、約20万人という倉敷市民の約40%が要配慮者として把握されている。

「真に配慮を必要とする者」を対象としなければ、協定施設数がいくらあっても足りなくなるのは明白である。避難所であれ、福祉避難所であれ、その存在が歓迎され感謝されるのは、発災時であり、非日常の連続から平常心でいられる避難者は皆無であろう。誰しもが周囲を顧みる余裕がほとんどないなかでの「要配慮」である。要配慮は必要としても「真に配慮を必要とする者」を対象に必要な施設数を見極める必要がある。「真に配慮を必要とする者」については、保健福祉推進課との情報共有や協力が必要と考えられる。

⑨ 保健福祉推進課 評価指標1-6

脆弱性評価、重点取組項目 要配慮者の避難対策等	指標の名称（または内容） 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備数	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
電気、通信網等の遮断により、被害状況の把握や避難情報などの提供ができなくなり、多数の死傷が発生するおそれがある。	長期間の停電に備え、非常用発電設備の整備及び燃料供給体制の確立を図る	7	15	21

市では高齢者や障がいのある人など、要配慮者の円滑な避難を実現できるよう要配慮者の避難対策等に取り組んでおり、その一環として長期間の停電に備え、民間高齢者施設等の非常用自家発電設備整備の補助事業を行っている。災害による停電時においても72時間以上の事業継続を推進し、医療的配慮が必要な利用者の生命維持や福祉避難所としての活用を図ることとしている。また、電気・通信が遮断されることにより、被害状況の把握の遅れや情報伝達手段の不備が、要配慮者の避難行動の遅れに繋がることの防止にも努めている。

【B：問題なし5】

上記の観点から公募方式により、応募してきた民間の高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備に対して補助事業を行っている。令和7年度までの目標値達成は問題ないと考えられるが、引き続き着実に整備施設が積み上げられていくことを希望する。

なお整備補助施設数は、応募数16に対して実施数が15（1施設辞退）となっている。要配慮者については、電源供給を前提とした医療的配慮を必要とする者もいると考えられるため、発災後72時間は事業継続が可能な非常用電源の確保が普及するよう、より一層努められたい。

⑩ 交通政策課 評価指標2-1ほか

脆弱性評価、重点取組項目 交通施設等に関する耐震化等	指標の名称（または内容） 耐震補強等実施率(%)	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
大規模地震時に鉄道網の機能が果たせなくなる。また鉄道駅や高架構造物等の倒壊、緊急輸送道路の通行止めなどにより物資供給が長期停止するおそれがある。	鉄道駅や高架構造物等の耐震化対策を促進する。特に、緊急輸送道路等と交差又は並走する橋梁、高架橋の耐震補強等を促進する。	37	76	100

災害時における対策要員及び資機材の輸送については緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮しつつ、その輸送力の確保及び災害輸送に関する措置を行う。防災、減災の観点からは平時よりの耐震補強は重要だと考える。

特に「橋梁」である。橋梁は河川や湖沼などで分離されている2つの場所を繋ぐものであり、これが倒壊等で使用不可となると物理的に遮断されることになり、近傍の橋梁まで迂回を余儀なくされ、緊急時の輸送力を大きく削減されることになる。

【B：問題なし6】

上記の観点から耐震補強等実施率の目標値達成に向けて順調に積み上げられていることに対して評価する。目標値達成に向けて数値は順調であるが、発災時の重要性を鑑みてコストと有効性の向上との比較を勘案したうえで、より一層の早期実施率向上が望ましい。

⑪ 公共施設再編整備支援室 評価指標 3-3

脆弱性評価、重点取組項目 公共施設等の総合管理	指標の名称（または内容） 長寿命化計画の策定率(%)	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
庁舎やインフラ施設などの公共施設について、維持管理や老朽化対策などを適切に実施しなければ、災害時に防災拠点等としての機能を果たせなくなるおそれがある。	防災拠点の機能を有する施設については、平成28年6月策定の倉敷市公共施設等総合管理計画に基づき、適切に公共施設の維持管理、老朽化対策、長寿命化又は施設の更新（統廃合等を含む）等を行う。	75	100	100

市の災害時において防災拠点となる庁舎や施設などは、築後相当年数が経過しているものがいくつかあり、特に消防署については築40年を経過するものが出張所も含め7施設あり、コンクリート等の劣化も含め施設強度が低下していることが懸念される。また、災害発生時にこれらの施設が倒壊等すると消防力が大きく低下するおそれがある。

【B：問題なし7】

上記の観点から公共施設等の個別計画、長寿命化計画の策定がすでに100%を達成できている点を評価する。今後も引き続き災害時においても機能継続性が維持できるよう対策整備を進めることが望ましい。

⑫ 危険物保安課 評価指標 5-3

脆弱性評価、重点取組項目 水島コンビナートの耐災害性の強化	指標の名称（または内容） 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の耐震基準適合(%)	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
水島コンビナート施設において同時多発火災及び損壊が発生した場合、水島コンビナートで働く従業員、周辺の住民の安全が確保できないおそれがある。	水島コンビナートの構成事業者に対し、コンビナート施設の耐震化・液状化対策・津波対策を継続指導する。	37.2	62.8	100

水島コンビナート施設において同時多発火災及び損壊が発生した場合、水島コンビナートの生産等が停滞し、地元企業の生産活動はもとより、国内外の経済活動に深刻な影響を与えるおそれがある。水島コンビナートの構成事業者に対し、災害時事業継続計画策定を促し、被災時の被害拡大の防止、事業継続能力の一層の向上を図るとともに、各事業者においては関連施設の計画的な耐災害性の向上を図り、行政と水島コンビナート企業の間で、緊急時における非常連絡体制を整える。

【B：問題なし8】

上記の観点から水島コンビナートの構成事業者に対し、コンビナート施設の耐震化・液状化対策・津波対策を継続指導している点を評価する。ただし、水島コンビナート施設において同時多発的に火災及び損壊が発生した場合、水島コンビナートで働く従業員、周辺の住民の安全が確保できないおそれがあり、災害発生時には消防力が分散され、その対応力は通常の発災時より低下することが懸念されるため、目標値の確実な達成を希望する。

⑬ 教育施設課 評価指標 6-5

脆弱性評価、重点取組項目 避難所の機能・安全性の確保	指標の名称（または内容） 小中学校のトイレの洋式化率 （%）	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
学校施設について、電力、ガス、通信、上下水道設備等の損壊などにより、避難所として機能が失われた場合には、避難者の生活に支障が生じるおそれがある。	学校施設が避難所として機能するように、電気・ガス・上下水道などのライフラインの更新、非構造部材の耐震化を含めた長寿命化改修等の老朽化対策を推進する。学校施設は避難所として長期使用されることが想定されるため、トイレの洋式化などを推進し、安全安心な避難所機能の充実を図る。	43.8	53	60

学校施設が避難所として機能するように、電気・ガス・上下水道などのライフラインの更新、非構造部材の耐震化を含めた長寿命化改修等の老朽化対策を推進することとしている。

学校施設は避難所として長期使用されることが想定されるため、トイレの洋式化などを推進し、安全安心な避難所機能の充実を図ることとしている。

小中学校は指定避難所として、避難者が避難する際に先ず思い浮かべるであろう避難所であり、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、性的少数者、外国人等、あらゆる避難者がここに避難してくるのである。その状況を把握し、避難所内において高齢者対応、入浴や更衣所などの女性への配慮、外国人避難者との情報共有対応など、避難所運営に際してその対応は複雑多岐にわたることが想像に難くないが、トイレの洋式化は全ての避難者に関係する内容である。

【C：意見20】

災害発生時、トイレそのものはおそらく断水等で機能しないと思われるが、断水や排水不可となった洋式便器に設置して使用する携帯トイレは、その設置が非常に容易であり、既に用途スペースも確立されているため、改めて設置スペースの検討も当面不要になると思われる。多人数の避難者があっても対応が容易となるため、洋式化率の目標値への積み上げは、目標率達成に向けて着実に積み上げられており評価に値するが、災害発生時の避難所運営の観点から、長期的な目標としてより高い洋式化率、100%達成を目標として実施していくことが望ましい。

⑭ 公園緑地課 評価指標 6-5

脆弱性評価、重点取組項目 避難所の整備	指標の名称 水島緑地福田公園再整備の進捗率(%)	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
指定緊急避難場所となっている公園について、公園内の樹木の倒木、火災などにより、避難場所としての機能が阻害されるおそれがある。	指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮するよう、防災施設等の整備をする。また、公園内の樹木の倒木や延焼により避難地としての機能が阻害されないよう、老木や枯れ枝の除去等、維持管理を適正に行う。	49	90	100

⑮ 公園緑地課 評価指標 6-5

脆弱性評価、重点取組項目 避難所の整備	指標の名称 復興防災公園整備の進捗率(%)	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
指定緊急避難場所となっている公園について、公園内の樹木の倒木、火災などにより、避難場所としての機能が阻害されるおそれがある。	指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮するよう、防災施設等の整備をする。また、公園内の樹木の倒木や延焼により避難地としての機能が阻害されないよう、老木や枯れ枝の除去等、維持管理を適正に行う。	5	40	100

⑯ 公園緑地課 評価指標 6 - 5

脆弱性評価、重点取組項目 避難所の整備	指標の名称 公園予定地の整備数	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
指定緊急避難場所となっている公園について、公園内の樹木の倒木、火災などにより、避難場所としての機能が阻害されるおそれがある。	指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮するよう、防災施設等の整備をする。また、公園内の樹木の倒木や延焼により避難地としての機能が阻害されないよう、老木や枯れ枝の除去等、維持管理を適正に行う。	0	1	5

⑰ 公園緑地課 評価指標 6 - 5

脆弱性評価、重点取組項目 避難所の整備	指標の名称 公園施設長寿命化対策の実施公園数	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
指定緊急避難場所となっている公園について、公園内の樹木の倒木、火災などにより、避難場所としての機能が阻害されるおそれがある。	指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮するよう、防災施設等の整備をする。また、公園内の樹木の倒木や延焼により避難地としての機能が阻害されないよう、老木や枯れ枝の除去等、維持管理を適正に行う。	0	15	69

⑱ 公園緑地課 評価指標 6 - 5

脆弱性評価、重点取組項目 避難所の整備	指標の名称 都市防災公園整備の進捗率(%)	始期値 令和2年度	現状値 令和4年度	目標値 令和7年度
指定緊急避難場所となっている公園について、公園内の樹木の倒木、火災などにより、避難場所としての機能が阻害されるおそれがある。	指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮するよう、防災施設等の整備をする。また、公園内の樹木の倒木や延焼により避難地としての機能が阻害されないよう、老木や枯れ枝の除去等、維持管理を適正に行う。	0	0	100

※指標としては5点あるが、重点取組項目としての観点は同一のものなので列記している。

指定緊急避難場所となっている公園について、公園内の樹木が倒木や火災などにより、避難場所としての機能が阻害されるおそれがあるため、指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮できるよう防災施設等の整備をすることとしている。また、公園内の樹木の倒木や延焼により避難地としての機能が阻害されないよう、老木や枯れ枝の除去等、維持管理を適正に行うこととしている。

【B：問題なし9】

公園は指定避難場所として小中学校と並び、災害発生時に避難者が避難する場所として、まず思い浮かべるであろう避難場所であり、公園という敷地面積から、多数の避難者を受け入れることができる重要な拠点である。それが公園内の樹木の倒木や延焼による機能低下は、多数の避難者を受け入れることができるアドバンテージを損なうことになるため、平時より老木や枯れ枝の除去等を適正に行うことは重要である。

水島緑地福田公園の再整備率は順調に進んでおり評価するが、その他4点の指標のうち公園予定地の整備については、令和5年度に新たに2か所の整備が完了し目標数達成への進捗が見られる。残る都市防災公園の整備、復興防災公園の整備、公園施設長寿命化対策については、数値の推移を見るに令和7年度までの目標値は達成可能と思われるが、災害発生時における指定緊急避難場所の重要性を鑑み、引き続きより確実な目標値達成のための取り組みを実施すべきである。

(10) 防災備蓄倉庫について

① 災害予防計画

倉敷市地域防災計画に基づく災害予防計画によると、災害時において災害応急資機材及び備蓄品（以下「備蓄品等」という。）を迅速かつ確実に利用できるよう適正な配置を計画する。点検整備については毎年3月に実施し、少なくとも6月1日までに点検、不良品の更新、所定数の確保整備を完了する。災害時において必要とされる備蓄品等は以下のとおりである。

災害応急資機材、備蓄品等	
(1)	気象用観測施設
(2)	水防用備品、資機材及び水防倉庫
(3)	消防用資機材及び施設
(4)	救助用備蓄資機材及び施設
ア	救助船艇、救急車、給水車等の救助用資機材
イ	無線機材等
ウ	救急薬品等
(5)	医療、助産及び防疫に必要な備品、資機材及び投薬
(6)	備蓄食料
(7)	衣料品等生活必需品

出典：防災推進課提供資料のもと外部監査人加工
(以下、(10)防災備蓄倉庫について において同じ。)

【B：問題なし10】

災害予防計画を策定し、当該計画を踏まえて備蓄品等の確保整備を実施していることから問題ないと捉える。保管場所は以下のとおりである。

倉庫名	住 所
阿津防災備蓄倉庫	倉敷市児島阿津2丁目 15-35
粒浦倉庫	倉敷市東粒浦 11-1
西浦倉庫	倉敷市連島町西之浦 366-1
生坂倉庫	倉敷市西坂 1879-1
新田倉庫	倉敷市新田 2045
※上記のほか、指定緊急避難場所に備蓄倉庫を142箇所整備	

② 阿津防災備蓄倉庫管理・運営マニュアルについて

上記防災備蓄倉庫のうち、阿津備蓄防災倉庫について管理・運営マニュアルが策定されている。阿津防災備蓄倉庫管理・運営マニュアル（以下「管理・運用マニュアル」という。）には、倉庫内での作業前後、フォークリフト使用時、非常用発電装置を管理する際の点検項目を列挙している。

管理・運用マニュアルに記載された点検項目全てについて、監査対象期間の実施状況を閲覧した。

【A：評価3】

管理・運用マニュアルが運用されており、これに基づく点検の実施及び点検簿へ記録していることを評価する。

倉庫内作業の前後に作成する点検簿には、作業実施の日時及び目的、使用者の署名、点検実施項目へのレ点などを記す箇所がある。倉庫使用时には必ず点検結果が記載されていることを確認した。

監査対象期間の点検簿のうち、1か月分をまとめると以下の状況であった。

使用月日	使用目的・ 使用者	点検項目 及び 結果 (倉庫内外の作業前巡視・作業後点検)
令和4年12月 6日	使用目的の 記載 ・ 使用者署名 有り。	倉庫開閉時刻の記載あり。
8日		作業前巡視項目として倉庫外部は屋根・雨樋・壁などの劣化、 倉庫内部はシャッターの破損等に伴う補修の必要性や電気設備等 の点検項目に☑マーク記載。 作業後点検として資機材の整備や火気、戸締りなど 点検項目に☑マーク記載。
12日		
20日		
26日		
※12月2・14・15・21・28日 倉庫訪問 倉庫シャッターの開閉及び倉庫内を使用していないため、点検項目に☑マークの記載なし。		

フォークリフトの点検については労働安全衛生規則に基づき、年次点検、月次点検、始業点検に分けて管理を義務付けている。年次点検、月次点検については自主検査を実施し検査結果を3年間保管している。

始業点検項目については労働安全衛生規則第151条の25に基づき作成された「フォークリフト作業前点検表」(以下「点検表」という。)を作成し、外回りの点検、車上での点検及び作業終了時の安全点検を実施している。

監査対象期間の点検結果のうち、数か月分をまとめると以下の状況であった。

点検月	点検回数	点検結果
令和5年3月	7回	点検者、取扱責任者共に署名あり。全ての項目「良好」。
令和5年4月	6回	点検者、取扱責任者共に署名あり。全ての項目「良好」。
令和5年5月	11回	点検者、取扱責任者共に署名あり。全ての項目「良好」。
令和5年6月	11回	点検者、取扱責任者共に署名あり。全ての項目「良好」。

上記点検回数と、フォークリフト使用回数は一致していることから、フォークリフトの作業前には規則に基づく始業点検を実施していることが分かる。検査結果を点検表に記録、保管していることから問題ないと捉える。

監査の際にフォークリフトの停車状況を確認したところ、規定どおりに平坦な場所での停車、フォークが下り、パーキングブレーキ及び車輪止めが掛かっている状態であった。

阿津防災備蓄倉庫内 フォークリフト停車状況



非常用発電装置の日常点検に際しては管理・運用マニュアルに従い以下の項目を確認する。

点検項目	
(1)	制御盤面の直流電圧計により、蓄電池電圧が13V（DC12V）以上であることを確認する。
(2)	水漏れ、油漏れがあるか否かをチェックし、冷却水、燃料、潤滑油量が適量か確認する。
(3)	試験運転でエンジンを起動し、無負荷試験を行うこと。 5分程度暖気運転を行う。
※軽油は199Lまで給油できる。 残量が1/2を切ったら速やかに給油を行う。	
※1か月に1回試験運転（5分以上継続運転）を行うこと。	

監査対象期間の点検結果のうち、数か月分をまとめると以下の状況であった。

点検月	試験運転 時間(分)	燃料量 (L)	点検項目 及び 結果
令和4年9月	40分	78%	1か月に1回試験運転実施。運転日時記載。 点検者の署名あり。 試験運転前後の蓄電池電圧量、全て「13V」以上。 水漏れ等の確認、及び潤滑油量の確認項目に☑マーク記載。 令和4年度中、非常用発電装置の軽油を補充していない。
令和4年10月	20分	78%	
令和4年11月	20分	78%	
令和4年12月	20分	78%	
令和5年1月	15分	78%	

③ 在庫管理について

管理・運用マニュアルによると阿津防災備蓄倉庫の概要は以下のとおりである。

概要	面積・備蓄量等	備考
敷地面積	2,070.87㎡	
床面積	1,106.91㎡	
建蔽率・容積率	60%・200%	
備蓄量	約500㎡	概ね10tトラック20台分 標準パレット(1.1m×1.1m)318個分
区域	土砂災害警戒区域でない 海拔9.6m-9.9m	

上記のとおり、施設は10tトラックによる搬入、搬出が可能であり、大開口製電動式シャッター(幅10.00m×高さ4.5m)2式が備わっている。

倉庫内ではフォークリフトの運用による積み込み作業が可能で荷捌きスペースが確保されている。

パレットトラック3段積み(標準パレット318個分)が可能である。

さらに停電に備えて非常用発電機を設置し、温度管理のための換気扇を完備している。

阿津防災備蓄倉庫 シャッター付近



倉庫内における主な備蓄品、装備品は以下のとおりである。

	備蓄品等の内容	数量
主な備蓄品	毛布・アルミキャンピングマット・マスク・段ボールベッド・ 屋内用テント	
	飲料水・非常食（乾パン・アルファ米）など	15,000人の2日分
主な装備品	フォークリフト トヨタ製900kg級ディーゼル式	1台
	油圧式パレットハンドリフト	3台
	メッシュボックスパレット	10台
	ロールボックス	10台

倉庫内において上記のとおり備蓄品等が備わっているか監査したところ、装備品は規定数量備わっていた。

備蓄品等についてはパレットトラックに積み込まれた状態で3段に積み上げられ、倉庫奥より4列並べられている。パレットトラックの設置状況はフォークリフトが走行できるスペースを確保している。

阿津防災備蓄倉庫内 備蓄品保管状況



【D：指摘3】

装備品及び備蓄品等の数量やサイズ、保管場所、賞味期限等を管理する一覧表について、防災推進課職員がエクセル管理している状況にある。

このことから以下の課題が考えられる。

ア. 人員不足に伴う業務の非効率化

災害予防計画には備蓄品等の点検について「毎年3月中に実施し、少なくとも6月1日までには、点検、不良品の更新、所定数の確保整備を完了する」との記載があり、毎年の点検を求めている。

防災推進課職員のうち会計年度任用職員2名により年に一度は点検をしているとの回答を得ているが、点検箇所は防災備蓄倉庫に加え、指定避難所等に設置した避難所用備蓄保管庫になることから、約142か所にのぼる。それぞれの防災備蓄倉庫には、食料及び飲料水、簡易ベッドや毛布等の避難生活に必要な物資が約2日間、倉庫の規模により数千名分から1万数千名分配置されている。さらに避難所用備蓄保管庫には、約2日間50名分の物資が配置されている。

会計年度任用職員2名は、全備蓄倉庫及び全備蓄保管庫に配置された物資の保管状況を1箇月で点検しエクセル管理しているとのことであるが、複雑な業務であることは明らかであり、可能な範囲、以下の改善策を設けるべきと考える。

- ・ 備蓄品等の在庫管理に管理システムを導入し、管理体制を構築する。

- ・在庫管理を行う市の職員を増強する。
- ・現状、市の職員が行っている在庫管理を外部に委託する。

ただし、発災時に予測される各状況を鑑みて、備蓄品等の在庫管理は市の直営で進める方針であり、外部委託する予定はないとの回答を得ているため、在庫管理システムの導入、あるいは市の職員増強が改善策になると考えられる。

イ. 備蓄品の緊急使用時における管理の煩雑さ

倉敷市内の防災備蓄倉庫に整備している備蓄品等は、倉敷市内で支援が必要となった場合のほか地震や大雨による土砂災害、浸水災害が発生した他の自治体へ支援物資として搬送している。こうした緊急使用時、備蓄品等は早急に運び出されることから在庫管理は後付けで行う。

倉敷市では会計年度任用職員2名が備蓄品等の在庫をエクセル管理している。このため搬送の都度、数量を確認する必要がある。在庫管理システムを導入することで、備蓄品等の受注からピッキング、搬送、在庫を一元管理し、正確な備蓄管理が行えると考えられる。

ウ. 棚卸実施までの期間における在庫管理の不確実さ

防災備蓄倉庫及び避難所用備蓄保管庫には膨大な災害支援物資が配置されており、保管場所は約百箇所に及ぶことから、エクセル管理している備蓄品等の在庫数について、点検整備完了までの期間その正確性が問われる。在庫管理システムの導入を実現化させた場合、市の職員による防災備蓄倉庫及び避難所用備蓄保管庫の管理により多くの力が注がれることになる。

在庫管理システムの導入には多額の設備投資資金が必要となってくるため予算編成が不可欠である。しかし業務の効率化や備蓄品等の正確な在庫管理を考慮すると、システム導入も選択肢の1つとして検討すべきである。

市の方針としては、上述したように備蓄倉庫を直営方式で進めるとのことであるが、発災時を想定してのことであると考えられ、その方針には賛同する。ただし、現状では事実上2名で備蓄品倉庫の保守管理を行っており、平時においては通常業務に忙殺され、他の中核都市の発災時に現地にて災害支援を実施する場合には、派遣された人員の分だけ業務性能が低下する。発災時にどちらかあるいは2名ともが参集できない場合は機能不全に陥るおそれがある。現状では直営方式のメリットではなくデメリットが顕在化している状態である。直営方式を是とするのであれば、直営方式のメリットが活かされるようシステム導入を実施するか人員の増強を図るべきである。

④ 避難所用備蓄保管庫

倉敷市地域防災計画の第2編 風水害等対策<第1章 災害予防計画> 第2節 第4指定緊急避難場所、指定避難所 2指定避難所では、以下のような記載がある。

「(4)市は、指定避難所において仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(5)市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、非接触式体温計、簡易ベッド、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。」と記載がある。

また第3災害応急資機材、備蓄等2点検整備の実施等では「毎年3月中に実施し、少なくとも6月1日までには、点検、不良品の更新、所定数の確保整備を完了する。」との記載がある。

倉敷市では、2023年10月現在、以下のとおり避難所用備蓄保管庫を設置している。

設置場所	設置数
小学校等	62 箇所
中学校	26 箇所
公民館等	32 箇所
高等学校等	18 箇所
日本赤十字社寄附	4 箇所
合計	142 箇所

それぞれの保管庫では、配置物資として敷マット、毛布、飲料水などの物資が配置されており保管庫の設置年度により多少のばらつきはあるものの約2日間の50名分の物資が配置されている。

保管庫は鍵付きの倉庫であり、キーボックスが倉庫に取り付けられており、キーボックスの開錠方法を知っているのは、防災推進課の職員、避難所担当職員、公民館・学校に配置されている場合には各職員等である。

配置物資	数量	箱数	一箱あたり
敷きマット	48枚	3	16枚
毛布	50枚	5	10枚
飲料水	312本	13	24本
カンバン	216缶	9	24缶
アルファ米	200食	4	50食
発電機	1台	1	1台
ガスボンベ	24本	1	24本
投光器	1台	1	1台
トイレットペーパー	120本	2	60本
タオル	100枚	1	100枚
簡易トイレ・テント	3セット	3	1セット
便袋	300袋	3	100袋
コードリール (50m)	1台	1	1台
延長コード (10m)	1本	1	1本
段ボール板	30枚	—	—

(倉庫に保管されている備蓄品の棚卸リストの一例)

そこで、指定避難所として市が定めている施設のうち、小学校・中学校、公民館から試査により備蓄倉庫を現地調査した。

市が管理する備蓄倉庫一覧より任意で抽出を行い2023年10月11日に現地調査を行った。

調査対象は、帯江小学校(加須山 526)、倉敷南小学校(東富井 1005-10)、黒崎中学校(玉島黒崎 6057)、福田公民館(福田町古新田 274-21)の4か所とした。

監査手法として、棚卸リストとの突合、備蓄品の品質管理の状況確認、倉庫に設置されているキーボックスの管理状況の確認などを実施した。

帯江小学校(加須山 526)



【C. 意見 21】

棚卸リストと倉庫内の物資を確認したところ、棚卸リストに記載のあるガスボンベについて倉庫内ではなく、学校内にて保管されていることを発見した。

近年の夏の猛暑で倉庫内の温度が上昇し、発火の危険性があるための措置とのことであるが、備蓄倉庫の利用時には必ずしも学校・公民館等関係者や市職員が同席できるとは限らないことから、保管場所を分けるのであればその旨を棚卸リストへ記載する方が望ましい。

倉敷南小学校(東富井 1005-10)



【C. 意見22】

棚卸リストと倉庫内の物資を確認したところ、棚卸リストに記載のあるガスボンベについて倉庫内ではなく、学校内にて保管されていることを発見した。

近年の夏の猛暑で倉庫内の温度が上昇し、発火の危険性があるための措置とのことであるが、備蓄倉庫の利用時には必ずしも学校・公民館等関係者や市職員が同席できるとは限らないことから、保管場所を分けるのであればその旨を棚卸リストへ記載する方が望ましい。

黒崎中学校(玉島黒崎 6057)



【C. 意見23】

倉庫内もしくは倉庫外に棚卸リストが貼付されておらず、備蓄倉庫内に何がいくつ保管されているのか不明な状況であった。市が管理するための書類とは備蓄内容に差異が生じていないものの、備蓄倉庫利用時には、倉庫内にどのようなものが保管されているのかをあらかじめリスト化したものが一緒に保管される方が望ましい。



【C. 意見24】

棚卸リストには記載のない扇風機が保管されていた。この扇風機自体は、学校や公民館などの指定避難場所に対して、防災推進課から配置をしているものであるが、備蓄用として保管するのであれば棚卸リストに記載するなどの対応が必要である。また、当日調査を行った小学校・中学校の備蓄倉庫では、ガスボンベは発火の危険があるものとして学校内にて保管されていたが、福田公民館では倉庫内に保管されていた。

発火の恐れがあると判断しているのであればすべての管理する倉庫において同様の対応をすべきであり、また保管する場所などがない場合に発火の危険性を低減できる措置を講じたうえでの保管をすべきである。



【D:指摘4】

倉敷市地域防災計画には「毎年3月中に実施し、少なくとも6月1日までは、点検、不良品の更新、所定数の確保整備を完了する」との記載があり、毎年の点検を求めている。防災推進課では職員により年に一度は点検をしているとの回答を得ているが、点検結果等の記録がないとのことであるため、記録を残す必要性がある。

今回、時間的な制約もあり全142か所のうち4か所のサンプル調査を実施したが、その4か所全てにおいて棚卸リストには記載のない機材が保管されている、棚卸リストに記載のある機材が倉庫内ではなく、学校内にて保管されていることなどの問題点が見受けられた。全体の3%にも満たないサンプル調査の全てにおいて問題点が見受けられるということは、全体的には相当数の問題点が潜在していると考えられ、管理体制の根本的な見直しが必要である。

また、年に一度の点検結果の記録がない、ということは点検を実施していることを立証するものがないということであり、上記のような監査結果を踏まえると点検を十分に実施していないと判断せざるを得ない。こちらも業務の執行状況を記録しておくという当然のことを実施できるよう業務体制を根本的に見直すべきである。

(11) 市民病院について

①事業継続計画について

病院に求められている本来の目的、立地上の観点から地域共生社会の実現においても重要な役割を担う存在であり、平時から運用面における防災意識とその対策が重要なことは明らかである。平成30年度における包括外部監査においても、上記の観点から災害時において業務に対するダメージを可能な限り小さくし、事業の継続及び復旧を可能なものとするため、早期に事業継続計画を策定する必要があると指摘されていたところである。

市民病院では、平成30年度における包括外部監査での指摘を受けて、事業継続計画を策定しており、当該計画を踏まえた防災訓練も実施している。

【C：意見25】

事業継続計画が策定、運用されている点は評価する。ただ、医薬品及び医療材料について院内備蓄があるものの、非常時を想定した際の備蓄としては数量に不安がある、固定電話が使用不能となった場合を想定した無線等の代替通信手段がないなど対策が必要と考えられる課題も残されている。求められるものは高いが、病院とは災害発生時という非日常において、生命の危機を感じた市民が「あそこに行けば、あそこがあれば」という思いを具象化する存在、救護の砦である。高度医療機器の更新などのコスト面や他の施策とのプライオリティなどを考慮しながら引き続き計画を進めて行くことが望ましい。

② 在庫管理について

事業継続計画に基づいて、災害発生時における非常食や医薬品などの備蓄を行っている。医薬品については、通常業務で使用する医薬品を災害発生時に使用し、事業継続計画に記載している在庫数は常時確保できる状態に維持している。通常業務で使用する医薬品の在庫管理はシステム上で行っており、毎月末には棚卸を実施している。非常食については、米・水その他の副材を院内備蓄でエクセルによる台帳管理している。

【C：意見26】

在庫管理について、事業継続計画に基づいて災害発生時における非常食や医薬品などの備蓄を行っており、フロー自体に問題はないと思われる。ただし、上述した医薬品及び医療材料については、備蓄品を使い切る前に供給ルート確保が確立していない場合、適切な医療措置が取れなくなり、機能不全に陥る危険性がある。非常時を想定した備蓄在庫としては在庫数に不安があるため、可能な範囲での増強をするべきである。

【C：意見27】

非常食については米・水その他の副材は院内備蓄であるものの、その他の副材については事業継続計画に確認できる記載がないため、適切な記載をするべきである。

【C：意見28】

医薬品及び医療材料については、災害発生時を視点として考えれば、使用期限内に使用可能な分量でローリングストックによる院内備蓄の増強がより望ましい。

【C：意見29】

通常業務で使用する医薬品の在庫管理についてはシステム上で行っており、毎月末にシステム上の在庫数と実地棚卸による実在庫数との突合確認を実施している。この実地棚卸を実施する際の棚卸記入表だが、実在庫を記入する欄に丸（○、問題なしという意味）の記載、差異がないことによる未記入が散見された。これら棚卸記入表における実在庫数は、実地棚卸時の実数を記入すべきである。差異のない場合は「✓」を付ける等、記入方法を統一し、記入表確認時の誤認を未然に防止すべきである。

防災訓練、災害発生時を想定した災害対応研修やトリアージ訓練について
監査対象年度内における業務継続計画に基づいた防災訓練、災害対応研修の実施状況は以下のとおりである。

消防訓練（火災）年2回、計6回実施 消火訓練、避難訓練、通報訓練
個人防護具装着指導（感染対策研修）新型コロナウイルス感染症疑い患者の診察時とPCR検体採取時の個人防護具装着指導。コロナ禍であったため、研修会形式ではなく、随時指導 令和2年度、計16回実施
「N95マスクの着脱」実技研修（感染対策研修）集合研修ではなく部署単位研修で実施。感染症を原因とした災害に対応できるようにする。

【C：意見30】

業務継続計画に基づいた消防訓練の実施状況について評価する。ただ、消火訓練を一層の重視を希望する。先述したように病院とは、災害発生時において救護の砦である。その砦が火災に見舞われ喪失し、入院患者はもとより医療関係者も避難を余儀なくされた時、それは医療機能の喪失であり、新たな患者を救護する機能を喪失するということである。消防訓練の中でも消火訓練はこれを未然に防ぐ重要な訓練であるため、これを希望するものである。

本監査の対象期間である令和2年度から令和4年度は、いわゆるコロナ禍であり、災害対応研修も新型コロナウイルス感染症まん延防止対策を中心にしたものになるのは理解できるが、トリアージ訓練については、令和2年度以降実施していないとのことだった。

【D：指摘5】

机上訓練でも、いずれの形でもトリアージ訓練は毎年実地すべきである。

トリアージとは、災害時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために、傷病者に治療優先順位を決めることである。医療体制・設備を考慮しつつ、傷病者の重症度と緊急度によって分別し、治療や搬送先の順位を決定することである。助かる見込みのない患者あるいは軽傷の患者よりも、処置を施すことで命を救える患者を優先するというもので、重大な決断を強いられる仕事である。それは命の選別である。

どのような形であれ、トリアージ訓練は毎年必ず実施するべきである。

第2 消防局

1. 消防局の組織

消防局	消防総務課	総務係
		消防団係
	警防課	消防救助係
		救急係
		通信指令1係
		通信指令2係
	予防課	予防係
		審査指導係
	危険物保安課	

「倉敷市消防局の組織に関する規則」より抜粋

2. 消防体制の概要

(1) 業務分掌（抜粋）

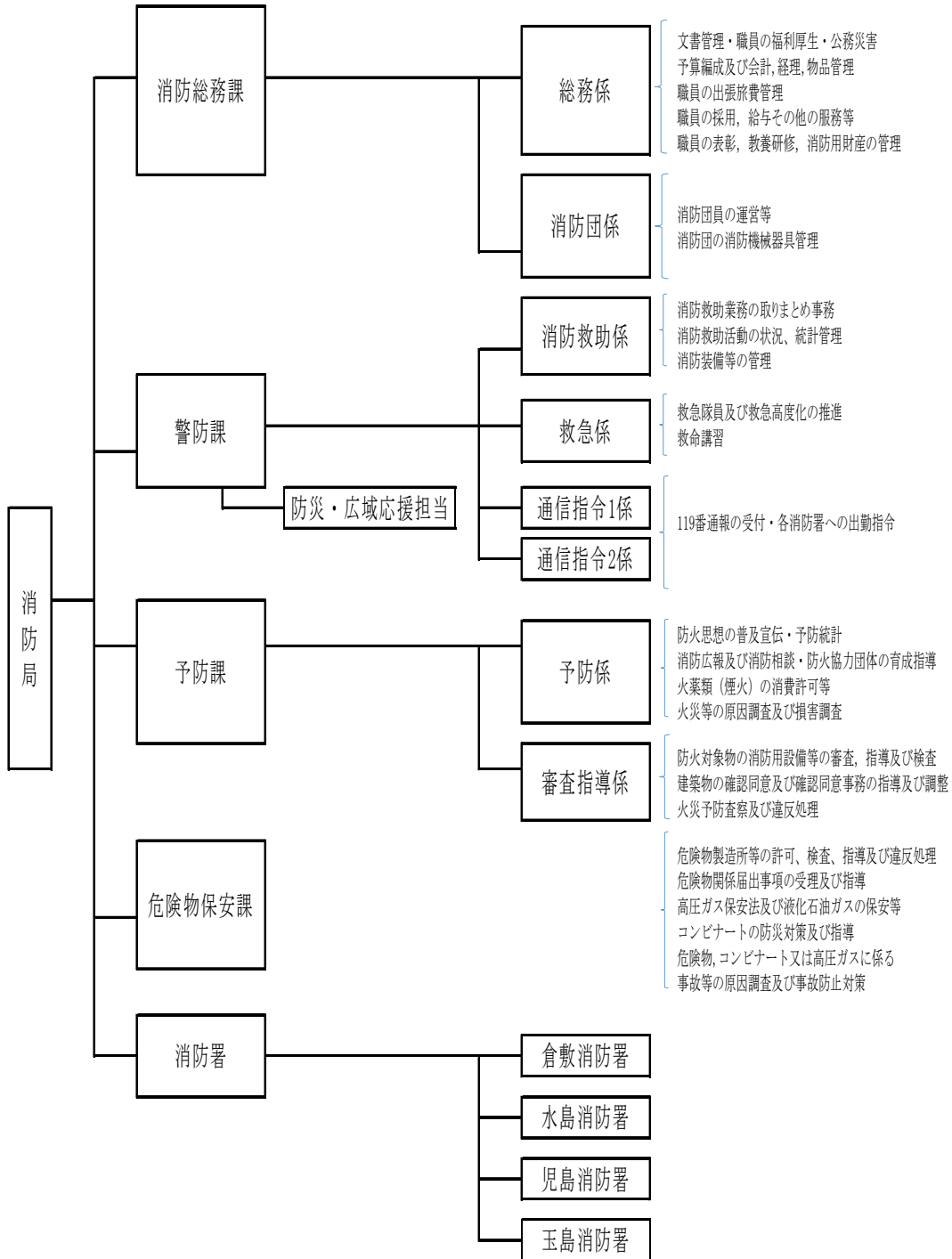
消防総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・公印の管理、文書の收受及び発送に関する事。 ・消防関係例規の制定、改廃及び交付に関する事。 ・職員の福利厚生、公務災害に関する事。 ・予算の編成及び会計、経理、国庫補助金の申請事務に関する事。 ・物品の調達、修繕及び管理に関する事。 ・職員の出張旅費の決定・支給に関する事。 ・職員の採用、給与、任免、分限、懲戒、服務等に関する事。 ・職員の表彰、教養研修に関する事。 ・消防用財産の営繕及び管理、各種消防統計、消防の企画に関する事。 ・消防総合連絡並びに調整に関する事。 ・局内の他部及び部内の他課の所管に属さない事項に関する事。
消防総務課	消防団係	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の任免、服務、給与、表彰、その他身分 ・消防団員等公務災害、退職、消防団員報償に関する事。 ・消防団の統計、消防協会、消防団員福祉共済制度に関する事。 ・消防団の消防機械器具の配置、研究及び維持運用に関する事。 ・その他消防団に関する事。

警防課	消防救助係	<ul style="list-style-type: none"> ・水火災等の警戒及び防御、水火災の防災計画及び訓練、消防水利に関すること。 ・警防・救助の統計、開発行為に関すること。 ・消防機械器具(消防団を除く。)の配置に関すること。 ・研究及び維持運用、救助技術の研究及び維持運用に関すること。 ・緊急消防援助隊、国際消防救助隊、その他警防事務に関すること。
警防課	救急係	<ul style="list-style-type: none"> ・救急の統計に関すること。 ・救急技術の研究、指導及び教育訓練、メディカルコントロールに関すること。 ・職員の安全管理及び感染防止対策、その他救急事務に関すること。
警防課	通信指令係	<ul style="list-style-type: none"> ・水火災等の災害及び救急通報の受付並びに出動指令に関すること。 ・消防通信施設の維持管理、消防通信の運用及び統制に関すること。 ・災害情報及び救急医療情報の収集並びに情報支援に関すること。 ・火災警報及び火災注意報の発令並びに気象情報に関すること。 ・職員の非常招集、その他通信指令事務に関すること。
危険物保安課		<ul style="list-style-type: none"> ・危険物製造所等の許可、検査、指導及び違反処理 ・危険物関係届出事項の受理及び指導 ・危険物取扱者及び保安監督者の指導 ・危険物事務の統計 ・石油コンビナート等災害防止法、コンビナートの防災対策及び指導、コンビナート防災審議会、災害防止協定、高圧ガス保安法等、危険物・コンビナート・高圧ガスに係る事故等の原因調査及び事故防止対策に関すること。
予防課	予防係	<ul style="list-style-type: none"> ・防火思想の普及宣伝に関すること。 ・防火管理者の資格取得講習及び指導に関すること。 ・予防統計、消防広報及び消防相談、防火協力団体の育成指導に関すること。 ・火薬類(煙火)の消費許可、火災等の原因及び損害調査に関すること。 ・その他予防事務に関すること。
予防課	審査指導係	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物の消防用設備等の審査、指導及び検査に関すること。 ・建築物の確認同意並びに確認同意事務の指導及び調整に関すること。 ・火災予防査察及び違反処に関すること。 ・その他予防事務に関すること。

出典：「消防年報」のもと外部監査人加工（以下、特に断りのない限り同じ。）

(2) 組織図

倉敷市消防局の組織 (令和4年4月1日現在)



出典：「消防年報」及び倉敷市消防局ホームページ掲載資料のもと
外部監査人加工

倉敷市消防局は、令和5年4月1日現在、4課4署3分署8出張所で組織され、消防職員数は469名で構成される。

配置状況は、消防局内に消防局長1名、参事2名、消防総務課に12名、警防課に29名、予防課に12名、危険物保安課に12名、また消防署に401名となっている。

また消防署職員401名の配置状況は、倉敷消防署に130名、水島消防署に61名、児島消防署に105名、玉島消防署に105名となっている。

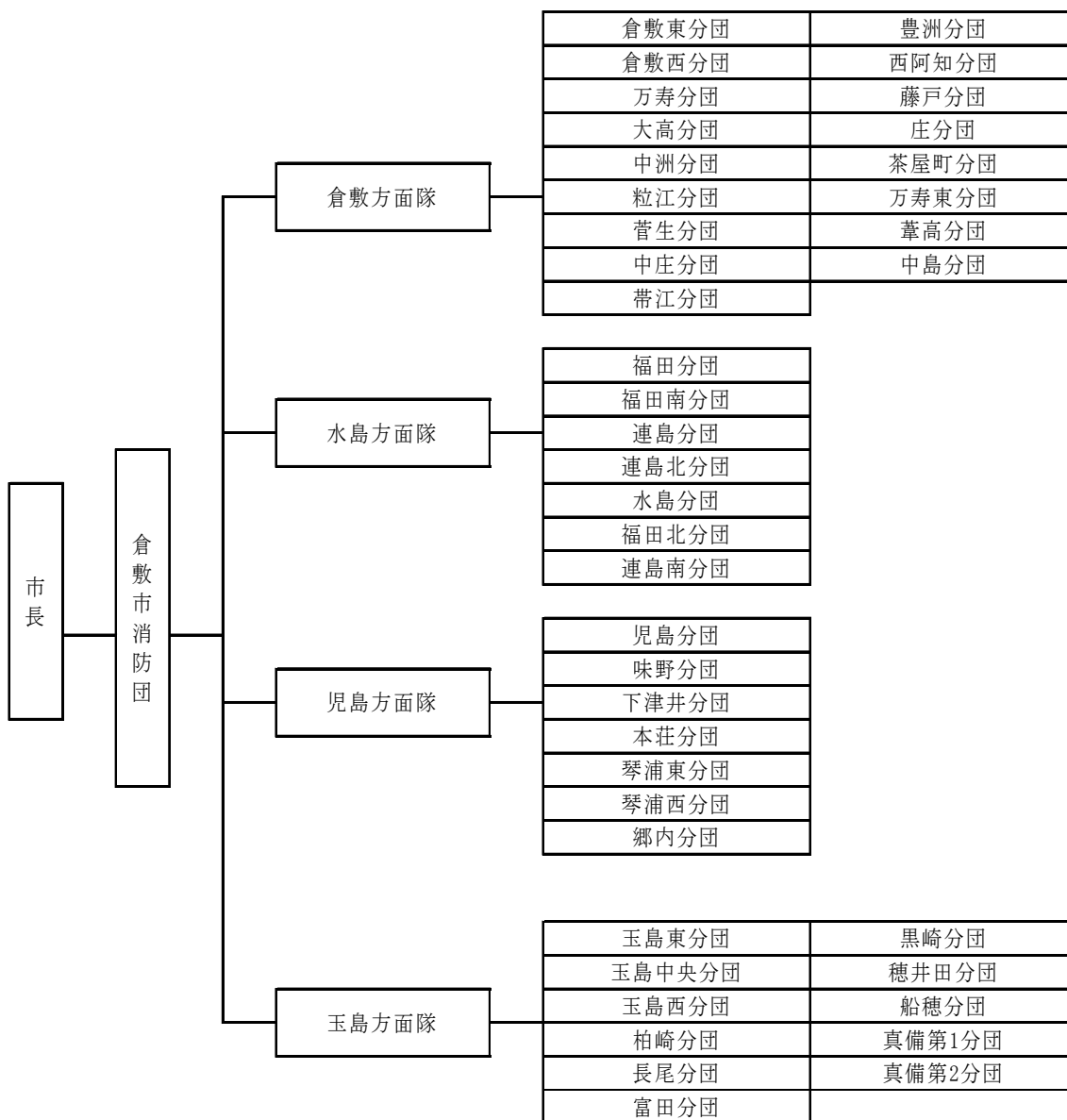
消防職員は消防事務に従事する地方公務員であり身分取扱い等については、地方公務員法が適用される（消防組織法第16条第1項）。

（消防職員の身分取扱い等）

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

(3) 消防団の組織

消防団の組織（令和4年4月1日現在）



消防団は、令和5年4月1日現在、4方面隊42分団73部で組織され、消防団員数は1,827名で構成される。4方面隊のうち倉敷及び水島方面隊は分団制をとっており、児島及び玉島方面隊は分団・部制をとっている。

消防団は消防組織法第9条第1項第3号に基づいて市町村に設置される消防機関の一部を構成する。消防本部を置く市町村において、消防団は、消防署長の所轄の下に行動し、火災や大規模災害発生時に、自宅や職場から災害現場へ駆けつけて消火活動や救出、救護、避難誘導活動など地域防災の中核として重要な役割を果たしている。

また災害時以外に訓練を行っており、各地域での火災や防災に関する予防広報等も行う。

倉敷市では、平成20年4月より女性団員（定員80名）を採用している。女性団員は火災現場での消火活動や他の災害現場での活動は行わず、火災・防災に関する予防広報等をメインに活動している。

（消防機関）

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

下記の表は、倉敷市の人口及び消防署職員数、消防団員数について直近4年の推移を表したものである。

市の人口と消防職員数及び消防団員数の推移
(令和5年4月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人口及び世帯数	人口 (A)	481,844 人	481,542 人	480,974 人	478,651 人	(注1)
	世帯数	210,828 世帯	213,391 世帯	215,881 世帯	216,756 世帯	
消防職員 (B)		467 人	466 人	468 人	469 人	(注2)
消防団員 (C)		1,890 人	1,875 人	1,837 人	1,827 人	(注2)
人口1万人当たりの消防職員数 B/A×10,000人		9.69 人	9.68 人	9.73 人	9.80 人	
人口1万人当たりの消防団員数 C/A×10,000人		39.22 人	38.94 人	38.19 人	38.17 人	

出典：「消防年報」及び総務局総務課統計係掲載資料のもと外部監査人加工

(注1)人口及び世帯数は統計に基づいているため各年度の前年度末3月31日現在を基準としている。

(注2)各年度の4月1日現在を基準としている。

消防職員数、消防団員数を確認したところ、ともに著しい増減は見られず、横ばいで推移している状態である。また、市の人口減少率も各年度0.5%未満で推移することから、結果として、人口1万人当たりの消防職員数及び消防団員数は横ばいの状態で推移している。

参考までに近隣他市の中核市人口1万人当たり消防職員数の状況を比較して表すと次のとおりである。

消防職員の他市比較
(令和4年4月1日現在)

		倉敷市	松山市	福山市	松江市	
人口及び世帯数	人口 (A)	480,974 人	505,521 人	461,664 人	198,330 人	(注1)
	世帯数	215,881 世帯	253,393 世帯	212,564 世帯	91,027 世帯	
消防職員 (B)		468 人	458 人	551 人	248 人	(注2)
人口1万人当たりの消防職員数 B/A×10,000人		9.73 人	9.06 人	11.94 人	12.50 人	

消防年報及び近隣中核市ホームページより作成

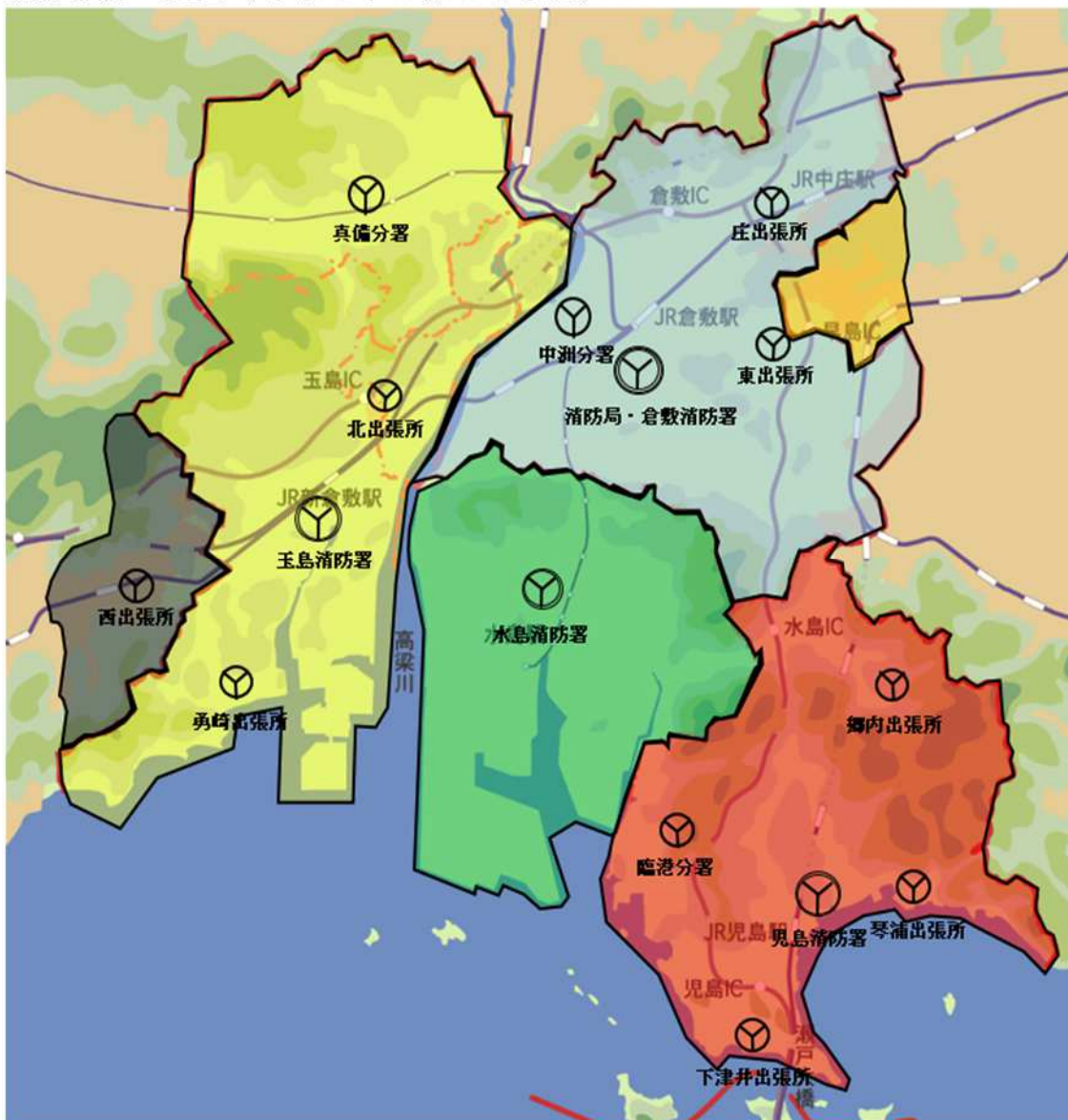
(注1)人口及び世帯数は各都市の統計に基づき、令和4年3月31日若しくは令和4年4月1日現在を基準としている。

(注2)令和4年4月1日現在を基準としている。

倉敷市近隣の中核市で人口1万人当たり消防職員数を比較したところいずれも10人前後であり、倉敷市の消防職員数は平均的な水準にあるといえる。

(4) 消防署所の配置

消防署所の配置（令和4年4月1日現在）



消防署所の配置（令和4年4月1日現在）

名称	所在地	構造	建築年月	敷地面積 (㎡)	建築面積 延面積 (㎡)	電話番号
消防局 倉敷消防署 (合同庁舎)	白楽町162-5	SRC造 4F	H9. 4	7,864.52	2,017.03 5,947.38	(086) 426-1190 422-0119
	中洲分署	RC造 2F	H13. 3	831.00	365.20 569.30	(086) 465-9931
	庄出張所	RC造 2F	S48. 3	454.00	102.80 201.80	(086) 462-3110
	東出張所	RC造 2F	H16. 3	649.15	264.19 399.05	(086) 482-2459
水島消防署	水島北幸町4-1	RC造 3F	S47. 3	2,011.60	883.10 1,383.70	(086) 444-1190
児島消防署	児島小川1丁目1-17	RC造 3F	S59.12	2,732.50	893.70 1,438.40	(086) 473-1190
	臨港分署	RC造 2F	H20. 3	3,127.80	496.88 685.08	(086) 475-0119
	琴浦出張所	RC造 2F	S48. 3	391.30	102.80 201.80	(086) 477-8826
	郷内出張所	RC造 2F	S53. 3	691.60	166.50 211.90	(086) 485-0119
	下津井出張所	RC造 2F	S63. 3	615.30	149.70 182.10	(086) 478-5093
玉島消防署	玉島八島856-1	RC造 3F	H5. 10	4,271.00	855.50 1,591.20	(086) 522-3515
	真備分署	RC造 2F	H18. 6	1,100.00	403.53 607.53	(086) 698-2121
	勇崎出張所	RC造 2F	S49. 6	585.90	102.30 201.30	(086) 528-2428
	北出張所	RC造 2F	S49. 6	415.40	102.30 201.30	(086) 526-8169
	西出張所	浅口市金光町占見新田 787-1	RC造 2F	S54. 3	1,220.00	145.20 190.80

(5) 倉敷市の火災状況推移

倉敷市の令和4年中における火災発生件数は104件、死者9名、負傷者16名、損害額203,059千円である。また、火災によるり災世帯は71世帯、り災人員は182名である。

火災発生件数は令和3年中の92件より12件増加しており、統計上3.5日に1件の火災が発生している。

火災を原因とする死者は令和3年中の2名より7名の増加、負傷者は令和3年中の16名より増減していない。

火災による損害額は令和3年中の222,195千円より19,136千円減少している。

火災種別にみると、建物火災は64件で火災全体の62%を占めており最も多く、車両火災、林野火災、船舶火災と続いている。

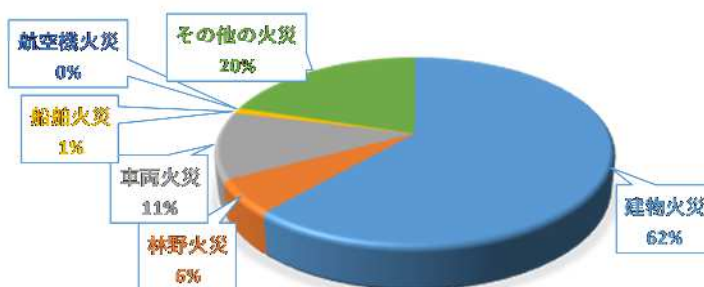
出火原因は、たき火が12件で全体の11.5%、放火・放火の疑いが9件で全体の9%、火入れ及びこんろがそれぞれ8件でそれぞれ全体の8%である。

倉敷市で発生した過去5年の火災件数及び火災種別、損害額、火災を原因とする建物焼損面積及び損害額などの推移は下記表のとおりである。

消防局 火災概況資料
(令和5年1月1日現在)

		平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
出火総件数(件)		121	110	103	92	104
火 災 内 訳	建物火災	81	69	71	53	64
	林野火災	1	4	1	4	6
	車両火災	14	14	10	12	12
	船舶火災	0	0	0	1	1
	航空機火災	0	0	0	0	0
	その他の火災	25	23	21	22	21
火災 総損害額(千円)		235,277	197,395	352,148	222,195	203,059
建 物 火 災	焼損棟数(棟)	127	125	113	87	106
	建物焼損床面積(m ²)	3,822	3,818	5,999	1,478	3,139
	建物焼損表面積(m ²)	163	315	190	123	135
	平均 建物焼損床面積(m ²)	47.19	55.33	84.49	27.89	49.05
	平均 建物損害額(千円)	2,568	2,752	4,815	2,801	2,811

**令和4年
火災内訳**

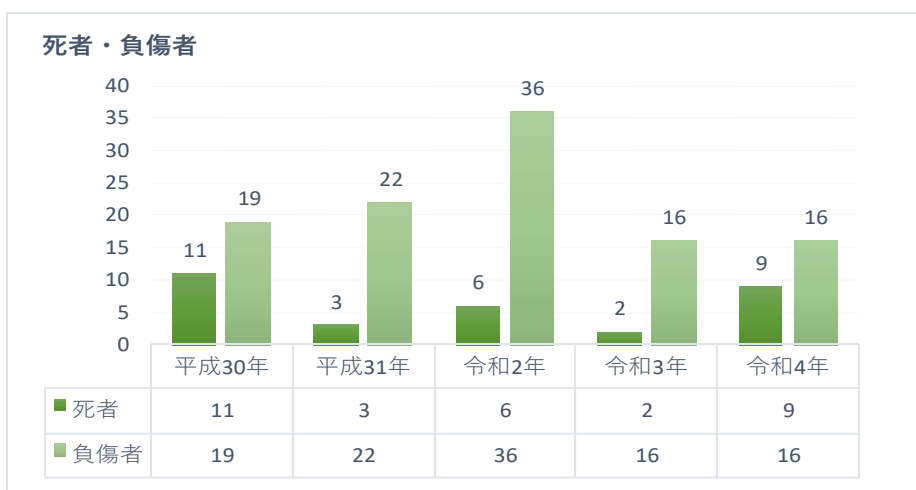
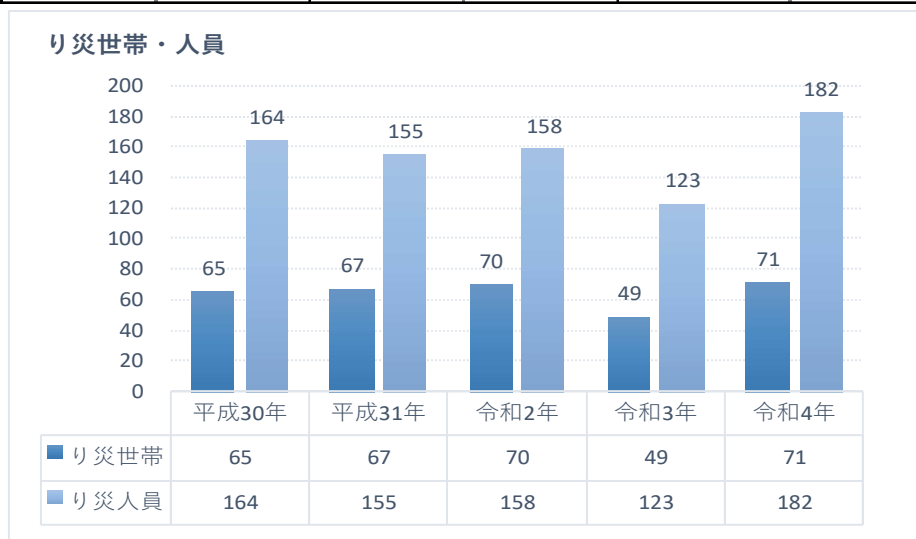


倉敷市の過去5年間の火災によるり災世帯、人員、死者、負傷者の動態は下記表のとおりである。

消防局 火災概況資料

(令和5年1月1日現在)

	り災世帯 (世帯)	り災人員 (名)	死者 (名)	負傷者 (名)	損害額 (千円)	市民一人当たり 損害額(円)
平成30年	65	164	11	19	235,277	487.6
平成31年	67	155	3	22	197,395	409.3
令和2年	70	158	6	36	352,148	731.3
令和3年	49	123	2	16	222,195	463.0
令和4年	71	182	9	16	203,059	425.0



(注) 市民1人当たり損害額算出に際しては、各年12月31日における人口で計上している。

倉敷市の過去3年間の主な火災と火災原因や損害に関する概況は下記表のとおりである。

主な火災と火災原因及び損害について（令和5年1月1日現在）

暦年別 火災種別	出火原因		全焼 (棟)	林野 (a)	車両 (台)	死傷者(名)		損害額 (千円)
	発火源	経過				死者	負傷者	
令和2年	建物	ストーブ	考え違いによる使用誤り	1			1	20,943
	建物	ストーブ	可燃物が火源の上に転倒落下する	1			5	26,186
	建物	たばこ	火源が転倒落下する	1			1	32,924
	建物	取灰	消したはずのものが再燃する	2			2	161,199
	建物	たき火	火源が動いて接触する	3	100			2,466
令和3年	車両	放火・放火の疑い	放火			5		55,542
	建物	配線器機	電線が短絡する	1			1	14,586
令和4年	建物	その他の高温の個体	高温物が触れる	1 (ぼや)				26,500
	建物		不明	1			1	21,712
	建物		不明	2			2	21,648
	建物	冷暖房機	不明	1			2	18,324
	建物	線香	火源が転倒する	1				16,337

(注) 主な火災として標記した事例
 ・ 損害額が 1,200万円以上の火災
 ・ 林野 100 a 以上が焼損した火災

(6) 関係法令・規則等の一覧

消防に関する主な関係法令及び規則等は次のとおりである。

- (ア) 消防法、消防法施行令、消防法施行規則、消防組織法
- (イ) 倉敷市火災予防に関する条例及び規則等
- (ウ) 倉敷市火災原因に関する調査規則
- (エ) 倉敷市火災警防規程
- (オ) 倉敷市消防救助隊運用規程
- (カ) 倉敷市の消防局及び消防署職員に関する規則等
- (キ) 倉敷市の消防署に関する条例等
- (ク) 石油コンビナート等災害防止法
- (ケ) 高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- (コ) 消防力の整備指針

平成26年版消防白書によると、法的な効力を持つものでないが、消防庁より「消防力の整備指針(平成17年消防庁告示第9号)」が公表されている。これは市町村の消防力の強化を推進するため、必要最低限の整備水準を示すものであり、以来、一部改正が行われてきた。警防・予防・救急・救助等の各分野の充実強化を図るとともに、想定しうるあらゆる災害に十分対応できる体制を整備していく必要性から、時代に即した基本的な理念や新たな視点を反映した基準とするための改正である。

(7) 決算数値の推移

① 倉敷市の一般会計支出額のうち消防費の占める割合

以下の表は、市の一般会計予算及びそれに占める消防費の割合（直近5年）を示したものである。一般会計予算、及びそれに占める消防費の割合は、令和元年以降徐々に増加傾向にある。

市の一般会計予算と消防費予算の推移

	一般会計予算 (千円)	消防費当初予算 (千円)	比率 (%)	一世帯当たり 消防費 (円)	市民一人当たり 消防費 (円)
平成30年度	184,474,922	4,431,680	2.40%	21,214	9,179
平成31年度	198,809,324	4,627,555	2.33%	21,949	9,604
令和2年度	188,103,679	4,728,723	2.51%	22,160	9,820
令和3年度	187,992,849	4,974,562	2.65%	23,043	10,343
令和4年度	191,415,694	5,172,279	2.70%	23,862	10,806
5年間 平均	190,159,294	4,786,960		22,446	9,950

出典：「倉敷市の財政」のもと外部監査人加工



なお、令和3年度は令和2年度と比較して、当初予算額に対し約5.2%増の49億7,456万円（一般会計構成比2.6%）、令和4年度は令和3年度と比較して、当初予算額に対し約4%増の51億7,227万円（一般会計構成比2.7%）の予算となっている。一般会計構成比では大きな変動はない。

以下の表は、市の一般会計決算数値及びそれに占める消防費の割合（直近5年）を示したものである。一般会計決算額、及びそれに占める消防費の割合に大きな変化はなく、一世帯当たりの消防費及び市民一人当たりの消防費についても横ばいに推移している。

市の一般会計決算額と消防費決算額の推移

	一般会計決算額 (千円)	消防費決算額 (千円)	比率 (%)	一世帯当たり 消防費 (円)	市民一人当たり 消防費 (円)
平成30年度	202,797,419	4,498,450	2.22%	21,533	9,318
平成31年度	204,951,881	4,662,948	2.28%	22,117	9,677
令和2年度	254,106,923	4,626,024	1.82%	21,679	9,607
令和3年度	216,723,950	4,963,489	2.29%	22,992	10,320
令和4年度	215,356,531	5,108,403	2.37%	23,568	10,673
5年間 平均	218,787,341	4,771,863		22,378	9,919

出典：「倉敷市の財政」のもと外部監査人加工



歳出決算額については令和3年度以降の消防費支出額が増加傾向にある。このうち、消火・救急活動、防災対策として救急高度化推進整備事業費（高規格救急車購入費など）、及び、常備消防車両購入事業費（化学消防自動車などの購入費）を主な施策としている。歳出決算額についても一般会計構成比では大きな変動はない。

② 人件費の推移

消防局及び消防署に在籍する職員の人数、人件費総額及びその内訳は以下の表のとおりである。

なお、消防局は消防総務課、警防課、予防課、危険物保安課からなり、消防署は4署3分署8出張所からなる。

消防局及び消防署 常勤職員

	消防費決算額 (千円)	人件費 (千円)	内 訳	消防局職員 (千円)	比率 (%)
				消防署職員 (千円)	
令和2年度	4,626,024	2,848,337		491,612	61.57%
				2,356,725	
令和3年度	4,963,489	2,888,547		503,069	58.20%
				2,385,478	
令和4年度	5,108,403	2,970,457		512,296	58.15%
				2,458,161	

出典：総務局総務部人事課提供資料のもと外部監査人加工

(注1)千円未満切捨て

(注2)人件費は給料及び諸手当の合計であり、諸手当に退職給与、共済費等は含まれない。

消防職員への諸手当等の内容及び金額は次のとおりである。

各種手当の内容及び金額

名称		内容及び金額
消防業務手当	水火災	・水火災に出動し作業に従事したとき 1回 250円
	救急	・救急に出動し搬送に従事したとき 1回（救急救命士が救急救命措置に従事したとき）500円（救急救命士が救急救命措置に従事したとき以外）230円
	救助	・救助隊が救助活動に従事したとき 1回 500円
	夜勤	・当務員の深夜勤務 1時間 給与額の100分の25
	休日	・当務員の祝祭日勤務 1時間 給与額の100分の135
	時間外	・正規の勤務時間が割り振られ、上記勤務内容以外の勤務に従事したとき 1時間 給与額の100分の25・100分の150・100分の135・100分の160
特殊勤務	通信業務	・通信取扱者が正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる通信業務に従事したとき 1回（深夜における勤務時間が2時間以上）440円・（深夜における勤務時間が2時間未満）220円
	水上消防隊	・水上消防隊（消防艇に乗船する有資格者に限る。）が消防艇により水火災・救急・救助活動に従事したとき 1回 180円
	その他（注）	・新型コロナウイルス感染症の患者の搬送その他の新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対し緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対する手当の額は、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は、4,000円）
機関	・機関勤務員が車両の運転又は機関操作により水火災・救助・救助活動に従事したとき 1回（大型消防用自動車）180円（大型消防用自動車以外の車両）90円	
管理職員特別勤務手当		・遇休日・休日に勤務したとき 1回（1時間以上6時間以下）8,000円・（6時間超）12,000円
		・平日午前0時から午前5時までに1時間以上、災害対策業務・緊急業務等（呼び出しに応じて行う業務など）に従事したとき 1回 4,000円

出典：「倉敷市職員の特殊勤務手当に関する条例」等のもと作成

（注）特殊勤務のうち「その他」業務手当の支給は令和5年度以降廃止している。

3. 監査の要点

（1） 消防体制に係る事務の合规性について

消防体制に係る事務の執行が関連する法令、条例、規則等を遵守し、適正に実施されているか。

（2） 消防体制に係る事務の有効性、効率性及び経済性について

消防体制に係る事務の執行が有効性、効率性及び経済性の観点から適切であるか。

4. 対象事業別監査項目

監査項目			監査結果	
1	消防総務管理事業	①	消防職員の定員充足率と採用形式、また年齢構成について	問題なし
		②	倉敷市消防職員の人材育成について	意見
2	消防訓練事業	①	救助訓練実績について	評価
		②	倉敷市消防救助業務と人命救助に関する教育訓練の適切性について	問題なし
3	消防防災施設等維持管理事業	①	消防車両等の更新年数について	問題なし
		②	消防資機材の必要定数について	問題なし
		③	消防資機材の保管場所について	問題なし
4	消防水利管理事業	①	防火水槽の新設、改修及び撤去について	意見
		②	計画に基づく消防水利の調査実施状況について	意見
5	消防防災施設等整備事業	①	高規格救急車や高度救命資器材の更新及び整備について	意見
		②	救急救命士及び救急有資格者の養成について	評価
6	女性消防吏員の消防活動事業		評価	
7	火災予防事業	①	火災調査書の作成と提出期限について	意見
		②	火災原因が不明な場合の取り扱い	意見
		③	査察による未是正項目への対応	問題なし
		④	住宅用火災警報器設置状況の調査	評価
8	消防団活動事業	①	消防団員任用時の手続きについて	意見
		②	消防団員の活動状況に関する実態調査について	意見

5. 監査結果

(1) 消防総務管理事業

① 事業概要

ア 教育等の実施

消防の目的は、市民の生命、身体、財産を災害から守ることにあり、これらの任務を果たすために、消防職員や消防団員の教育や訓練は欠かせない重要なものである。

イ 火災予防を目的とした教育等

消防吏員による査察体制構築のため、その技術向上の教育を行うとともに、予防技術者の増員を目的とした勉強会を行っている。

救急については、救急救命士の増強及び養成を図るとともに、一般の救急隊員向けの再教育を行い、知識と技術の向上を図っている。

警防、救助については、各種作業に必要な資格取得のための講習会へ派遣された職員による特別教育を実施し、職員に知識・技術を習得させ、当該業務に係る事故防止の徹底を図っている。

ウ 訓練

令和4年度は、新たに巻き上げ機の運転に係る特別教育及び伐木等の業務特別教育の講習会に職員の派遣を実施している。また、ドローン、高機能救命ボート及び水上バイクを活用しての実動訓練を実施するとともに、通信指令業務について再教育体制を構築することにより、昨年度に引き続き大規模風水害を想定とした対応強化を図っている。

エ 人材育成を目的とした教育等

職員研修所が企画する職種、職域に応じた研修をはじめ各種の講座へ職員を派遣し、資質の向上を図り、職務遂行に反映している。

また、消防の任務を遂行するためにそれぞれの所属において必要な教育訓練を随時実施しながら資質や技術の向上を図っている。

さらに、地域医療機関と連携を密にし、教育訓練を協力して行うことにより、救急高度化を推進している。

② 監査内容

- ア 消防職員の年齢構成及び経験年数に応じ、適正な人材育成が行われているか検証した。
- イ 研修や人材育成教育等の実施状況は、倉敷市が目指す教育プログラムに適合したものであるか検証した。

③ 監査結果

- ア 消防職員の定員充足率と採用形式、また年齢構成について
倉敷市消防職員は、令和4年4月1日現在、実員468名(定員475名)で定員充足率は98.5%である。過去数年間の採用人数は令和4年度同様、定員を割った人数のみとなっていることから、定員充足率は、概ね100%で推移している。

消防職員の定員充足率は下記のとおりである。

	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日
定員	475	475	475
実員	467	466	468
定員充足率	98.3%	98.1%	98.5%

注) 再任用職員を含む。

消防局における直近3年間の消防職員の採用状況等については下記のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職員募集人員	12名程度	6名程度	6名程度
採用人員	12名(内4名)	7名(内0名)	7名(内1名)
退職者数	6名	4名	5名

(注) ()内の人員は、採用人員のうちに含まれる女性人員である。

このように、定員を充足する形式の採用を行っていることから、年齢構成のバランスをとることは難しい状況である。

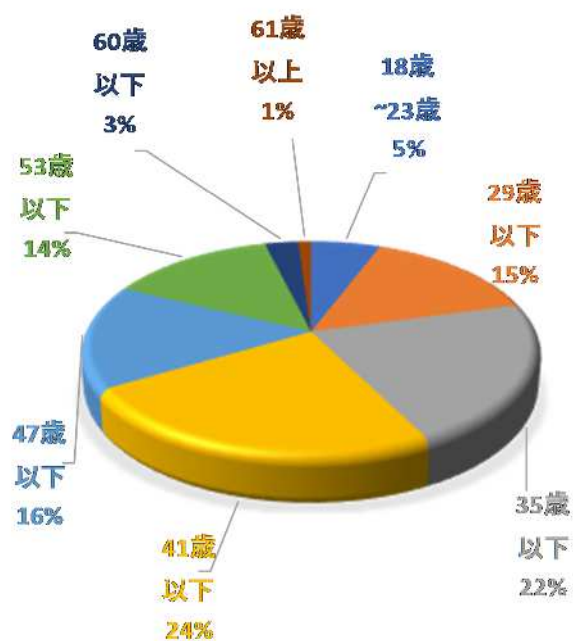
消防職員の年齢構成は下記のとおりである。

消防職員年齢構成

	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日
18歳~23歳	32	34	27
29歳以下	74	69	70
35歳以下	113	116	102
41歳以下	109	107	112
47歳以下	81	76	74
53歳以下	34	47	65
60歳以下	17	14	13
61歳以上	5	3	5
合計	465	466	468
平均年齢	36.4	36.8	37.8

注) 令和2年度消防職員は、他に事務員及び事務吏員2名が在籍する。

令和4年4月1日



【B. 問題なし11】

倉敷市の消防職員は、令和4年4月1日現在、実員468名で全消防職員に占める41歳以下の職員の割合は65%、また35歳以下の職員の割合は40%である。消防職員の平均年齢は、数年前より36歳から37歳で推移しており、若年層の職員が多くを占めているといえる。

また火災発生件数の減少に伴う消火活動や現場出動回数等の減少から、職務経験が不足しがちである。

当該状況を考慮して、当初目的としていた個々の職務能力の向上とともに、全体の組織力の強化を図ることを目的とした教育を人材育成のためのプログラムとして実施している。

引き続き、消防職員の年齢構成・経験年数を考慮した人材育成プログラムの見直し、教育実施に努めていただきたい。

イ 倉敷市消防職員の人材育成について

消防職員は、多様化する災害に即応するとともに多様な市民ニーズに柔軟に対応するため、常に専門的な知識、技術、能力を身に付け、勤務能率を発揮及び増進する必要がある。

昭和57年3月に策定された「倉敷市職員研修規程」（平成25年1月改定）第4条で研修の種類を以下のとおり掲げている。

(研修の種類)

第4条 研修の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自己研修
- (2) 職場研修
- (3) 研修所研修
- (4) 派遣・交流研修
- (5) 政策研究グループ研修

消防職員に対する「研修」の目的は、消防を取り巻く社会構造や災害状況の変化に対応した消防活動、現場の安全管理を図ることにある。

令和4年度の消防職員に対する研修実施状況は以下のとおりである。なお、研修はその目的に応じて局内研修、局外研修に区分される。

研修名		研修内容	受講人数 (単位：人)	
局内	人材育成	消防総務課関係	45	
		警防課関係	47	
		予防課関係	64	
		危険物保安課関係	47	
	不祥事防止研修	特別研修	全職員	
		コンプライアンス	56	
	消防職員安全管理 教育研修会		62	
	交通安全法令講習会		84	
	女性活躍推進研修		44	
	伝達教養		37	
局外	消防庁	ハラスメント等相談窓口相談員向けW e b研修会 石油コンビナート事務担当者研修会	18	
	消防大学校	特別講習会 実務講習指揮隊長コース	25	
	岡山県消防学校	階層別研修	初任研修	7
			専科教育（救助科・予防科・救急科・火災調査科・警防科）研修	27
			幹部教育（初級幹部科・中級幹部科）	12
		特別研修	実火災体験型訓練研修	4
			通信指令研修	2
			ブラッシュアップ研修	8
	香川県消防学校	特殊災害科	2	
	他の教育機関	消防用設備等講演会 伐採等の業務に係る特別教育	4	
	市職員研修	階層別研修	26	

出典：消防局提供資料のもと外部監査人加工

消防職員に対する研修のうち、階層別研修の教科種目ごとの標準的な単位時間数は以下のとおりである。

消防職員に対する階層別研修の標準的な教科種目及び単位時間数

種目・教科目		単位時間数	小計
初任教育	基礎教育	72	800
	実務教育	231	
	実科訓練	372	
	その他	125	
専科教育	警防科	70	776
	特殊災害科	49	
	予防査察科	70	
	危険物科	35	
	火災調査科	70	
	救急科	250	
	准救急科	92	
	救助科	140	
初級幹部科		70	
中級幹部科		49	
上級幹部科		21	

出典：消防組織法「消防学校の教育訓練の基準」別表第一、別表二 抜粋

上記のとおり職員に対する研修には「消防学校の教育訓練の基準」に沿った階層別研修のほか、通信指令研修やブラッシュアップ研修などの特別研修が実施されている。

以下の資料は、全国消防長会事務局次長をはじめ複数名で構成された委員により、平成15年2月に発布された「消防職員の惨事ストレスの実態と対策の在り方について」の中で記載されている内容である。

3-2 事前予防対策

(1) 惨事ストレス教育

消防職員は、日常的に各種消防訓練や教育を通じて、過酷な災害現場での活動に耐えうる体力や技術等の錬成に努め悲惨な災害現場等での消防活動に耐えてきたところである。しかし、今回のアンケート調査の結果にあるとおり、惨事ストレスの影響が見られることから、日常的な消防訓練等と合わせて、消防職員に対して、惨事ストレスの存在や症状、さらに解消手段などを正しく理解させるための教育が必要である。この教育は、消防本部が取り組むあらゆる惨事ストレス対策に優先されるべきであり、教育を受講することにより、ストレス耐性の向上にも資するものである。

下線部分に記載どおり、消防職員など災害救援者が悲惨な現場活動後にストレス症状（惨事ストレス）を起こす可能性が高いことから、職員の惨事ストレスに対する予防対策が必要とされている。

実施方法について以下のとおり記載している。

(2) 実施方法

消防大学校や消防学校で実施される惨事ストレス教育は、物理的に受講者数に制限が生じるため、職場内研修として消防本部内で積極的な実施が望まれる。実施単位はさまざま考えられるが、管理監督者や隊長等を対象に集合教育を行い、受講した隊長等を中心に各小隊単位で行うなど体系的な方法により組織の基底部まで教育が行われ、隊員相互の共通認識と意思疎通が図られることが重要である。

【C. 意見31】

この点に関し消防総務課に確認したところ、監査対象年度は惨事ストレスに関する研修を積極的に取り組めなかったものの、必要な職員に対しては惨事ストレスへの対策を随時行っているとのことである。

さらに令和5年度には、メンタルヘルスを専門とする大学教授その他の外部講師を招いて惨事ストレス研修を実施している。

こうした専門家による惨事ストレスに関連した知識の学習や実習などが盛り込まれた研修、また消防局職員の中から研修を実施する要員を生み出すための取り組みは、積極的な事前対策となるため、望ましいと言われている。今後も、積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 消防訓練事業

① 事業概要

社会・経済の発展により消防機関に多様な救助活動が求められる中、倉敷市では火災や交通事故等による救助要請に備え、昭和52年5月、救助の専門的知識や技能を有する専任の救助隊1隊を発足させ、倉敷消防署に配置した。

また平成18年4月に一部改正された「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、中核市以上の消防本部に備えるべき高度救助用器具を設置した。さらに「高度救助隊」隊員に人命救助に関する専門的かつ高度な教育を受けさせるとともに、隊員を増員し、高度化する救助業務に対応すべく救助の教育を継続して実施している。

② 監査内容

警防課が集計した令和3年分及び令和4年分の「救助訓練実施状況」について、閲覧、分析及び質問し、人命救助に関する専門的かつ高度な教育を適切に提供している効率性や訓練内容の適正性を検証した。

③ 監査結果

ア 救助訓練実績について

以下の表は、直近5年間の救助出動件数、活動件数、救助人員の推移を表したものである。

年 別	救助出動件数		救助活動件数		救助人員	
	件 数	対前年増減率 (%)	件 数	対前年増減率 (%)	人 数	対前年増減率 (%)
令 和 4 年	331	1.2	169	17.4	166	16.1
令 和 3 年	327	23.9	144	24.1	143	16.3
令 和 2 年	264	3.9	116	10.5	123	21.8
平成31年(令和元年)	254	-28.5	105	-31.8	101	-90.8
平 成 3 0 年	355	27.2	154	28.3	1100	840.2

- (注1) 消防年報に掲載の資料であり、各活動件数及び救助人員には倉敷市及び広域地域（早島町及び金光町）のデータが含まれる。
- (注2) 救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数をいう。
- (注3) 救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数をいう。
- (注4) 平成30年7月豪雨に伴う出動は、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の出動人員、救助人員等の数値を含む。

令和4年中の倉敷市の救助の状況は、救助出動件数331件（前年比1.2%増加）となっている。

このうち、事故種別では建物等による出動が121件となっており、全体の約35%になる。次いで、交通事故89件、その他の事故82件、水難事故22件、火災9件、機械による事故4件、ガス及び酸欠事故4件となっている。また、これらの事故から166名を救助隊により救助している。

【A. 評価4】

倉敷市消防局では、省令に基づいた高度救助用器具の設置や「高度救助隊」隊員による人命救助を実施していることに関して評価する。

イ 倉敷市消防救助業務と人命救助に関する教育訓練の適切性について

消防救助業務に際して必要な教育訓練は、人命の救助を第一に配慮した消防救助活動の技術向上を目的としており、倉敷市消防救助隊運用規程（以下「救助隊規程」という。）に基づいた実施方法を以下のとおり定めている。

(隊員の教育訓練)

第23条

署長は、隊員に救助活動を行うに必要な知識及び技術を修得させるとともに、隊員の体力の向上を図るため、次に定める教育訓練を実施するものとする。

- (1) 救助想定訓練
- (2) 救助器具取扱訓練
- (3) 体力錬成訓練

2 前項第1号及び第2号に定める教育訓練の実施については、別に局長の定めるところによるものとする。

3 隊員は、平素から救助活動を行うに必要な知識及び技術並びに体力の向上を図り、いかなる災害にも適切に対応できる臨機の判断力及び行動力を養うよう努めなければならない。

4 教育訓練時の安全管理については、倉敷市消防訓練安全管理規程(昭和61年倉敷市消防訓令第5号)の定めるところによるものとする。

(教育訓練実施計画)

第24条

署長は、毎年教育訓練実施計画を作成し、隊員の教育訓練を実施しなければならない。

2 前項の教育訓練実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 教育訓練の目標及び内容並びに実施方法
- (2) 教育訓練の対象者
- (3) 教育訓練の時間数及び実施時期
- (4) その他教育訓練を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

3 前項に定めるもののほか、第1項の教育訓練実施計画の作成に当たっては、別に局長の定めるところに留意し、隊員の安全管理を図るものとする。

4 署長は、第1項の教育訓練実施計画に基づき実施した教育訓練結果を局長に報告するものとする。

救助隊規程によると、教育訓練の計画の策定と実施を定めている。上記、救助隊規程第24条第1項に基づき、倉敷市消防局警防課では救助訓練計画を毎年9月に策定し、各消防署においても地理的状況や想定される災害に応じた救助訓練計画を追加している。

訓練の性質上、多すぎると時間やコストが必要となり、少なすぎると消防技術の維持向上が図れないと考えられることから、過去の訓練実績に基づいた最も適正と考えられる訓練計画の策定が必要である。

以下の表は、令和4年中に実施された救助訓練の状況と訓練内容である。

救助訓練実施状況

(単位：人)

区分 訓練種別		A	B	C	D	E
		実施延回数(回)	実施延人員(人)	実施延時間(時間)	1回あたり 参加人数(B÷A)	1回あたり 実施時間(C÷A)
合計		3,544	21,229	4,634.0	6.0	1.3
体力練成訓練	消防体操 ランニング ウェイト・トレーニング	1,254	9,809	716.0	7.8	0.6
ロープ基本・応用訓練	登はん訓練 基本結索 ロープ結策訓練	348	1,426	655.0	4.1	1.9
検索・救助訓練	検索訓練 引揚救助 障害突破 ロープ応用登はん	507	2,614	1,173.5	5.2	2.3
各種救助器具取扱訓練	救助資器材取扱訓練等	552	2,497	835.5	4.5	1.5
各種救助事案想定訓練	高所・低所からの救出訓練 交通事故想定訓練 火災想定訓練 震災救助訓練	353	2,113	582.0	6.0	1.6
その他の訓練	大型車走行訓練 梯子者操作訓練 NBC対応訓練 震災救助訓練 ロープレスキュー	530	2,770	672.0	5.2	1.3

(注) 令和4年度には「その他の訓練」として、交通救助・火災救助・ロープレスキューを実施している。

訓練内容について、救助想定訓練、救助器具取扱訓練、体力練成訓練といった救助隊規程に即した形式で計画し、実施状況について回数と参加人数を集計している。

【B. 問題なし12】

引き続き、救助隊規程に基づく救助訓練計画の策定、訓練内容の検討を行い、より有効な訓練計画のもと救助訓練を実施していただきたい。いつ出動命令があるか分からない職務の特性上訓練への参加者を確保することが難しいと想定される中で、消防が果たすべき役割の兼ね備えた人材を多く育成していただきたい。

(3) 消防防災施設等維持管理事業

① 事業概要

火災や自然災害への即応体制を確保するうえで欠かすことのできない重要なものの一つに消防車両等及び消防用資機材の計画的整備があげられる。

ア 消防車両等の更新計画

火災予防、救急、警防、救助のそれぞれの分野において、深い知識と先進的な技術の習得が重要であることから、倉敷市消防局警防課は救急救助に関する統計・またそれに伴う消防車両等の更新計画を設定し計画に基づく更新整備を行っている。

イ 消防資機材の計画的整備等

機能に支障がある消防用資機材や地域の実情に応じ使用頻度の高い消防用資機材を中心に順次更新整備する。

消防隊員の安全確保のため、隊員保護用資機材を整備する。

② 監査内容

ア 各署消防用車両等の対象期間における購入年月日から定期検査などが分かる書類を入手し、必要と考えられる監査手続き（閲覧、突合、分析、質問及び視察等）を実施し、当該事務手続きの正確性及び合規性を検証した。

イ 消防署に保管されている消防用資機材の購入、廃棄等に関する管理台帳を閲覧及び質問し、当該事務手続きの合規性を検証した。

③ 監査結果

ア 消防車両等の更新年数について

倉敷市消防局において定められている「消防車両等の更新計画」によると、消防用車両等の更新年数は以下のとおりである。

消防車両等 更新年数

区分	車種別	更新年数
ポンプ車	消防ポンプ自動車 水槽付消防ポンプ自動車	14年
特殊車	ブーム付多目的ポンプ車 化学車 資機材搬送車 はしご車オーバーホール	17年 17年 13年 1回目7年、2回目5年 3年目以降メーカーとの協議に基づき設定
高規格救急車		7年又は走行距離10万Km超

消防局提供資料のもと外部監査人加工

(以下、3. 消防防災施設等維持管理事業において同じ。)

上記、更新年数に基づいた直近3年間の更新計画と実績及び消防車両等の車種別の内訳は以下の表のとおりである。

消防車両等 更新計画及び実績台数（令和5年3月31日現在）

年度 車種別		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
消防用車両等 合計		5	5	6	5	5	5
内訳	消防ポンプ車	1	1	1	1	1	1
	水槽付 消防ポンプ車	0	0	0	0	0	0
	ブーム付 多目的ポンプ車	0	1	0	0	0	0
	化学車	1	1	1	1	1	1
	資機材搬送車	1	0	1	0	1	1
	はしご車 オーバーホール	0	0	1	1	0	0
	高規格救急車	2	2	2	2	2	2

各消防署に所在する消防車両等 更新実績台数（令和5年3月31日現在）

年度 車種別	令和2年度				令和3年度				令和4年度						
	計	内訳				計	内訳				計	内訳			
		倉敷	水島	児島	玉島		倉敷	水島	児島	玉島		倉敷	水島	児島	玉島
消防用車両等 合計	5					5					5				
内訳	消防ポンプ車	1			1		1				1	1			
	水槽付 消防ポンプ車	0					0				0				
	ブーム付 多目的ポンプ車	1				1					0				
	化学車	1		1			1			1	1				
	資機材搬送車	0					0				1			1	
	はしご車 オーバーホール	0					1			1					
	高規格救急車	2		1		1	2	1		1		2	1		

令和2年度において玉島消防署のはしご車が故障したため、ブーム付多目的ポンプ車を補正予算で更新した。

令和3年度において計画していた水島消防署の泡原液搬送車の更新は、同年度中、他の消防用車両を優先更新したことから、令和5年度で実施する。

【B. 問題なし13】

更新計画は車種別に定められた更新年数や走行距離に基づいて立てられている。長期間使用することで修繕費等のコストが発生することから、車両の修繕内容によっては計画を見直すとのことである。

消防能力の低減度合い、過去の使用期間や修繕費の実績をもとに統廃合を含めた適切な消防車両等の更新を続けていただきたい。

イ 消防資機材の必要定数について

倉敷市消防局において定められている「消防資機材整備更新計画」によると、消防資機材の更新計画及び更新年数は以下のとおりである。

なお更新年数は、政令で定めるもの、或いは、消防資機材取扱業者や協会が設定している年数を基準としている。

消防資機材整備・更新計画

品目	計画			備考	更新年数
	令和2年	令和3年	令和4年		
携帯型警報器	9	10	10	令和2年度から更新を行っており、消防車両に積載している空気呼吸器131基へ取り付けるもの。	
空気ポンプ	23	24	24	空気ポンプ350本を更新	15年
空気呼吸器	10	10	10	空気呼吸器150式	10年
ガス検知器			2	令和4年度から更新	
消防用ホース(50mm)	130	144	130	劣化したホースを更新計画に基づき更新	7年
消防用ホース(65mm)	90	90	90		
排水ポンプ専用ホース	1	1	1	倉敷消防署に配置している排水ポンプ車のホースを毎年1本更新	
遠距離送水用ホース	2	2	2	1本50mのホースを毎年2本整備し、1.8km確保	
耐熱服	0	2	0	平成29年より更新計画見直し。 耐熱服とレベルA化学防護服を交互に更新。 レベルB化学防護服はNBC災害で着用する化学防護服であり全消防署に配備。	
レベルA化学防護服	2	0	2		
レベルB化学防護服	24	40	48		
浸水地域活動装備	4	0	0	浸水地域で使用するシェルドライスーツ等の整備	

注：訓練用資機材を除く

消防救助活動に不可欠な資機材は、警防課が更新計画を立て、予算の範囲内で各消防署へ配備する。配備の際に過去の活動実績や廃棄資機材の推移等を確認する。

令和4年度消防資機材更新計画の各消防署の内訳は以下のとおりである。

消防資機材整備・更新計画

品目	令和4年度計画				更新計画 合計
	倉敷	水島	児島	玉島	
携帯型警報器	2	2	3	3	10
空気ポンプ	6	5	7	6	24
空気呼吸器	10	0	0	0	10
ガス検知器	0	0	2	0	2
消防用ホース（50mm）	33	31	33	33	130
消防用ホース（65mm）	24	18	24	24	90
排水ポンプ車用ホース	1				1
遠距離送水用ホース	0	0	2	0	2
耐熱服	0	0	0	0	0
レベルA化学防護服	2	0	0	0	2
レベルB化学防護服	12	12	12	12	48
浸水地域活動装備	0	0	0	0	0

注：訓練用資機材を除く

上記消防資機材整備・更新計画のうち排水ポンプ車用ホースは、倉敷消防署に配備された排水ポンプ車に積載するホースの更新であり、倉敷消防署以外の消防署には整備されない。他の消防資機材については、耐熱服や化学防護服を除き各消防署で同等数の更新を行っている。

【B. 問題なし14】

消防活動をより効果的に行うためには、地域の特性を考慮した消防用資機材の種類、必要数の設定について、使用頻度の検討を行い消防資機材整備・更新計画を策定する必要がある。

この点、倉敷市には石油コンビナート等災害防止法で規定される特別防災区域（多量の石油又は高圧ガスを取り扱う事業所が集積した区域）が大部分を占める消防署と特別防災区域以外の消防署が存在する。災害が発生した場合の現場へは、複数の消防署から車両が出動し消火活動を行うため、全消防署で化学防護服を含めた資機材の配備が必要になる。

引き続き、資機材の必要数を過去の使用状況などから検討し、維持管理を行っていただきたい。

ウ 消防資機材の保管場所について

消防資機材整備・更新計画の内、平成29年度から計画を見直したレベルA化学防護服は、有害な化学物質や有毒ガスから呼吸器、皮膚等を保護する最高レベルの防護服であり、耐熱服と共に全ての消防署へ整備している。武力攻撃事態等において国民の生命、身体等を保護することを目的とする国民保護計画に即した整備と言えるが、その使用機会は少なく、保管場所が各署によって異なっている。

保管場所が一律に定まっていないとはいえ、消防車両等に積載、或いは出動時の導線上に保管している。

【B. 問題なし15】

配属先の異動時における資機材保管場所の確認作業や、毎朝の点検時での確認を徹底していることから、消防署全職員が保管場所を把握しているとのことである。さらに救助訓練では消防署職員が着用して実施するため、着用回数の比較的少ない資機材でも一度は活用していることになる。

これらを踏まえ、消防救助活動に必要な資機材を使用しなければならぬ状況下ではすぐに活用できると言えることから、上記取り組みを続けていきたい。

(4) 消防水利管理事業

① 事業概要

倉敷市消防局で大規模災害に備えるため、倉敷市内に存在するすべての消火栓及び防火水槽（併せて「消防水利」という。以下同じ。）の点検及び不具合個所の整備を計画的に実施している。

以下の表は令和2年度から令和4年度に点検を行った消防水利の基数の推移と、消防署ごとの内訳、また点検した消防水利に占める整備を実施した消防水利の割合である。

令和2年度から令和4年度の消防水利 点検基数

(単位：基)

種別 所属	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	消火栓	防火水槽	消火栓	防火水槽	消火栓	防火水槽
倉敷署	2,875	96	2,878	96	2,888	176
水島署	1,337	62	1,338	62	1,342	62
児島署	1,633	87	1,551	87	1,549	83
玉島署	2,144	240	2,144	239	2,151	238
合計	7,989	485	7,911	484	7,930	559
	8,474		8,395		8,489	
全消防水利施設の内 整備した消防水利	496	15	448	6	459	12
	511		454		471	
整備した割合	6.03%		5.41%		5.55%	

出典：消防局提供資料のもと外部監査人加工

上記表の「整備した消防水利」は標板の交換やフェンスの修理などを行った基数である。

整備した消防水利の割合は、点検した全消防水利の内5.5%から6%となっており、整備割合は直近3年間、横ばいの状況である。消防水利は毎年度500基前後を予算の範囲内で整備している。点検の結果、整備が必要な消防水利に整備の必要度合いを判定付けし、設置年度も考慮した上で整備を実施する。

以下の表は、令和2年度から令和4年度、消防活動で使用した消防水利基数の推移と、消防署ごとの内訳、また全消防水利施設に占める使用消防水利の割合である。

令和2年度から令和4年度の消防水利 使用基数

(単位：基)

種別 所属	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	消火栓	防火水槽	消火栓	防火水槽	消火栓	防火水槽
倉敷署	26	1	27	2	31	1
水島署	8	1	7	0	10	0
児島署	15	0	13	1	21	1
玉島署	31	2	18	0	28	1
合計	80	4	65	3	90	3
	84		68		93	
全消防水利施設	8,004	573	8,010	569	8,014	569
	8,577		8,579		8,583	
使用した割合	0.98%		0.79%		1.08%	

出典：消防局提供資料のもと外部監査人加工

上記から、直近3年間で消防活動に使用した消防水利施設割合は全消防水利施設に対し約1%程度であり、防火水槽は毎年5基以下であることが分かる。

② 監査内容

ア 消防水利の点検及び整備の頻度や規模を確認し整備の実施状況を書類により確認した。

イ 各消防署で実施された消防水利点検の実施計画と結果一覧、消防局への報告書類が適正に記載されているか保管資料を確認した。

③ 監査結果

ア 防火水槽の新設、改修及び撤去について

令和5年4月1日現在、市全体で消火栓8,025基、防火水槽570基が整備されている。防火水槽のうち、単体としては消防水利としての活用が見込めない容量20立方メートル未満の防火水槽は12基（全体の約2%）、また政令で定める消防水利の基準に適合しない容量40立方メートル未満の防火水槽は70基（全体の約12%）となっている。

容量20立方メートル未満の防火水槽については、山間地における中継地点にあるものや、古い歴史のあるもので近隣住民の要望により撤去できないものが存在している。これらの防火水槽は単体では消火活動として活用が期待できないものの、水槽付き消防ポンプ車などを稼働させることにより消火活動が実施できるとのことである。

以下の表は令和5年4月1日現在整備されている消防署ごとの防火水槽と、容量が20立方メートル未満及び40立方メートル未満の防火水槽を一覧にしたものである。

倉敷市内の所在する防火水槽の基数（令和5年4月1日現在）

種別 所属	防火水槽（基）		容量20立方メートル未満（基）		容量40立方メートル未満（基）		容量40立方メートル以上（基）	
	公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設
倉敷署	95	44	1	1	14	4	80	39
水島署	62	19	0	0	12	2	50	17
児島署	86	28	6	2	11	13	69	13
玉島署	196	40	1	1	9	5	186	34
合計	439	131	8	4	46	24	385	103
	570		12		70		488	
割合	100.0%		2.11%		12.28%		85.61%	

出典：消防局提供資料のもと外部監査人加工

【C. 意見 3 2】

上記より、倉敷市内に整備されている防火水槽 570 基のうち政令で定める消防水利の基準に適合する容量 40 立方メートル以上のものは約 86% 存在することがわかる。

政令で定める消防水利の基準の適合しない防火水槽等は、水槽付きポンプ車などを併用することで消防活動に充分活用されている。消防活動において防火水槽の使用は少ないものの、大規模地震など災害発生時、消防用車両の使用に制限が加わったとき、より多くの消防水利が必要になると想定される。

一方で防火水槽を維持管理するための調査に時間とコストが毎年必要となる。

今後、新設及び改修の必要性についてコストを含めた検討を行う際に、撤去についても、水道局その他の部局が行う道路改良や用地整備などを考慮し効率的な対応を図ることが望ましいと考える。

イ 計画に基づく消防水利の調査実施状況について

倉敷市では大規模地震対策に向けて、また火災発生時の消火活動で使用する目的で消防水利を整備している。このため年に 1 度全ての消防水利調査を実施し、各消防署が策定した調査計画一覧表をもとに「定期地水利調査計画について（報告）」を作成後、倉敷市消防局長へ報告している。

調査計画一覧表には、水利種別、公設と私設の区分、消防水利の設置場所、前回調査日が記載されており、一覧表をもとに調査を実施する。

監査では消防用水利の調査計画一覧表に記載された調査実施時期などを確認し、複数個所の「防火水槽調査履歴」を閲覧した。「防火水槽調査履歴」にはマンホールの蓋や板の交換が必要な水利、減水状況、梯子の経年劣化に伴う修繕の必要個所が記載されている。

【C. 意見 3 3】

「定期地水利調査完了の実施について（報告）」には防火水槽全基の調査が完了した旨が記載されていた。

しかし「防火水槽調査履歴」の一部に令和 4 年度中の点検実施日が記載さ

れていない防火水槽が見受けられたため、確認したところ、点検漏れだったにも関わらず当該地区を受け持つ担当消防職員からの報告を検証する前に消防局へ調査完了の報告をしていた。「定期地水利調査完了の実施について（報告）」には消防署の決裁印を押して消防局へ提出している。

今後は各消防署決裁印を押す前に、防火水槽全基の調査が完了していることを調査履歴から検証することが望ましいと考える。

（５） 消防防災施設等整備事業

① 高規格救急車や高度救命資器材の更新及び整備について

倉敷市消防局において定められている消防車両等の更新計画によると、高規格救急車は7年又は10万キロメートル走行した車両を優先して各年度2台更新することとなっている。

下記表は各消防署における救急車両の一覧であるが、太文字で記載の車両は前述の更新基準を両方超過しているにもかかわらず、救急車両の更新が行われていない。

分署や出張所のある消防署では、高規格救急車を各分署、各出張所に1台所有し通常使用するとともに、水島消防署を除く各消防署で非常用車両（予備車両）1台を所有しており、当該予備車両が更新基準を超過している。

各消防署に所在する高規格救急車の購入年月日及び走行距離（令和5年3月31日現在）

消防署（保有台数）	高規格救急車			消防署（保有台数）	高規格救急車		
	車両名	登録年月日	走行距離（Km）		車両名	登録年月日	走行距離（Km）
倉敷消防署（計6台）	倉敷救急1	令和5年1月	5,958	倉敷消防署	倉敷救急2	平成31年1月	67,313
中洲分署	中洲救急1	平成31年2月	122,202	本部（予備車両）	本部救急3	平成27年3月	157,529
東出張所	東救急1	平成29年2月	143,033	庄出張所	庄救急1	令和4年1月	29,471
水島消防署（計2台）	水島救急1	平成29年2月	161,030	水島消防署	水島救急2	令和3年1月	67,580
児島消防署（計6台）	児島救急1	令和2年1月	135,697	本部（予備車両）	本部救急1	平成28年2月	191,385
臨港分署	臨港救急1	平成27年3月	55,220	郷内出張所	郷内救急1	令和4年1月	33,185
琴浦出張所	琴浦救急1	平成31年1月	112,716	下津井出張所	下津井救急1	令和2年1月	46,982
玉島消防署（計6台）	玉島救急1	平成30年2月	157,893	本部（予備車両）	本部救急2	平成28年2月	137,983
真備分署	真備救急1	令和5年1月	3,712	北出張所	北救急1	平成31年2月	76,824
勇崎出張所	勇崎救急1	平成30年2月	92,772	西出張所	西救急1	令和3年1月	40,358

各消防署提供資料のもと外部監査人加工

更新計画によると、高規格救急車の更新台数は各年度2台であること、また消防用車両等購入に係る予算枠内での更新が求められていることから、更新基準が超過した救急車両全てを更新することは実現し難い。

倉敷市の財政によると、令和5年度当初予算額は、消防費48億9千6百万円のうち高規格救急車両購入費1億7,200万円、常備消防車両（消防ポンプ自動車泡原液搬送車など）購入費1億2,620万円であり、消防用車両等購入費に約4%の予算が充てられている。

【C. 意見34】

更新基準を超過した救急車両を保有している消防署へは、他の消防署が保有する更新基準内の救急車両を異動するなど工夫して使用している。

常用車両へ積載している救命資器材を点検整備する際に予備車両を使用することはあるが、通常業務では使用しないこと、またメンテナンスを十分に実施しており、使用に問題がないとのことである。

一方で、救急件数は増加の一途をたどっており、災害が発生した場合には救急需要が大幅に増加すると予想される。このことを踏まえ、救急車両の使用に際して支障をきたさない走行距離や更新時期などを見直すことが望ましいと考える。

さらに救急業務に支障をきたしかねない状況や突発的な故障防止に備えた修繕の徹底により、限られた予算枠内で消防車両を保有し、救命救急活動を実施していくことが望ましいと考える。

② 救急救命士及び救急有資格者の養成について

倉敷市消防局では、火災予防、救急、警防、救助その他の分野で深い知識と先進的な技術の習得が重要であることから、毎年、消防大学校や岡山県消防学校その他の教育機関へ消防職員や消防団員を派遣して知識、技術の向上を図っている。

特に救急については、指導救命士及び救急救命士の増強を図るとともに、一般の救急隊員向けの再教育を行い、知識と技術の向上を図っている。地域医療機関と連携を密にし、教育訓練を協力して行うことにより、救急高度化を推進している。さらに法令改正のあった年度には、特別教育に職員を派遣している。

下記表は倉敷市消防局に在籍する職員の直近3年間での免許資格保有状況（一部）である。

消防職員免許資格保有状況

(単位：人)

種別		年度		
		令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日
指導救命士		3	4	4
救急救命士		96	97	98
予防技術資格者	防火査察	69	79	106
	消防用設備等	56	60	71
	危険物	61	65	78
危険物取扱者	甲種	6	7	9
	乙種	92	100	126
	丙種	8	8	8
消防設備士	甲種	0	0	0
	乙種	13	14	12

消防年報のもと外部監査人加工

【A. 評価5】

倉敷市消防局では、消防局全体の組織力の強化及び価値の高い市民サービス提供を目的とした教育訓練を毎年実施することで、救命士をはじめ各種免許資格を保有する職員が在籍している状況にあり評価する。

(6) 女性消防吏員の消防活動事業

① 監査内容

- ア 消防庁 消防・救急課が公表している「消防本部における女性職員」が活躍するための検討内容やガイドブックを閲覧し、女性消防吏員の活躍を推進する取組がガイドブック等に沿って行われてきたか、女性消防吏員の採用実績などから確認した。
- イ 女性消防吏員用被服などの貸与品、また消防業務実施にあたり必要な施設の整備等に関する管理台帳を閲覧及び質問し、当該事務手続きの合規性を検証した。

② 監査結果

ア 概要

消防本部においては、昭和44年（1969年）に川崎市で女性消防吏員を初めて採用して以降、少しずつ女性消防吏員の職域の拡大が図られ、女性消防吏員数が増加してきた。女性消防吏員がいない消防本部数は、年々減少しているものの、令和4年4月1日現在、全国723本部中121本部（16.7%）ある。



＜女性消防吏員「0名」消防本部数の推移＞

消防庁救急課資料

「令和4年度 消防庁女性活躍ガイドブック」一部抜粋

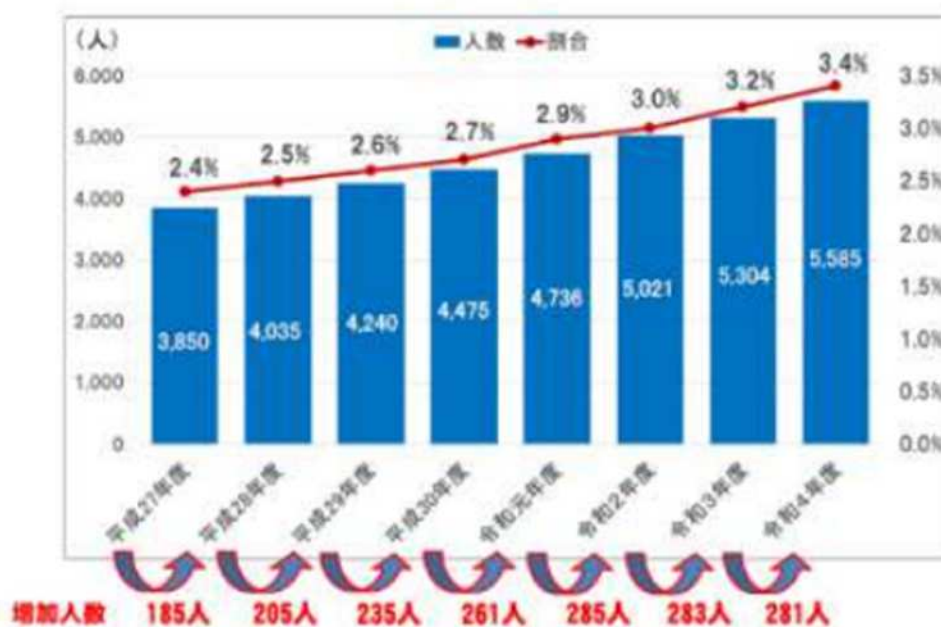
女性消防吏員の活躍により、多様化・大規模化する災害に的確に対応するうえで、消防・防災体制の向上に寄与するといえる。

例えば、救急においては、女性傷病者を扱う際に相手に抵抗感を与えずに活動できるなど、住民サービスをより向上させる可能性が大いにある。また、警防活動においても、性別にとらわれることなく適材適所の人材活用を図ることにより、有為な人材の能力発揮につながる。女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することによって、子どもや高齢者、災害時の要支援者など、様々な状況にある多様な住民への対応力が向上していくものと考えられる。

イ 全国的な女性消防吏員数及び全体に占める割合

消防庁によれば、平成27年7月29日付で各都道府県に対し「消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取組の推進について」という通知を行っており、その中では、全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率を令和8年度当初までに5%引き上げることを全消防本部の経数目標に掲げている。

令和4年4月1日現在、全国の723消防本部のうち602消防本部で5,585名の女性消防吏員が活躍しており、全消防吏員に占める女性の割合は3.4%となっている。



<消防吏員に占める女性割合の推移>

消防庁救急課資料

「令和4年度 消防庁女性活躍ガイドブック」一部抜粋

ウ 倉敷市の女性消防吏員数及び全体に占める割合

倉敷市における消防職員のうち女性吏員割合は下記のようになっている。

	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日
女性吏員	12	14	15
消防職員	467	466	468
女性吏員の割合	2.6%	3.0%	3.2%

倉敷市の状況は、毎年の女性職員の採用により増加傾向にあり、令和4年4月1日現在も平均並みとなっていることから、現状に問題ないと判断する。

エ 女性吏員の採用拡大に向けた取組と職場環境の改善

消防庁によれば、平成30年3月発行「消防庁女性活躍ガイドブック」の中で先進消防本部の取組事例を6か所紹介しており、倉敷市消防局も含まれている。

倉敷市は平成29年4月1日時点で消防職員458名中、女性吏員5名（全職員の1.1%）であったが、本格的に女性活躍の推進のため下記の取り組みを行い女性消防吏員に対する職場環境の改善を図ってきた。

- 女性向け消防業務セミナーの実施
 - ・中学生以上の女性と保護者対象
 - ・消防吏員採用のための広報媒体の作成
- 学校訪問による就職説明会
- 女性消防士募集のチラシや消防広報動画の作成
- 貸与品の工夫
（作業靴や貸与品を妊娠時の転倒による影響を考慮したもの）
- 女性吏員対象の研修や討論会

消防庁救急課が発行した「消防庁女性活躍ガイドブック」では倉敷市消防局におけるこうした取組を効果的な事例として以下のとおり紹介している。



▲チラシ「輝け！消防女子」



▲PR動画「輝け！消防女子」



▲セミナーの様子

さらに直近5年間では、女性消防吏員の更なる活躍に向けた以下の取り組みを実施している。

- 適材適所を原則とした女性消防吏員の職域（配属先）を慎重に検討
- ライフステージに応じた様々な配慮
 - ・仕事と家庭の両立支援
 - ・女性消防吏員が消防職務を継続していくための支援
 - ・「ポジティブ・アクション」としての研修機会の拡大
- 施設・装備の改善

特に、施設の改善では、女性用仮眠室が下記のとおり順次整備され令和5年3月31日時点で全消防署に整備されている。

女性用仮眠室	
消防局・倉敷署	H9完成
玉島消防署	H31完成
水島消防署	R2完成
児島消防署	R3完成

※全消防署に女性用仮眠室が整備

消防局教養資料「女性消防吏員の更なる活躍のために」一部抜粋

【A. 評価6】

消防局では、消防庁が推進している女性消防吏員活躍に向けた取り組みをできる限り実践しているため評価する。

(7) 火災予防事業

① 事業目的・事業対象

倉敷市消防局は火災予防事業として、以下の活動を実施している。

- ・火災原因究明のための火災調査書の作成
- ・消防対象物又は消防対象物がある場所（以下「査察対象事業所」という。）への火災予防査察及び違反処理
- ・住宅用火災警報器設置状況の調査

また消防の活動をより深く理解していただくため、各種消防関係行事を中心にテレビ・ラジオ・新聞等のマスコミ、消防局ホームページやSNSを媒体とした広報活動のほか、チラシを作成、配布し、家庭や事業所に火災予防を呼びかけ、円滑な救急活動や応急手当の普及啓発も積極的に推進している。広報誌については、市の「広報くらしき」に掲載しているほか、消防外郭団体である倉敷市防火協会の会報も年2回発刊し、管内事業所の火災予防の啓発に努めている。

さらに防火協力団体育成事業、予防統計、各種講習会の開催なども実施している。

② 監査内容

- ア 火災調査書の作成及び保管が「倉敷市火災原因損害調査規程」に基づいて適正に行われているか各署で保管されている火災調査書のサンプルを確認した。
- イ 査察対象事業所への火災予防査察が「倉敷市火災予防等査察規程」に基づき適正に行われているかを確認した。
また是正指導や立入検査結果通知書の発布、違反処理が適正に行われているか予防課より提出いただいたサンプル資料を確認した。
- ウ 住宅用火災警報器設置状況の調査が消防庁の指示どおり実施されているかを確認した。

③ 監査結果

ア 火災調査書の作成と提出期限について

火災事故の原因究明は、将来発生が予測される火災の要因を究明、排除に寄与するものであることから、火災調査書の報告は火災予防につながる大切な業務である。

消防法第7章において「火災の調査」が規定され、市において「倉敷市火災原因損害調査規程」に基づき、火災が発生したときは、速やかにその調査に着手しなければならない。調査に基づいて「火災調査報告書」の作成を定めている。

「倉敷市火災原因損害調査規程」

(調査の着手)

第5条 調査員は、管内に火災が発生したときは、速やかにその調査に着手しなければならない。

(火災調査書等の作成)

第7条 消防署長は、調査員による調査が終了したときは、・・・火災報告取扱要領(平成6年消防災第100号)及び別に消防局長が定める倉敷市火災調査事務取扱要領に基づいて火災調査書を作成するものとする。

(提出期限等)

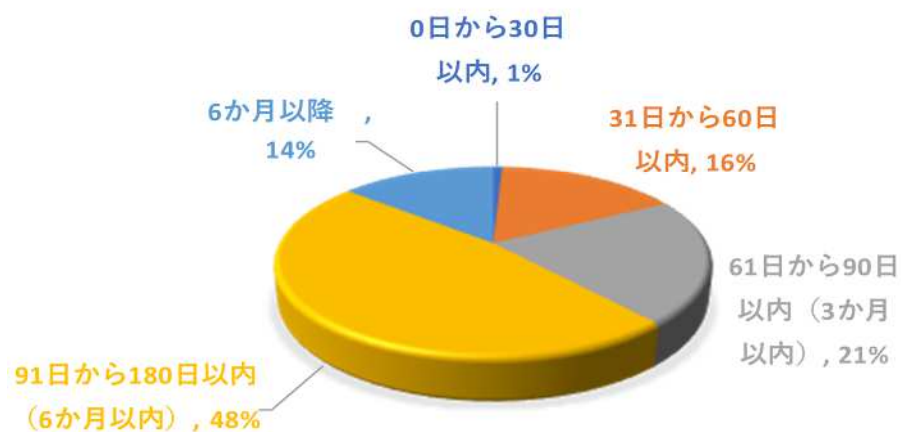
第8条 消防署長は、出火後速やかに火災概要並びに前条の火災調査書及び同条各号に掲げる書類の作成後速やかに火災報告に関する電算処理及び火災調査書により消防局長に報告しなければならない。

上記「倉敷市火災原因損害調査規程」によると、火災調査書の提出期限は明記されていないが、「出火後速やかに火災概要並びに火災調査書及び書類」を作成し、消防署長は火災報告に関する電算処理を行い、火災調査書により消防局長に報告しなければならない。

以下の表は、令和4年中に発生した火災のうち、火災覚知から火災調査書類を提出するまでの期間を一覧にしたものである。

令和4年度 火災調査書 提出一覧

火災覚知から提出までの日数	件数 (件)	割合 (%)
0日から30日以内	1	0.8
31日から60日以内	20	16.4
61日から90日以内 (3か月以内)	26	21.3
91日から180日以内 (6か月以内)	58	47.5
6か月以降	17	13.9
合計	122	100.0



上記表より、火災覚知から火災調査書の提出までの期間が最も多い3か月超6か月以内が全体の約48%を占めていることが分かる。続いて3か月以内が約38%を占めており、6か月を超えるものは約14%を占めている。

火災調査書類は「倉敷市火災原因損害調査規程」に基づき、各消防署で暦年ごとに、また火災の指令時刻ごとに番号を付し、火災調査報告書を連番管理し網羅的に保管する仕組みがあるため、未作成でとどまることなく管理されている。

【C. 意見35】

火災焼損の程度や損害等の規模により、調査に多くの時間を要するため、実務的には火災調査報告書の提出が遅延する可能性がある。

火災原因の究明に時間を要すること、さらに勤務時間内に行わなければならないことを考慮すると火災調査書類の作成に概ね6か月を要することが伺える。

規程適用のためには、鑑識、鑑定、燃焼実験を要する場合など特殊なものを除き、原則として火災を覚知してから速やかに火災調査書関連書類の作成、消防局長への火災調査書による報告を行わなければならない。

火災調査書の作成及び報告の目的は火災の実態や原因を追究することで、類似火災の発生から市民の生命、身体、財産を守ることであることから、引き続き、火災調査関連書類の速やかな作成を目指していただきたい。

イ 火災原因が不明な場合の取り扱い

消防局は「倉敷市火災原因損害調査規程」第9条に基づき、火災が発生した原因が調査の結果不明のときは、継続調査を行うこと、原因が判明した場合は速やかに状況の報告と電算処理することを定めている。

(原因不明の取扱い)

第9条 調査の結果、原因不明とした火災であっても、継続調査を行いその原因が判明した場合は、その状況を速やかに報告するとともに、電算処理をしなければならない。

以下の表は、直近3年間に発生した火災件数の内、原因不明の火災の割合を一覧にしたものである。

火災原因不明の件数

	火災件数（件）	原因不明の火災（件）	割合（％）
令和２年度	111	17	15.3
令和３年度	103	2	1.9
令和４年度	122	11	9.0



【C. 意見 36】

上記表のとおり、火災発生件数全体に占める原因不明の火災の割合は直近3年間で20%（約20件）未満であり、約2%の年もある。ほとんどの火災原因は火災調査の実施過程で判明していることが分かる。

予防課に確認したところ、原因不明の火災については原因調査を休止し、他の機関から原因判明につながる情報が得られたとき、調査を再開することである。

火災調査書作成職員は、勤務中に火災調査の実施、火災原因の判明に努めなければならない、特に大規模火災においては煩雑な作業に加えて時間が必要となる。よって消防活動を最優先に実施するためには、原因不明の火災調査に多くの時間を割くことは難しい。

しかし火災原因の究明は複雑多様化する災害に即応するための必要な情報であり、火災予防につながることから、火災原因の究明に努めていただきたい。

ウ 査察による未是正項目への対応

消防局は消防法その他の関連規定に基づき、査察対象事業所に立ち入り、設備等や関係書類及び管理の状況について検査し、違反する事項について関係者に指導（以下「査察」という。）し、その是正を促す役割を担っている。

査察対象事業所へ立ち入り、査察を行い、火災から予防し、市民の生命、身体及び財産を保護することに努めなければならない。

実施にあたり、「倉敷市火災予防等査察規程」第6条に基づいた査察基本方針を策定するとともに、査察計画の作成が求められている。

(査察計画)

第6条 局長は、重点的かつ計画的に査察を実施するための方針を定めた査察指針を毎年度作成するものとする。

2 署長は、局長が示す査察指針に基づき、毎年度年間査察計画を策定して、実情に応じた効果的な方法により査察を実施しなければならない。

査察計画に基づく査察実施件数等の推移は以下のとおりである。

防火対象物及び査察件数の推移

(令和5年4月1日現在)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
防火対象物査察計画数(A)	2,661	104.3	2,623	124.6	2,633	127.1
査察実施数(追跡調査含む)(B)	2,776		3,267		3,346	
査察実施割合(B/A)						
立入検査結果通知書交付数(C)	275	10	784	24	939	28
違反割合(C/B)						
改善(計画)結果報告書届出件数 (翌年度4月1日現在)(D)	48	17.5	152	19.4	179	19.1
是正結果把握割合(D/C)						
査察担当者延べ人員	6,544		7,717		8,945	

(注) 防火対象物：不特定多数の人に利用される構造物等、防火対象物の用途区分表（消防法施行令別表第一）によるもの。

追跡調査：立入検査により違反事項が発見された場合、違反事項が是正されるまで行う追加の査察（立入検査、電話確認等。）

立入検査結果通知書交付数：査察の結果、不備欠陥について改善を通知した交付数。

改善(計画)結果報告書届出件数：立入検査の結果、立入検査結果通知書を交付後、消防署への届出により違反事項の是正済みを把握している件数。

出典：消防局提供資料のもと外部監査人加工

【B. 問題なし16】

倉敷市は、令和3年度より査察実施数の増加に取り組んでいる。査察数の増加に当たっては防火対象物の各種届出書の記載内容及び提出状況等を踏まえ、違反事項等の可能性が高いと推測される防火対象物へ優先して査察を実施している。

この結果、査察担当延べ人数は増員されているが、立入検査実施件数も増加しており、効果的な査察が実施されているといえる。

査察は、防火対象物の区分ごとに応じて以下の頻度で査察を行っている。サイクルについては、「倉敷市火災予防等査察規程」別表第1及び別表第2（第3条、第10条関係）で、以下のように定められている。

査察の種別	査察の内容	基準査察回数	担当査察員
定期査察 (防火対象物)	第1種 特定防火対象物のうち屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物に対する査察(注1)	3年に1回以上	消防職員の毎日勤務者 (署長及び副署長を除く。)
	第2種 第1種を除く特定防火対象物のうち、消防用設備等を設置しなければならない防火対象物に対する査察(注1)	5年に1回以上	
	第3種 非特定防火対象物のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物に対する査察(注2)	局長が必要と認める回数	隔日勤務者
	第4種 第1種から第3種までに掲げる防火対象物以外の防火対象物に対する査察	局長が必要と認める回数	
定期査察 (危険物、 高圧ガス等)	第1種 1 危険物製造所等のうち、製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、移送取扱所、一般取扱所 2 特定事業所	3年に1回以上	消防職員の毎日勤務者 (署長及び副署長を除く。)
	第2種 危険物製造所等のうち、第1種以外のもの	5年に1回以上	
	第3種 1 高圧ガス関係施設のうち、第一種製造事業所、第二種製造事業所(在宅酸素療法用の液化酸素に係るものを除く。)、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、高圧ガス販売業者(販売主任者の選任を必要とし現品を直接取り扱うものに限る。)、特定高圧ガス消費者、容器検査所 2 液石法関係施設	局長が必要と認める回数	隔日勤務者
違反査察	違反是正を目的に行う査察		消防局予防課職員 消防局危険物保安課職員 消防職員の毎日勤務者 (署長及び副署長を除く。)
特別査察	消防局長又は消防署長が、特に必要を認めた場合(社会的影響が高い火災が発生した際)に行う査察	随時	消防局予防課職員 各消防署の予防(保安)係員
警防査察	警防活動上必要な施設及び設備等の状況を把握するために 行う査察		隔日勤務者の消防係員及び救助係員 毎日勤務者の予防(保安)係員

出典：「倉敷市火災予防等査察規程」より抜粋

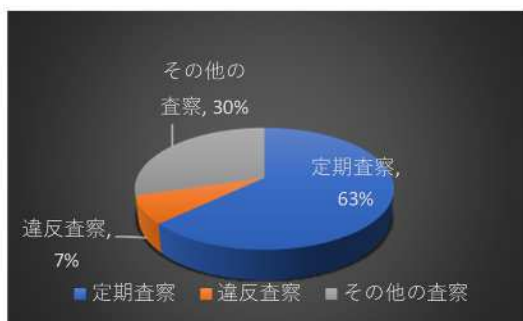
(注1) 特定防火対象物とは消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物(以下、「防火対象物」いう。)のうち、※の項に掲げるもの

(注2) 非特定防火対象物とは防火対象物のうち、特定防火対象物以外のもの

査察実施件数と査察種別ごとの内訳は以下のとおり推移している。

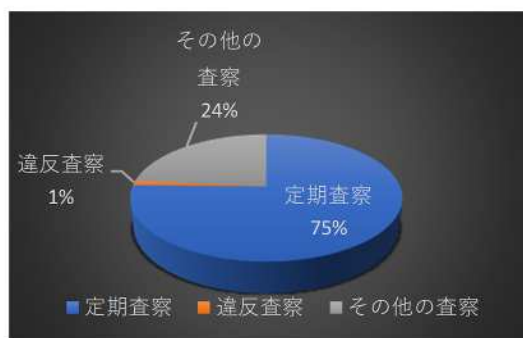
令和2年度の査察実施件数

	総査察件数	定期査察	違反査察	その他の査察
倉敷署	1,079	722	81	276
水島署	708	412	8	288
児島署	478	315	50	113
玉島署	511	299	68	144
合計	2,776	1,748	207	821



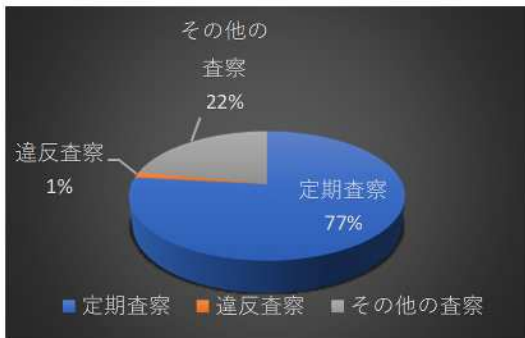
令和3年度の査察実施件数

	総査察件数	定期査察	違反査察	その他の査察
倉敷署	1,573	1,187	11	375
水島署	620	468	5	147
児島署	499	381	10	108
玉島署	575	426	12	137
合計	3,267	2,462	38	767



令和4年度の査察実施件数

	総査察件数	定期査察	違反査察	その他の査察
倉敷署	1,463	1,161	7	295
水島署	731	548	3	180
児島署	524	398	10	116
玉島署	628	463	28	137
合計	3,346	2,570	48	728



上記のとおり、令和3年度より定期査察実施数の増加に取り組んでいる。

そこで、査察への取組状況に関して「倉敷市火災予防査察規程」第10条に基づいた実施、結果報告及び整理が行われているか確認した。

(是正指導)

第10条 査察員は、査察の結果、不備欠陥について改善を通知する場合は、防火対象物、危険物施設、高圧ガス関係施設、特定事業所又は液石法関係施設の関係者に所定の立入検査結果通知書を交付するものとし、その旨を査察台帳に記録し、又は査察結果を保存しなければならない。

5 立入検査結果通知書又は指示書を交付したものについては、改善状況の報告を所定の改善(計画)報告書により求めるものとする。ただし、定期査察にあつてはこの限りではない。

防火対象物に対して、消防局が策定した「立入検査標準マニュアル」(平成26年2月10日全部改正)に定めた検査手順に沿って立入検査を行う。このマニュアルによると、立入検査の結果、消防法違反等が判明した事

業所に対し検査結果の通知を文書（以下「通知書」という。）にて行うとともに、立入検査日から改修が完了するまでの是正指導等の経過を記録した「指導記録簿」を作成し保管しなければならない。

通知書を受け取った事業所は概ね1週間～1か月以内に設定された報告期限内に「改善（計画）報告書」を作成しなければならず、報告期限内に提出できないときは違反処理へ移行される。

是正指導を必要とする査察対象事業所に対する令和4年度中の査察実施数のうち、サンプルで以下の12件について、違反処理の状況を確認する目的で関連書類を閲覧した。

事業所名	直近の査察日	査察種別	立入検査結果 通知書の交付	改善状況の 確認
A事業所	令和5年2月	定期査察	有	改善（計画）報告書 及び 改善後の写真添付
B事業所	令和5年2月	定期査察	無	
C事業所	令和5年2月	定期査察	無	
D事業所	令和5年2月	定期査察	無	
E事業所	令和5年2月	定期査察	無	
F事業所	令和5年2月	特別査察	有	改善（計画）報告書 及び 改善後の写真添付
G事業所	令和5年3月	警防査察	無	
H事業所	令和5年3月	特別査察	無	
I事業所	令和5年3月	特別査察	無	
J事業所	令和4年9月	定期査察	無	
K事業所	令和4年9月	定期査察	無	
L事業所	令和5年1月	定期査察	有	未改善

出典：消防局提供資料のもと外部監査人加工

上記のとおり、立入検査の結果、消防法違反等が判明した事業所に対しては、通知書を交付し改善（計画）報告書の提出を求める。

A事業所及びF事業所は設定された報告期限内（1ヶ月以内）に改善（計画）報告書を提出している。

L事業所については、令和5年1月に査察を実施し、通知書を交付後、令和4年度末（令和5年3月31日）において未是正であった。令和5年2月に改善計画の提出を4ヵ月後に定めた上位措置（警告）を行っている。

「立入検査標準マニュアル」によると、改善（計画）報告書に記載する法令基準に沿った適切な改修内容と期日について以下のとおり定められている。

査察の種別		査察の内容	期日の実例
改修内容	第1種	特定防火対象物のうち屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物に対する査察（注1）	
	第2種	第1種を除く特定防火対象物のうち、消防用設備等を設置しなければならない防火対象物に対する査察（注1）	
	第3種	非特定防火対象物のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物に対する査察（注2）	
	第4種	第1種から第3種までに掲げる防火対象物以外の防火対象物に対する査察	
改修予定 期日 (目安)	自動火災報知設備の設置工事	全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの約100件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。 ・延べ面積500㎡未満の対象物では、94%が2ヶ月以内 ・延べ面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87%が3ヶ月以内 ・延べ面積1,000㎡以上の対象物では、95%が4ヶ月以内	見積日数/着工届から設置届までの日数
	業者が試算した新規設置工事日数	(例1)RC造、地上3階地下1階、延べ面積500㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店） (例2)RC造、地上5階地下1階、延べ面積1,000㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店） (例3)RC造、地上10階地下1階、延べ面積3,000㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ） (例4)耐火造、地上3階地下1階、建築面積約650㎡、延べ面積1,800㎡の既存遊技場ビル （パチンコ、カラオケ）全館に屋内消火栓設備を新規に設置する工事についての工事日は100日。	屋内消火栓設備 (例1) 30日 / 2ヶ月 屋内消火栓設備 (例2) 30日 / 3ヶ月 屋内消火栓設備 (例3) 40日 / 4ヶ月 スプリンクラー設備 (例1) 30日 / 4ヶ月 スプリンクラー設備 (例2) 30日 / 5ヶ月 スプリンクラー設備 (例3) 40日 / 8ヶ月 自動火災報知設備 (例1) 30日 / 2ヶ月 自動火災報知設備 (例2) 30日 / 3ヶ月 自動火災報知設備 (例3) 40日 / 5ヶ月

出典：「立入検査マニュアル」より抜粋

上記表の中で、L事業所は（例2）RC造地上5階地下1階、延べ面積1,000㎡既存雑居ビルのケースに該当し、屋内消火栓設備未設置、自動火災報知設備未設置であることから、見積日数30日、着工届から設置届までの日数3か月、併せて4か月以内に改善（計画）報告書の提出期日を設定しなければならない。

したがってL事業所に対する、改善計画の提出を4か月後に定めた上位措置（警告）は適切であり問題ないと言える。

エ 住宅用火災警報器設置状況の調査

（ア） 事業概要

消防局では大規模災害に備えるため、消防法で定められている「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」に基づき、倉敷市内に在住する市民に対し住宅用火災警報器設置の有無を確認し、未設置世帯等に対して、火災予防条例に適合するように設置していただくよう、より効果的な普及啓発を行うとともに、既に住宅用火災警報器を設置していただいている世帯に対しては、定期的な作動確認や、設置から10年を経過した本体の交換を促進するなど、適切な維持管理（点検・交換）に関する取組み等を図る。

i 調査実施主体

消防庁予防課によると消防署又は消防本部職員を主体とし、地域関係者（女性防火クラブ、消防団、自主防災組織、町内会、自治会等）と積極的に連携した調査の実施を求めている。

この点、消防局では消防署が主体となって通常業務の中で調査を実施している。

ii 調査方法と調査世帯

調査を実施する世帯（以下「調査世帯」という。）については無作為の方法により抽出、決定し、訪問調査その他、下記の方法の中から職員に過度な負担とならないものを選択することができる。

- ① 電話や電子メールによる聞き取り調査
- ② 消防本部ホームページに掲載したアンケートフォームによる調査
- ③ 調査業務請負者等への外部委託による調査

（消防庁予防課による住宅用火災警報器の設置状況等調査依頼【別添 1-1】参照）

調査世帯数については、各消防本部が管轄する地域の世帯数に応じて下記の表による世帯数以上の調査を実施する必要があるが、調査世帯数を増やして調査を行う場合は、消防本部の過度な負担とならないように調査世帯数を決定することとしている。

調査世帯数の決定

調査対象世帯数早見表	
管轄世帯数（1月1日現在）	調査対象世帯数
20,000世帯以上	96世帯以上 ※東京消防庁にあつては384世帯以上
10,000世帯～19,999世帯	43世帯以上
9,999世帯以下	24世帯以上

消防庁予防課による住宅用火災警報器の設置状況等
調査依頼【別添1-1】参照)

(イ) 監査内容

- i 住宅用火災警報器設置に関して消防庁予防課による調査依頼に沿った設置状況の確認、設置の推進を行っているか消防署より資料を依頼した。
- ii 住宅用火災警報器設置の点検実施状況を確認し、及び整備の頻度や規模を確認し整備の実施状況を書類により確認した。

(ウ) 監査結果

【A. 評価7】

倉敷市内の世帯数は令和4年3月31日時点で216,756世帯であることから年間調査対象世帯の規定数は96世帯以上となる。

倉敷市における住宅用火災警報器設置状況については、主に消防署職員が管内の調査を行っている。無作為に抽出された消防局管内の住宅150軒程

度を不定期に訪問して聞き取り調査を実施し、調査結果は岡山県を通じて総務省消防庁に回答しているとのことである。

消防庁予防課が規定する調査世帯数を超える世帯に対し住宅用火災警報器の設置状況確認と設置の促進を行っており、住宅用火災警報器設置に関する積極的な啓発活動が行われているものの、令和4年度中発生した出火件数全体のうち建物火災件数は過半数を占めており、過去数年比較した場合でも同様の割合を占めている。

今後も、住宅用火災警報器について設置の促進に関する啓発活動を引き続き行っていただきたい。

(8) 消防団活動事業

① 事業概要

消防団員の活動は、上記2. (3) 消防団の組織 に記載のとおり、火災や大規模災害発生時に、消火活動や救出、救護、避難誘導活動、また災害時以外の訓練や防災に関する予防広報等である。

令和4年度倉敷市一般会計決算書によると、消防団員の活動に関連し、報酬額約6千5百万円、消防団運営交付金約6千万円を支出している。

消防団員へ支払われる報酬額は、倉敷市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例第6条第1項で以下のとおり定められており、出勤回数に関係なく階級別に年間報酬が支給される。

区分	報酬額(年額)
団長	140,000円
副団長	96,000円
本部長	79,000円
分団長	68,000円
副分団長	57,000円
部長	46,000円
班長	36,000円
団員	32,000円

② 監査内容

ア 消防団員の活動内容や入団時の手続き、定員充足率を確保するうえで実

践している担当課の活動等を倉敷市ホームページや消防局職員より確認した。

イ 消防団員の社会的地位や、活動状況に関する実態調査の方法などを消防局職員より聴取し、個人情報の取り扱いに関し、各消防署における保管方法などを確認した。

③ 監査結果

ア 消防団員任用時の手続きについて

上記2.(3)消防団の組織に記載のとおり、消防団は消防組織法第9条第1項第3号に基づいて市町村に設置される消防機関の一部を構成する。

なお、消防団は普段自己の仕事の有していることから、消防事務を本業とする消防職員とは異なり、特別職の地方公務員として扱われる(消防組織法第23条第1項)。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

倉敷市では消防団員の任用は、市長の承認を得て消防団長が任命する。任命にあたり、各分団長等は入団希望者や入団推薦者との面談を経て、各方面隊長、分団長等が消防団長へ内申する。内申書及び履歴書に相当する文書を管轄する消防署へ提出することで入団手続きが完了する流れになっている。入団希望者の個人情報は各消防署で確認後、消防OAに登録し管理する。

消防団入団希望者に関する暴力団排除に向けての手続きなどを、入団時や入団後に行っているか確認したところ、実務上、任用時の分団長による面談や、推薦書類が暴力団員の消防団への入団排除につながっているとのことである。つまり、分団長が入団希望者のことを熟知していることが前提であることから、その他の手続きの必要がないとのことである。

【C. 意見 37】

消防団員は消防組織法第23条第1項により特別職の地方公務員として扱われる。このことから、消防団員任用時に暴力団員との関係の有無を明白にし、暴力団員関係者が採用されない仕組みを構築する必要がある。

例えば、分団長との面談内容を記録簿等に残すこと、内申書の事項に暴力団員と関係がないことを追加し文書で回答してもらうなど、検証結果を見える形で残しておくことが望ましいと考える。

イ 消防団員の活動状況に関する実態調査について

上記事業概要で記載のとおり、消防団員は火災発生時に消防活動を行うほか、自主防災組織が実施する消防訓練や火災予防広報、消防団器具倉庫や消防団車両の点検などの活動を行っている。

消防団は、令和5年4月1日現在、4方面隊42分団73部で組織され、消防団員数は1,827名で構成される。4方面隊のうち倉敷及び水島方面隊は分団制をとっており、児島及び玉島方面隊は分団・部制をとっている。

地域コミュニティの意識低下や新型コロナウイルス感染症まん延防止措置がとられてきたここ数年間は、特に消防団員の確保が難しい中、以下の表から、消防団員の人数は定員の約90%を維持していることが分かる。

消防団の定員と団員数の推移

(単位：人)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	団員	定員	割合	団員	定員	割合	団員	定員	割合
消防団本部 団長1名 副団長4名	5	5	100%	5	5	100%	5	5	100%
倉敷方面隊 17分団	426	449	95%	421	449	94%	412	449	92%
児島方面隊 7分団	536	620	86%	532	620	86%	520	620	84%
玉島方面隊 11本部	750	786	95%	744	786	95%	729	786	93%
水島方面隊 7本部	173	199	87%	173	199	87%	171	199	86%
計	1,890	2,059	92%	1,875	2,059	91%	1,837	2,059	89%

消防団員として登録しているにも関わらず、消防団員としての消火活動や訓練等への参加が全くない団員（以下「休眠団員」という。）がいる場合の対応について確認した。

【C. 意見38】

市の所管部署である消防総務課消防団係に休眠団員の把握の有無を確認したところ、平成29年度に休眠団員の調査を実施し、休眠団員に対しては退団を進めるなどの措置を講じたとのことである。

しかしそれ以降、実態調査は行っておらず、また消防団員別の出勤状況等をデータとして保持していない。これら消防団員の活動状況について各分団長等に一任しているとのことである。

一度も消防活動に出動していない場合においても、消防団に所属している以上、条例に基づいた各階級に応じた報酬を支給することは事務処理上問題ないが、同じ階級の全く活動実績がない消防団員と活動実績の多い消防団員が同額の報酬を得ることは合理的でない。

現状消防団員の定員に対する実員は約90%の充足率だが、活動実績のない消防団員の活動状況について定期的な実態調査が行われていないため、実態としての充足率の把握ができておらず、消防団の活動をきたす可能性がある。消防局担当課は活動実績のない消防団員の実態調査体制を構築し、運用するべきである。

6. 石油コンビナートについて

(1) 概要

県内の特別防災区域は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和51年政令第192号)及び同政令別表に規定する主務大臣の定める区域を定める告示(昭和51年通商産業省・自治省告示第1号)により、水島臨海地区が指定されており、特別防災区域面積は約2,535万㎡となっている。

水島臨海地区は、中国地方有数の河川である高梁川河口に形成された三角州と沿岸一帯の遠浅海面を埋立て造成された。この地域の工業化は、昭和28年度(1953年度)から県勢振興の根幹地域として開発が進められ、岡山県の中核工業地帯として、本県経済に圧倒的な比重を占めており、全国的にも有数の臨海工業地帯である。

工業地帯における現在の主要立地企業は、石油精製、石油化学、鉄鋼業、電力、自動車、造船業、食品工業である。このうち石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)にいう第一種事業所が13、第二種事業所が11存在している。(令和4年9月現在)

(2) 防災計画の必要性

水島臨海地区は、北には中国山地、南には四国山地とそれぞれ天然の防壁に護られて、四季を通して気候は温和で、年平均気温は16℃前後と比較的暖かく、また、年平均総降水量は1,000ミリメートル程度と少なく、いわゆる瀬戸内式気候である。

台風・大雨等による被害も比較的少ない地区であるが、梅雨期や台風のコースによっては、大雨・暴風等による大きな被害が生じるおそれもあるので、注意が必要である。水島灘海域は高潮発生の可能性のある水域であり、特に台風による高潮に注意が必要である。

また、県南を震源とする地震は少ないが、南海トラフ地震をはじめ周辺で発生する地震の影響を受けることも予想されるので、地震、津波等の対策についても配慮しておく必要がある。

(3) 危険物及び高圧ガス施設の状況

令和4年4月1日現在、水島臨海地区における危険物及び高圧ガス施設の状況は次のとおりである。

1 危険物施設の状況

石油の貯蔵取扱量	944万キロリットル
屋外貯蔵タンクの基数	1,337基
10万キロリットル以上	11基
5万キロリットル以上10万キロリットル未満	19基
1万キロリットル以上5万キロリットル未満	98基
1,000キロリットル以上1万キロリットル未満	357基
1,000キロリットル未満	852基

※「石油コンビナート等防災体制の現況（令和4年）」（消防庁特殊災害室）より

2 高圧ガス施設の状況（不活性ガスを除く）

高圧ガス処理	120,010万Nm ³ /日
高圧ガス貯槽の基数	143基
5,000トン以上	8基
1,000トン以上5,000トン未満	39基
500トン以上1,000トン未満	36基
100トン以上500トン未満	20基
100トン未満	40基

※「石油コンビナート等防災体制の現況（令和4年）」（消防庁特殊災害室）より

(4) 関連法令及び規則

「消防法」「消防組織法」

「石油コンビナート等災害防止法」

「岡山県石油コンビナート等防災計画」

(5) コンビナートの防災について

① 水島臨海地区の防災について

国土交通省は平成25年8月に取りまとめた「国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画（中間とりまとめ）」で各地方ブロックの地域対策計画を策定した。

この計画は、南海トラフ巨大地震に伴う中国ブロックにおける具体的な事態を想定し、国土交通省の地方支分部局等の防災関係機関が緊急的に実施すべき主要な応急活動等を検討するとともに、被害を軽減するための中・長期的な予防策を含めたものであり、この中で次のような懸念を報告している。「瀬戸内海沿岸のコンビナート地区で屋外タンク、ガスボンベ等が津波による漂流物の衝突等で被災した場合、燃料、オイル、ガスの流出による火災が発生するおそれがある。日本全体の石油の貯蔵、取扱量の3割以上を占める瀬戸内海のコンビナートの内、さらに貯蔵量等の多い中国地方のコンビナートで被害が発生し、中国地方及び日本の経済活動等に影響を及ぼす。

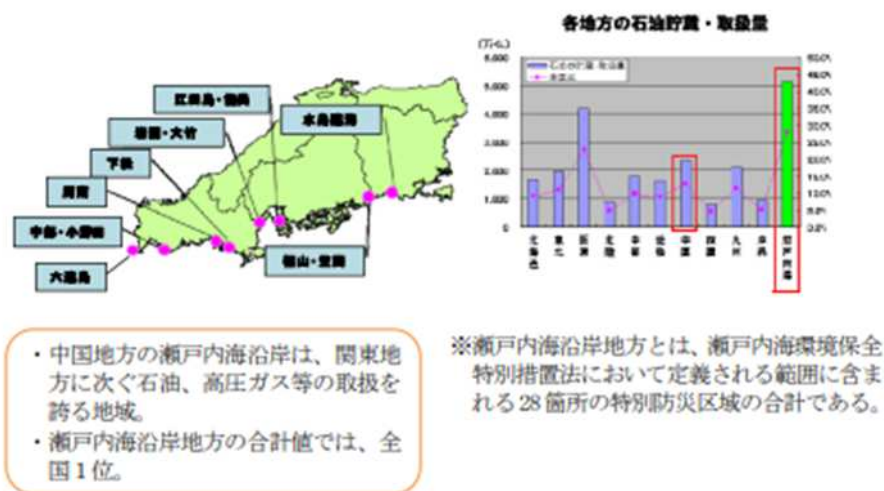


図6 瀬戸内海沿岸のコンビナート位置と各地方の石油貯蔵・取扱量

瀬戸内海沿岸地方（瀬戸内海環境保全特別措置法において定義される範囲に含まれる28か所の特別防災区域の合計である。）は、関東地方に次ぐ石油、高圧ガス等の取扱いを誇る地域である。

また、倉敷市内に所在する水島臨海地区の所在するコンビナート施設は、昭和30年代から昭和40年代にかけての高度経済成長期に整備されたも

のが多く、建設から60年以上経過し、施設の老朽化が進行している。

多くの護岸は耐震化が行われていないと想定されることから、大規模な地震により護岸等が被災し、その影響で背後に立地している石油タンク等が損傷して海上への油流出やそれによる火災等の二次災害が発生した場合には、生命・財産や国民生活に大きな被害を及ぼすだけでなく、わが国経済を支える製造・流通・貿易等各種産業への被害・損害の発生、ひいては日本の国際機能の低下にも繋がりがかねない。

② 防災計画

「国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画（中間とりまとめ）」によると、中国ブロック地域対策計画は、国土交通省として策定する南海トラフ巨大地震対策計画を基に作成するものであり、南海トラフ巨大地震による国家的な危機に備えるべく、多くの社会資本の整備・管理や交通政策、海上における人命・財産の保護等を所管する国土交通省の中国地方支分部局等（以下「地方支分部局等」とする。）として、地域の実情や被害想定等を踏まえながら、地方支分部局等の総力を挙げて取り組むべき具体的かつ実践的な対策をまとめた。

取り組むべき対策は、応急活動計画と戦略的に推進する対策の2本立てとする。

ア 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画

地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、地方支分部局等として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。なお、数年規模を要する復興については、応急活動計画の対象としていない。

イ 南海トラフ巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策

巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・地盤沈下・液状化・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、地方支分部局等として取り組むべき予防的な対策を、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。

(6) 岡山県石油コンビナート等防災計画

① 災害予防対策

岡山県石油コンビナート等防災計画（以下「コンビナート防災計画」とする。）によると、地震時には、設備被害（一時被害）により各種の災害（二次被害）が発生するケースが一般的であるため、水島臨海地区における危険物、高圧ガス及び毒物劇物等の施設に係る火災、爆発又はガス漏洩等の災害の未然防止を基本方針としている。特に地震時における二次被害予防対策のため以下の事項を配慮する必要がある。

ア 耐震設計（塔・貯槽等の新增設にあたり重要度に応じた耐震設計を行なう。）

イ 施設等の適正配置（防災活動上必要な空地、通路、道路等の確保）

ウ 防災設備・施設の保守管理に努める。

エ 既存設備の耐震性向上（既存設備の設計基準の確認等により弱点箇所を摘出し、設備の態様に応じた補強整備の実施）

オ 地震時の行動基準の作成（防災組織に関することや設備の運転面での処置、関係先への通報連絡、地震後の安全確認など）

カ 地盤の液状化対策

キ 地震計等の設置・観測

ク 地震時共同防災組織運営要領の作成

ケ 緊急停止のユーティリティ（用役）の確保等（緊急時、設備の安全停止した際に電力、保安用の窒素、冷却水その他のユーティリティが必要量確保できるか確認する）

② 発災時に備えた防災施設等の整備及び行動基準の整備

コンビナート防災計画（水島臨海地区）によると、「地震被害は同時に多発する特徴があることから、各事業所においては地震による被害の程度、緊急性の程度等に応じた適切な対応がされるよう、予め事業所の態様及び地震の震度等に応じた行動基準を作成するとともに、定期的な見直し・訓練等を実施し、周知しておく。」と記載しており、地震被害を想定した行動基準や定期的な見直しを行い、また基準に沿った訓練の実施を必要としている。

③ 防災教育

関係事業所が行う防災教育訓練については、「従業員等に対する防災教育の重要性を十分認識し、積極的に教育時間を確保」し、実施する際は、教育実施対象者へ教育内容、実施方法、評価や記録の活用等を盛り込んだ実施計画の作成を必要としている。

特に発災時には、公設消防機関等を誘導し、防災上必要な技術面の助言等を行う消防指導員及び自衛消防隊の指揮者に対しても、各職務に関する教育を行う必要がある。

教育内容については危険物等の特性及びその取扱い方法等や、各々の災害対策に関する知識の習得等を挙げている。

④ 防災訓練

関係事業所は発災時の防災活動を迅速かつ的確に実施する目的で、以下の表に掲げる種目の訓練を実施するよう、コンビナート防災計画で訓練実施頻度や訓練内容とともに定めている。

なお、防災訓練は図上訓練又は実地訓練にて実施する。

防災訓練

訓練種目	主な訓練内容（共通項目）	（単体項目）	訓練実施頻度
職場別訓練	①通報連絡訓練	その他の設備の態様に応じた 応急対策訓練	1回/月・職場 以上
事業所全体訓練	②非常呼集訓練		2回/年・事業所 以上
津波避難訓練	③避難・救助訓練 ④火災・流出油等災害防御訓練		1回/年・事業所 以上
合同訓練		関係機関の連絡指揮訓練	1回/年・事業所 以上
総合防災訓練	①通報連絡訓練 ②広報・避難訓練 ③防災機関の集結・指揮・連絡訓練 ④救出・救助・救護訓練	⑤火災・流出油等災害防御訓練 ⑥津波避難訓練 ⑦武力攻撃災害対策訓練 他	1回/年 以上 (大容量泡放射システムを用いた 総合防災訓練実施した年は除く。)
大容量泡放射システムを用いた総合防災訓練	①通報連絡訓練 ②総合調整訓練 ③災害防御及び拡大防止訓練 他		適宜

(7) 監査内容

- ① 各消防署が実施する立入検査の結果報告書「査察日誌（危険物）」を閲覧し、立入検査の実施状況と指導状況を確認する。
- ② コンビナート防災計画に記載のとおり、コンビナート地区における火災や毒性ガス漏洩、流出油などが発生した際に出動対応が行えるよう、石災法に基づいた施設の確認、従業員教育や訓練が各事業所で行っていることを各消防署の管理資料より確認する。
- ③ 地震や津波、高潮など備えた防災訓練がコンビナート防災計画に基づいて実施されているか状況を確認する。

(8) 監査結果

- ① 危険物施設所有事業所への立入検査について

【A. 評価 8】

各消防署で保管している危険物施設所有事業所への立入検査結果「査察日誌（危険物）」を閲覧した結果、違反があった場合、軽微か重大かに関わらず「立入検査結果通知書」を発行し是正を求めている。是正の有無に関しては証憑書類等の閲覧などにより確認を行っており、適正な対応ができているといえる。

- ② 防災設備の設置場所について

コンビナート防災計画によると、地震災害予防対策の中で施設等の適正配置や防災設備・施設への耐震性の定期的な点検を定めている。

関係事業所では実施した点検個所にチェックを入れる書類を作成し、定期的な点検を実施していることがわかる。

【C. 意見 39】

しかし訓練後の資料を拝見すると、資機材の設置場所に不備があり発災時の消防活動に支障をきたしかねないケースが見受けられた。このことから、施設の設置場所を含めた定期点検が必要といえる。

- ③ 発災時の行動基準について

【A. 評価 9】

コンビナート防災計画によると、地震時における行動基準の作成、定期的な見直し、訓練等の実施を定めている。この点に関し、関係事業所が消

防署へ報告した行動基準に関する資料を確認したところ、訓練実施後に課題を取り上げ、行動基準を順次改正していることから、規程に沿った行動基準の作成ができているといえる。

④ 訓練実施後の会議について

関係事業所は、図上訓練或いは実地訓練に際し、コンビナート防災計画に記載した訓練項目（合同訓練に際しては、通報訓練や、呼集訓練、火災・流出油等災害防御訓練等）を織り込んで実施している。

訓練実施後は、反省点や今後の課題について各災害対策本部や各班内で意見を出し合っている。

【C. 意見40】

訓練後に挙げられた課題について、関係事業所が消防署へ報告した資料を確認したところ、発災時の消防関連機関に対する報告内容や、無線機の使用方法、発災時停電したときの措置方法の確認が必要であることなど、同じ課題が複数の関係事業所で取り上げられている。

また公設消防隊が参加する訓練では、訓練に参加した消防隊隊長がアドバイスしているが、その内容も発災後の各時期における報告内容に関する事など、複数の関係事業所で同じアドバイスを受けている。

各消防署に確認したところ、訓練の企画担当者や消防隊長によって異なるが、課題やアドバイス等を予め訓練前に確認しないこともあるということである。こうしたアドバイスを共有し、訓練前に確認することで、ブラインド訓練等も含めたより精度の高い訓練を積極的に取り入れることができるのではないだろうか。

第3 建築・水道その他の各種事業

1. 建築部 建築指導課

当該部署では、建築物の耐震診断等を行う 1. 建築物耐震診断等事業、木造住宅の耐震改修工事を行う 2. 木造住宅等耐震改修事業がある。

(1) 建築物耐震診断等事業

① 事業概要

1. 建築物耐震診断等事業は、以下の4つに区分される。

	種類	補助額	内容	実施件数 (令和4年度)
1-1	木造住宅の耐震診断	診断費用7.12万円のうち 6万円補助 1.12万円自己負担 *1	建物の耐震診断を行い、現況の建物の耐震性が十分かどうかをチェックし、報告書を作成するもの	44
1-2	戸建て住宅の耐震診断	上限9万円/棟 補助対象経費の2/3	同上	0
1-3	一般建築物(木造住宅、戸建て住宅の対象外の建築物)の耐震診断	上限150万円/棟 補助対象経費の2/3	同上	5
1-4	木造住宅の補強計画 *2	診断費用7.12万円のうち 6万円補助 1.12万円自己負担 *1	耐震性を向上するために、 ① どこを補強したらよいか ② どれだけ補強すればよいか などを検討し、報告書を作成するもの	28

*1 倉敷市作成のチラシ（補助対象建築物の補助費用早見表）より抜粋。当該金額は目安であり、補助額・自己負担額については、延床面積等によって異なる。

*2 補強計画は、木造住宅に対する補助金のみ。戸建て住宅、一般建築物に対するものはなし。

② 監査手続及び監査結果

【B. 問題なし17】

1-1. 木造住宅の耐震診断

令和4年度に実施された44件のうち、任意に1件抽出したサンプルについて、倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱に定められた所定の手続きが実施されていること、及び、補助金の額について誤りがないか検討した結果、問題点は発見されなかった。

	サンプル	監査人再計算結果	計算根拠
補助金の額	68,000円	68,000円	倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱別表 木造住宅耐震診断事業(1)
補助対象経費	80,300円	80,300円	倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱別表 木造住宅耐震診断事業(1)

1-2. 戸建て住宅の耐震診断

令和4年度において実施件数ゼロである。

1-3. 一般建築物（木造住宅、戸建て住宅の対象外の建築物）の耐震診断

令和4年度に実施された5件のうち、任意に1件抽出したサンプルについて、倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱に定められた所定の手続きが実施されていること、及び、補助金の額について誤りがないか検討した結果、問題点は発見されなかった。

	サンプル	監査人再計算結果	計算根拠
補助金の額	1,500,000円	1,500,000円	倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱別表 建築物耐震診断事業

補助対象経費	4,500,000円	4,500,000円	倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱別表建築物耐震診断事業、見積書
--------	------------	------------	--------------------------------------

1-4. 木造住宅の補強計画

令和4年度に実施された28件のうち、任意に1件抽出したサンプルについて、倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱に定められた所定の手続きが実施されていること、及び、補助金の額について誤りがないか検討した結果、問題点は発見されなかった。

	サンプル	監査人再計算結果	計算根拠
補助金の額	68,000円	68,000円	倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱別表木造住宅耐震診断事業(1)
補助対象経費	80,300円	80,300円	倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱別表木造住宅耐震診断事業(1)

(2) 木造住宅等耐震改修事業

① 事業概要

2. 木造住宅等耐震改修事業は、以下の3つに区分される。

	種類	補助額	内容	実施件数(令和4年度)
2-1	木造住宅の耐震改修事業	補助率4/5 上限100万円	補強計画に基づいて工事を実施する。	15

2-2	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業	<p>補助対象経費の額の区分に応じ、以下のとおり。</p> <p>(1)補助対象経費が 186,957,000円以下の場合、補助対象経費に600分の269を乗じて得た額</p> <p>(2)186,957,001円以上の場合、補助対象経費に0.115を乗じて得た額に 62,318,000円を加えて得た額</p>	<p>要緊急安全確認大規模建築物とは・・・不特定多数の者が利用する建築物や、避難時に特に配慮を要する者が利用する建築物、危険物貯蔵場等のうち、大規模かつ旧耐震基準で建てられた建築物等。これらの所有者は、平成27年末までに耐震診断の結果を報告することが義務付けられ、その結果は所管行政庁である倉敷市が公表している。</p>	1
2-3	要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業	<p>補助対象経費に15分の11を乗じて得た額とし、1棟につき2,200万円を上限とする。</p>	<p>要安全確認計画記載建築物とは・・・</p> <p>次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するもので、旧耐震基準で建てられた建築物等。</p> <p>(ア)岡山県耐震改修促進計画により「地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物」として定められた建築物 (耐震改修促進法第5条第3項第一号)</p> <p>(イ)岡山県耐震改修促進計画により「地震発生時に通行を確保すべき」として「沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路」に指定された道路に接する建築物・ブロック塀等で、一定の高さ以上のもの。(耐震改</p>	1

			<p>修促進法第5条第3項第二号) (ウ)倉敷市耐震改修促進計画により「地震発生時に通行を確保すべき」として「沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路」に指定された道路に接する建築物・ブロック塀等で、一定の高さ以上のもの。(耐震改修促進法第6条第3項第一号) これらの所有者は、岡山県又は倉敷市の耐震改修促進計画で定めた時期までに耐震診断の結果を報告することを義務付けられており、その結果は所管行政庁である倉敷市が公表することとしている。</p>	
--	--	--	---	--

② 監査手続及び監査結果

【B. 問題なし18】

2-1. 木造住宅の耐震改修事業

令和4年度に実施された15件のうち、任意に1件抽出したサンプルについて、倉敷市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱に定められた所定の手続きが実施されていること、及び補助金の額について誤りがないか検討した結果、問題点は発見されなかった。

	サンプル	監査人再計算結果	計算根拠
補助金の額	1,000,000円	1,000,000円	倉敷市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱 別表第1、契約書
補助対象経費	3,303,000円	3,303,000円	倉敷市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱 別表第1、契約書

2-2. 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業

令和4年度に実施された1件をサンプルとして、倉敷市要緊急安全確認大規模建築物耐震等事業費補助金交付要綱に定められた所定の手続きが実施されていること、及び、補助金の額について誤りがないか検討した結果、問題点は発見されなかった。

	サンプル	監査人再計算結果	計算根拠
補助金の額	37,785,000円	37,785,000円	倉敷市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱 別表 耐震改修事業、契約書
補助対象経費	172,290,000円	172,290,000円	倉敷市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱 別表 耐震改修事業、契約書

2-3. 要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業

令和4年度に実施された1件についてサンプルとして、倉敷市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱に定められた所定の手続きが実施されていること、及び、補助金の額について誤りがないか検討した結果、問題点は発見されなかった。

	サンプル	監査人再計算結果	計算根拠
補助金の額	14,102,000円	14,102,000円	倉敷市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱、注文書
補助対象経費	19,230,000円	19,230,000円	倉敷市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱、注文書

2.土木部 土木課

(1) 道路橋梁災害復旧事業

① 事業概要

浅原63号線外1線擁壁復旧工事

② 監査手続及び監査結果

【B. 問題なし19】

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	入札関連資料	令和3年11月8日に一般競争入札（条件付）を実施。入札関連書類を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。
2	工事請負契約書	<p>工事請負契約書を閲覧した。</p> <p>契約日 令和3年11月16日</p> <p>工事名 浅原63号線外1線擁壁復旧工事</p> <p>工事場所 倉敷市浅原地内</p> <p>工期 着手 令和3年11月16日 完成 令和4年3月31日</p> <p>請負金額 23,542,200円（税込）</p> <p>契約保証金 2,354,220円</p> <p>契約保証の種類 現金</p> <p>契約書に基づき、令和3年11月16日に受注者から契約保証金2,354,220円を受領したことを納入通知書及び領収証書により確かめた。</p> <p>当該契約は工期が長期に及ぶため、倉敷市工事請負契約約款には以下のとおり定められている。</p> <p>第34条（前金払及び中間前金払）</p> <p>受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p>

		<p>当該規定に基づき、本案件では、令和4年1月20日に受注者から9,400,000円の前払金の請求書を受け、同日に支出命令書を起票し支払っている。</p> <p>前払金9,400,000円は、請負代金の40%以内であり問題なし。</p> <p>また、前払に先立ち、前払する9,400,000円にかかる保証証書が寄託されていることを保証証書原本により確かめた。</p> <p>保証金額 9,400,000円 被保証者 倉敷市長 保証契約締結日 令和4年1月18日 保証期限 令和4年3月31日（工期期末）</p> <p>なお、本件は下記のとおり、工期を延長しているが、保証証書には、「保証期限については、工期の変更に依りて自動的に変更されますので、変更の保証証書は発行しません。」と記載されており、問題なし。</p>
<p>その後工事は、地元追加要望への対応のため、舗装復旧面積等を追加し、その調整・対応に不測の日数を要したため、受注者から令和4年3月29日に工期延期願が提出され、工期延期となった。</p>		
3	工事請負変更契約書(令和4年3月30日)	<p>工期の延長のみで、変更後の請負金額は23,542,200円のみである。延長工期は令和4年6月30日までである。</p>
<p>さらに、令和4年6月24日に再度、工期延期願が提出された。</p>		
4	工事請負変更契約書(令和4年6月28日)	<p>工期の延長のみで、変更後の請負金額は23,542,200円のみである。延長工期は令和4年7月29日までである。</p>
<p>さらに、工期が延期され令和4年8月12日に延期された。</p>		
5	工事請負変更契約書(令和4年7月28日)	<p>工事請負変更契約書によると、変更後の工期は令和4年8月12日まで、変更による請負代金増減額は921,800円(税込)、変更後請負代金は24,464,000円である。</p>
6	工事完成届	<p>工事完成届が令和4年8月5日に受注者から提出された。また、工事完成検査調書が令和4年8月10日に起票され、検査結果合格となった。</p>

7	支出命令書	完成後、令和4年8月26日に支出命令書が起票され、変更後請負代金から前払金を控除した残額15,064,000円が支払われると同時に契約時に保証金として預け入れたものを同額返還していることを確かめた。
---	-------	---

(2) 河川維持管理事業

① 事業概要

倉敷川堤防植栽管理業務の委託である。地域によって4つの委託契約に分かれるが、それぞれ指名競争入札である。なお、当該事業は毎年実施されている。

② 監査手続及び監査結果

【B. 問題なし20】

【No. 1】

件名：倉敷川堤防植栽管理業務委託（その1）

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	入札関連資料	落札金額：6,985,000円（税込） 施行場所：倉敷市粒浦外 地内 入札日：令和4年5月23日 入札執行調書等を閲覧し、入札手続きについて検証した結果、問題点は発見されなかった。
2	業務委託契約書	契約日付：令和4年5月24日 工期：着手 令和4年5月24日 完了 令和5年2月28日 業務委託料 6,985,000円（税込） 契約保証金 免除 契約保証の種類 公共工事履行保証証券による保証 （当該保証がある場合には契約保証金は免除される） 契約書に公共工事履行保証証券（原本）が添付されていることを確かめた。 保証契約日 令和4年5月24日 履行保証期間 令和4年5月24日～令和5年2月28日 履行保証金額 699千円

		<p>契約金額 6,985,000 円 保証金相当額（契約金額の 10%）について、保証されていることを確かめた。</p> <p>令和 4 年 6 月 23 日に 2,000,000 円を前払している。 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約約款によると、 第 10 条（前金払） 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>これにより、委託料の 10 分の 3 以内の 2,000,000 円が前払金として支払われると同時に保証証書を倉敷市に寄託していることを確かめた。 また、保証証書（前払金保証）を閲覧し以下のとおりであることを確かめた。 保証契約締結日 令和 4 年 6 月 20 日 保証金額 2,000,000 円 保証期限 令和 5 年 2 月 28 日 請負金額 6,985,000 円 被保証者 倉敷市</p>
3	業務完了届	<p>業務完了届が令和 5 年 2 月 15 日に受注者から提出された。また、業務委託完了検査調書が同日作成され、検査の結果合格となっていることを確かめた。</p>
4	支出命令書	<p>完了後、請負金額から前払金を差引いた残額である 4,985,000 円の支出命令書が作成され、支払われていることを確かめた。</p>

【No.2】

件名：倉敷川堤防植栽管理業務委託（その2）

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	入札関連資料	落札金額：4,301,000円（税込） 施行場所：倉敷市有城 地内 入札日：令和4年5月16日 入札執行調書等を閲覧し、入札手続きについて検証した結果、問題点は発見されなかった。
2	業務委託契約書	契約日付：令和4年5月17日 工期：着手 令和4年5月17日 完了 令和5年2月28日 業務委託料 4,301,000円（税込） 契約保証金 430,100円 契約保証の種類 現金 契約金額の10%相当額について令和4年5月17日に保証金の預入がなされていることを納入通知書及び領収証書にて確かめた。 前払金はなし。
3	業務委託完了届	業務委託完了届が令和5年1月25日に受注者から提出された。また、業務委託完了検査調書が同日作成され、検査の結果合格となっている。
4	支出命令書	完了後、請負代金である4,301,000円の支出命令書が作成され、支払われるとともに、契約保証金である430,100円が返還されていることを確かめた。

【No.3】

件名：倉敷川堤防植栽管理業務委託（その3）

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	入札関連資料	落札金額：5,448,300円（税込） 施行場所：倉敷市中央1丁目外 地内 入札日：令和4年5月23日 入札執行調書等を閲覧し、入札手続きについて検証した結果、問題点は発見されなかった。
2	業務委託契約書	契約日付：令和4年5月25日 工期：着手 令和4年5月25日 完了 令和5年2月28日 業務委託料 5,448,300円（税込） 契約保証金 免除 契約保証の種類 公共工事履行保証証券による保証（当該保証がある場合には契約保証金は免除される） 契約書に公共工事履行保証証券（原本）が添付されていることを確かめた。 保証契約日 令和4年5月24日 履行保証期間 令和4年5月25日～令和5年2月28日 履行保証金額 545千円 契約金額 5,448,300円 保証金相当額（契約金額の10%）について、保証されていることを確かめた。 前払金はなし。
その後、業務委託変更契約書を締結している。		
3	業務委託変更契約書	変更契約日 令和5年2月14日 変更による業務委託料増減額 40,700円 変更後業務委託料金額 5,489,000円 工期：変更前と同一
4	業務委託完了届	業務委託完了届が令和5年2月24日に受注者から提出された。また、業務委託完了検査調書が同日作成され、検査の結果合格となっている。
5	支出命令書	完了後、請負代金である5,489,000円の支出命令書が作成され、支払われていることを確かめた。

【No.4】

件名：倉敷川堤防植栽管理業務委託（その4）

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	入札関連資料	落札金額：5,010,500円（税込） 施行場所：倉敷市船倉町外 地内 入札日：令和4年5月23日 入札執行調書等を閲覧し、入札手続きについて検証した結果、問題点は発見されなかった。
2	業務委託契約書	契約日付：令和4年5月26日 工期：着手 令和4年5月26日 完了 令和5年2月28日 業務委託料 5,010,500円（税込） 契約保証金 501,050円 契約保証の種類 銀行等の金融機関の保証 契約書に保証書が添付されていることを確かめた。 保証契約日 令和4年5月26日 保証期間 令和4年5月26日～令和5年2月28日 保証限度額 501,050円 保証債務履行請求期限 令和5年8月31日 保証金相当額（契約金額の10%）について、保証されていることを確かめた。 前払金はなし。
3	業務委託完了届	令和5年2月21日に提出された。また、業務委託完了検査調書が同日作成され、検査の結果合格となっている。
4	支出命令書	完了後、請負代金である5,010,500円の支出命令書が作成され、支払われていることを確かめた。また、令和5年3月1日保証書に係る領収書により、保証書を返還した旨確かめた。

3. 建築部 住宅課 被災者住宅支援室

【被災者住宅再建支援事業】

(1) 建設型仮設住宅の維持管理業務

① 業務概要及び結果

岡山県が整備した建設型仮設住宅（全6団地）について、県との管理に関する協定に基づき、団地の維持管理に関する業務を行う。

なお、維持管理費用については、全て岡山県へ求償している。

入居者の再建が進み、令和4年度に残りの2団地（真備総仮設団地・二万仮設団地）が閉鎖されたことにより、全6団地全ての閉鎖が完了した。

令和4年度予算額 5,809,000 円

令和4年度実績額 1,525,318 円（浄化槽管理委託料 1,054,580 円、電気料金（共用部）188,625 円など）

令和4年度においては、少額であり、特段問題となるような支出は見受けられないことから詳細な検討は省略した。

(2) 被災高齢者向け住宅再建支援業務

① 業務概要

平成30年7月豪雨により市内で被災した満60歳以上の高齢者の持家再建を支援するため、市が住宅金融支援機構と連携して、同機構のリバースモーゲージ型融資制度を活用した住宅融資の利子補給（融資額1,000万円までの貸付金利の半分について申請者の平均余命を勘案した年数分を補助）を行っている。申請者は、倉敷市の補助により貸付金利の半分のみを住宅金融支援機構に支払うことになる。月々の元金の返済は不要（申請者が死亡した際に、相続人から手元金により全額を一括返済するか、融資を受けた不動産の売却等により返済する仕組み）である。なお、不動産の売却により返済する場合は、債務が残った場合であっても、相続人は残債の返済は不要。

令和4年度の当該融資に係る申請受付件数は4件、融資実行件数は9件であった。

当該事業は、申請受付から融資実行まで、平均で9か月程度かかるため、申請受付と融資実行が年度を跨ぐことがある。

平成30年7月豪雨災害以降の当該業務の申請受付件数、融資実行件数は以下のとおりである。

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
申請受付件数	96件	32件	11件	4件
融資実行件数	31件	64件	17件	9件

上記のとおり、平成30年7月豪雨災害直後は、申請件数が殺到したものの、その後徐々に減少し令和4年度の申請受付件数は4件となっている。

融資の判断は、住宅金融支援機構が行う。すなわち、倉敷市は、申請者から市税滞納がないかなどを確認した『「倉敷市被災高齢者向け住宅再建融資事業補助金」に係る確認書交付申請書』（り災証明書の添付あり）を受理し、申請者に確認書を交付するのみである。その後、前述の確認書を含めた申請書一式を申請者から受理した住宅金融支援機構が審査を行い、融資を実行する。そして、年度末に住宅金融支援機構から倉敷市に融資実行年度別の明細が送付され、倉敷市ではその明細を確認し、倉敷市の利子負担分を住宅金融支援機構に支払う。

住宅金融支援機構に対して、倉敷市は、融資実行年度において、以下の算定式で計算された補助金の額を一括で支払う。

融資実行額×補助利率(*1)×平均余命(*2)

(*1)住宅金融支援機構が決定した融資金利の半分を補助利率とする。

(*2)厚生労働省の作成に係る簡易生命表を勘案して住宅金融支援機構が決定する平均余命とする。

② 監査手続及び監査結果

【B. 問題なし21】

令和4年度において、融資実行した9件のうち、任意に抽出したサンプル1件について、『「倉敷市被災高齢者向け住宅再建融資事業補助金」に係る確認書交付申請書』及びその添付書類を閲覧し、申請の事実があることを確かめた。

さらに、住宅金融支援機構から送付された明細を閲覧し、当該サンプルの補助金の額を再計算した結果、問題点は発見されなかった。

(3) 被災者向け民間賃貸住宅家賃助成業務

① 業務概要

平成30年7月豪雨で被災し、災害公営住宅の抽選に外れた世帯が民間賃貸住宅を借りる場合に、災害公営住宅と同程度の家賃で暮らせるように家賃補助を行う。

【対象者】

災害公営住宅の抽選に外れた者

【建築の条件】

真備町内にある共同住宅又は戸建て住宅

広さ 25㎡以上

構造 耐震性が確保されたもの（昭和56年6月1日以降に建築着手したもの等）

設備 居室・台所・水洗便所・浴室・専用駐車場1台以上

【入居開始時期】

令和2年9月1日から令和3年9月30日までに入居すること

【補助金】

世帯の月額所得に応じて、31,000円/月を上限とする。

月額所得別の家賃補助額は以下のとおりである。

区分	入居世帯の月額所得	補助額
1	0円～104,000円	31,000円
2	104,001円～123,000円	28,000円
3	123,001円～139,000円	25,000円
4	139,001円～158,000円	22,000円
5	158,001円～186,000円	18,000円
6	186,001円～214,000円	13,000円
7	214,001円～259,000円	6,000円
8	259,001円～	0円

（倉敷市被災者向け民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付要綱 別表より抜粋）

補助金の支払は、年4回（3か月分まとめて、市が大家等に支払う）又は年1回前払（12か月分まとめて、市が大家等に支払う）

令和4年度予算額 5,580,000円

令和4年度実績額 4,623,000円

② 監査手続及び監査結果

【B. 問題なし22】

令和4年度は、15世帯に家賃補助を行っている。任意に1件抽出したサンプルについて、以下の検討を実施した結果、問題点は発見されなかった。

補助金決定額 372,000円（年額）

■提出された所得証明書から月間の所得を算定したところ区分1となり、監査人再計算の結果、補助額が31,000円/月×12か月=372,000円となり、交付決定額と一致していることを確かめた。

4. 災害復興推進室

【災害復興推進事業】

(1) 事業概要及び結果

【B. 問題なし23】

真備地区復興計画（平成31年3月策定、令和5年3月改訂）に基づくものである。

当初は復興計画の策定等の外部委託をしていたが、令和4年度は①真備地区復興懇談会の開催（住民が対象年1回）、②真備地区復興計画推進委員会（有識者、公的機関の代表などが参加年1回）の開催にかかる資料作成、印刷等事務関連費など少額なもののみである。

① 令和4年度真備地区復興懇談会の議事録によると以下のとおり。

会議名 令和4年度真備地区復興懇談会

開催日時 令和4年10月9日（日）

午前の部 9時30分～11時30分

午後の部 14時00分～16時00分

開催場所 マービーふれあいセンター

出席者 約80名（住民）

議事録及び補足資料を閲覧したところ、現在の復興に向けた取組状況や意見交換（住民からの意見及び倉敷市の対応方針など）が活発に行われており、事業の有効性、効率性、経済性の観点から特段問題となる事象は発見されなかった。

② 令和4年度 真備地区復興計画推進委員会の議事録によると以下のとおり。

会議名 令和4年度真備地区復興計画推進委員会

開催日時 令和4年11月2日（水）14:00～16:00

開催場所 真備保健福祉会館 3階大会議室

出席者 委員19名

各委員、事務局から活発な意見交換が行われており、事業の有効性、効率性、経済性の観点から特段問題となる事象は発見されなかった。

5. 農林水産部 耕地水路課

(1) 農業施設危険箇所緊急対策事業

① 事業概要

近年、コンクリートしがらの老朽化により部材間の隙間などから護岸背面の土砂が水路内に流出し、隣接地が陥没することが頻繁に起きており、隣接家屋や耕作地等に被害が発生する恐れが高まっている。特にその現象が顕著である茶屋町地区の主要水路五間樋線ほか12路線について水路改修を行うものである。

② 監査手続及び監査結果

【B. 問題なし24】

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	入札関連資料	<p>一般競争入札 工事名 五間樋線水路改修工事 落札金額：17,424,000円（税込） 施行場所 倉敷市茶屋町 地内 入札日：令和4年9月2日 入札執行調書等を閲覧し、入札手続きについて検証した結果、問題点は発見されなかった。</p>
2	工事請負契約書	<p>契約日付：令和4年9月5日 工期：着手 令和4年9月5日 完了 令和5年2月28日 工事請負代金額 17,424,000円（税込） 契約保証金 1,742,400円 契約保証の種類 現金* *契約金額の10%相当額について令和4年9月5日に保証金の預入がなされていることを領収証書にて確かめた。</p> <p>倉敷市工事請負契約約款には以下のとおり定められている。 第34条（前金払及び中間前金払） 受注者は、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭</p>

		<p>和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社 (以下「保証事業会社」という。) と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約 (以下「保証契約」という。) を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>当該規定に基づき、本案件では、令和 4 年 12 月 26 日に受注者から 6,900,000 円の前払金の請求書を受け、支出命令書を起票し支払っている。前払金 6,900,000 円は、請負代金の 40%の範囲内であり問題なし。</p> <p>また、前払に先立ち、前払する 6,900,000 円にかかる保証証書が寄託されていることを保証証書原本により確かめた。</p> <p>保証金額 6,900,000 円 被保証者 倉敷市市長 保証契約締結日 令和 4 年 12 月 23 日 保証期限 令和 5 年 2 月 28 日</p>
その後、変更契約書を締結している。		
3	工事請負変更契約書	<p>変更契約日 令和 5 年 2 月 20 日 変更による請負代金増減額 330,000 円 変更後請負代金額 17,754,000 円</p>
4	工事完成届	<p>工事完成届が令和 5 年 2 月 28 日に受注者から提出された。また、工事完成検査調書が令和 5 年 3 月 3 日に起票され、検査結果合格となった。</p>
5	支出命令書	<p>完成後、令和 5 年 3 月 6 日に支出命令書が起票され、変更後請負代金から前払金を控除した残額 10,854,000 円が支払われると同時に契約時に保証金として預け入れたものを同額返還した。</p>

(2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業（補助）

【件名 倉敷市農業用水管理の省力化・高度化計画策定業務委託】

① 事業概要

本業務は、倉敷市全域の情報通信環境を把握し、農業水利施設への監視カメラ、水位計等の遠隔監視装置及び遠隔制御で水管理の省力化、湛水被害の軽減を検討するものである。

倉敷市は、農業地域の高齢化の進行に伴い、担い手の減少、防災への対策等様々な課題を抱えている。とりわけ地域間の水当て用「番水」や山間部の広域用水である「畑かん」の関係者が多いため、連絡体系が煩雑であること、水量調整は水門番の目視による経験判断に頼っていることから効率的な水管理を行えていない。また、豪雨時の浸水被害を防ぐために水位調整を行う際にも同様の問題を抱えており、樋門の開閉操作に遅れが発生している状況である。

については本業務にて、水管理の省力化・高度化のための情報通信環境整備に関する調査計画、現場での試行調査を行い、機器の仕様、数量を決定することで、計画策定後に実施予定である施設整備を円滑に行うことが目的である。

② 監査手続及び監査結果

以下のとおり検証した結果、検討結果に記載の問題点が発見された。

No.	検討資料名	検討結果
1	業者選定資料 公募型（プロポーザル方式）	業者選定資料を閲覧したところ、プロポーザル方式による業者選定とした理由については以下のとおりであった。 （本業務で実施する水管理の省力化・高度化スマート農業等の検討は全国的にも実績は少なく、高い専門性や技術力が必要となるためプロポーザル方式により業者選定が適切であるため） 2社からの提案があり、令和4年5月18日にプレゼンテーション及び審査委員会を経て、1社に決定している。 「倉敷市農業用水管理の省力化・高度化計画策定業務委託 プロポーザル審査に係るプレゼンテーション及び審査委員会についての会議録」を閲覧した。

		<p>【C:意見41】</p> <p>審査委員会における各委員の意見が会議録に記載されており、業者選定に対する意見はあるものの、プレゼンテーション時の質疑応答に関しては会議録につづられていない。</p> <p>金額的にも多額の業務委託のプレゼンテーションであり、質疑応答の内容についても業者選定にあたり重要な要素となることから、どのような内容の質疑応答が行われたかについては、会議録につづっておくことが望ましい。</p>
2	契約書	<p>契約日 令和4年6月16日</p> <p>工期</p> <p>着手 令和4年6月16日</p> <p>完成 令和6年3月29日</p> <p>請負金額 35,000,000円(税込)</p> <p>契約保証金 倉敷市財務規則第175条第3号により全額免除</p> <p>特記事項 令和4年度の支払限度額は10,500,000円とする。</p>
3	支出命令書	<p>令和4年11月29日起票 金額10,500,000円(前払金)</p> <p>倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約約款第10条(前金払)に定められたとおり、委託料の10分の3以内であることを確かめた。</p>
令和5年度も引き続き実施中の案件であり、業務完了届などの書類は確認できていない。		

(3) ため池防災減災事業

【B. 問題なし25】

【No.1】 件名：ため池ハザードマップ作成業務委託契約

① 事業概要

当該業務は、ため池が決壊した場合における避難活動の指針とするため、ハザードマップの作成を委託するものである。

② 監査手続及び監査結果

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	委託業務随意契約理由書	当該業務は、随意契約である。 委託業務随意契約理由書を閲覧し、随意契約とした理由が合理的なものであることを確かめた。
2	業務委託契約書	契約日付：令和4年9月12日 履行場所 倉敷市 粒江外 地内 履行期間 着手 令和4年9月12日 完了 令和5年2月28日 業務委託料 11,770,000円（税込） 契約保証金 免除（倉敷市財務規則第175条第3号により全額免除） 特記事項 この契約においては、約款中の次の規定は適用しない。 (1) 第10条及び第12条に規定する前金払に関する事項 (2) 第11条に規定する部分払に関する事項 (3) 第25条に規定する契約の保証に関する事項
その後、一部業務が不要となったことにより、変更契約書を締結している。		
3	業務委託変更契約書	変更契約日付 令和5年2月16日 変更による業務委託料 407,000円（税込） 減額 変更後業務委託料 11,363,000円（税込）
4	業務完了届	業務完了届が令和5年2月24日に受注者から提出された。また、業務委託完了検査調書が同日作成され、検査の結果合格となっている。

【No.2】 件名：ため池遠隔監視調査業務

① 事業概要

倉敷市では、集中豪雨などの自然災害に備えるため、下流の家屋等に被害を及ぼすおそれのあるため池を対象として水位計の設置を進め、市、ため池管理者が、遠隔でため池を監視できるシステムを構築する計画である。また、ため池の市民への最適な情報提供方法の検討および仕組みづくりを行い、地域への安全の向上につなげる計画である。

令和4年度は、防災重点農業用ため池に水位計を設置して、ため池遠隔監視に必要な水位計の観測基準・仕様、データ管理・分析、WEB上での見える化を行うこととする。また、前年度設置した監視カメラも含め、市民への最適な情報提供方法の運用や倉敷市防災ポータル等との連携もあわせて検討を行う。

② 監査手続及び監査結果

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	委託業務随意契約理由書	当該業務は、随意契約である。 委託業務随意契約理由書を閲覧し、随意契約とした理由が合理的なものであることを確かめた。
2	業務委託契約書	契約日付：令和4年5月24日 履行期限 令和5年3月31日 業務委託料 9,560,000円(税込) 契約保証金 免除（倉敷市財務規則第175条第3号により免除）
3	業務完了届	業務完了届が令和5年3月20日に受注者から提出された。また、業務委託完了検査調書が同日作成され、検査の結果合格となっている。

【No.3】 件名：米山池廃止設計業務

① 事業概要

当該業務は、倉敷市鳥羽地区において、ため池廃止事業の工事実施にあたり、必要な調査及び実施設計を行うものである。

② 監査手続及び監査結果

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	入札関連資料	指名競争入札である。 落札金額：3,704,800円(税込) 施行場所 倉敷市鳥羽 地内 入札日：令和4年6月3日 入札執行調書等を閲覧し、入札手続きについて検証した結果、問題点は発見されなかった。

2	業務委託契約書	契約日付：令和4年6月3日 履行場所 倉敷市 鳥羽 地内 履行期間 着手 令和4年6月3日 完了 令和4年10月31日 業務委託料 3,704,800円（税込） 契約保証金 免除（履行保証保険による保証） 保険会社からの保証証書にて保証の事実を確かめた。
その後、委託内容の追加により、金額及び工期を変更し、変更契約書を締結している。		
3	業務委託変更契約書	契約日 令和4年10月27日 変更による業務委託料増減額 233,200円（税込） 変更後業務委託料金額 3,938,000円（税込） 履行期間 変更後 着手 令和4年6月3日 完了 令和4年12月26日
4	業務完了届	業務完了届が令和4年12月26日に受注者から提出された。また、業務委託完了検査調書が同日作成され、検査の結果合格となっている。

【No.4】 件名：別曾池改修設計業務

① 事業概要

当該業務は、別曾池改修事業の工事実施にあたり、必要な調査・設計を行うものである。

② 監査手続及び監査結果

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	委託業務随意契約理由書	当該業務は、随意契約である。 委託業務随意契約理由書を閲覧し、随意契約とした理由が合理的なものであることを確かめた。
2	業務委託契約書	契約日付：令和4年4月20日 履行場所 倉敷市 中庄 地内 履行期間 着手 令和4年4月20日 完了 令和4年9月30日 業務委託料 3,190,000円（税込）

		<p>契約保証金 免除（倉敷市財務規則第 175 条第 3 号により免除）</p> <p>特記事項 この契約においては、約款中の次の規定は適用しない。</p> <p>(1) 第 10 条及び第 12 条に規定する前金払に関する事項</p> <p>(2) 第 11 条に規定する部分払に関する事項</p> <p>(3) 第 25 条に規定する契約の保証に関する事項</p>
その後、委託業務の追加等により変更契約書を締結。金額及び工期を以下のとおり変更している。		
3	業務委託変更契約書	<p>契約日 令和 4 年 9 月 30 日</p> <p>変更による業務委託料増減額 330,000 円（税込）</p> <p>変更後業務委託料金額 3,520,000 円（税込）</p> <p>履行期間 変更後</p> <p>着手 令和 4 年 4 月 20 日</p> <p>完了 令和 5 年 1 月 31 日</p>
4	業務完了届	業務完了届が令和 5 年 1 月 31 日に受注者から提出された。また、業務委託完了検査調書が同日作成され、検査の結果合格となっている。

【No.5】 件名：上ノ池廃止工事

① 事業概要

当該業務は、農業用ため池としての機能が不要となり維持管理が困難となったため、災害を未然に防ぐ目的でため池を廃止し、下流域の安全性を確保するものである。

② 監査手続及び監査結果

以下のとおり検証した結果、問題点は発見されなかった。

No.	検討資料名	検討結果
1	入札関連資料	<p>当該業務は、一般競争入札(条件付)である。</p> <p>落札金額：16,648,500 円（税込）</p> <p>施行場所 倉敷市西坂 地内</p> <p>入札日：令和 4 年 10 月 24 日</p> <p>入札執行調書等を閲覧し、入札手続きについて検証した結果、問題点は発見されなかった。</p>

2	工事請負契約書	<p>契約日付：令和4年11月1日 工期：着手 令和4年11月1日 完了 令和5年3月15日 工事請負代金額 16,648,500円（税込） 契約保証金 免除 公共工事履行保証証券による保証 契約金額の10%相当額について、公共工事履行保証証券 にて保証が付されていることを確かめた。 前払金 6,600,000円 倉敷市工事請負契約約款第34条1項に定められたとおり、 請負金額の40%の範囲内で業者からの請求書（令和5 年2月9日）に基づき、前払していることを確かめた。 保証証書（前払金保証） 上記前払の際に、前払額と同額の保証証書を倉敷市に寄 託していることを確かめた。 保証契約締結日 令和5年2月3日 保証金額 6,600,000円 保証期限 令和5年3月15日 請負金額 16,648,500円 被保証者 倉敷市</p>
その後、工事内容の変更により、以下の変更契約書を締結している。		
3	工事請負変更契約書	<p>契約日 令和5年2月21日 変更による業務委託料増減額 258,500円（税込） 変更後業務委託料金額 16,907,000円（税込）</p>
4	工事完成届	<p>工事完成届が令和5年2月28日に受注者から提出され た。また、工事完成検査調書が令和5年3月9日に作成 され、検査の結果合格となっていることを確かめた。</p>

6. 水道局

(1) 事業概要

水道局においては、防災などに関して倉敷市地域防災計画及びくらしき水道ビジョン、倉敷市水道局業務継続計画(BCP)において取組・予防・対応について計画等がなされている。

水道という性質上、災害発生時においてはその機能が維持・確保されることが重要であり、また生活するうえで欠かせないものであることから災害への対策が十分に必要である。

そこで、倉敷市地域防災計画及びくらしき水道ビジョンについて監査テーマである災害対策等に要点を絞り、監査を実施した。

(2) 監査概要及び監査結果

① 倉敷市地域防災計画

倉敷市地域防災計画では、ライフラインの機能確保に関する点及び物資等の確保計画に関する点について計画がなされている。

I. ライフラインの機能確保

まずライフラインの機能確保として、第2編風水害等対策<第2章 災害応急対策計画>において以下の記載がある。

「電気、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事等、緊急措置を行う。」

この中で水道に関しては応急対策として、以下の4点の記載がある。

(1) 応急給水の実施

(2) 災害時における応急工事

(3) 災害時における水道水の衛生保持

(4) 復旧予定時期の明示

災害時における応急対策については近年、該当するような災害がないため事後検証が実施できないため事前に準備が可能な対策について監査を実施した。

【B. 問題なし26】

(1) 応急給水の実施の詳細に記載がある予備ディーゼルエンジンの整備状況について、水道総務課に質問等を実施し、その整備状況を監査したところ、浄水場への設置が完了しており、試運転などを行いながら燃料についても補充等しているとのことであり問題点は発見されていない。

II. 物資等の確保計画

次に物資等の確保計画として、第3編 地震、津波災害対策<第2章 地震、津波災害予防計画>において以下の記載がある。

「大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、市などが実施する飲料水や食料、生活必需品等の調達にも大きな制約が及ぶことが想定される。そのため、各家庭、各事業所等においては、自主防災の観点から災害直後の混乱期を乗り切るための備蓄等の備えに努める。」

この中で水道に関しては飲料水の確保について役割を担っており関連する記載がなされている。

市が実施すべき事項として次のア～カについて記載がされている。

- ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルの作成
- ウ 給水車、給水タンク、ポリタンク等応急給水用資機材を整備するとともに、地下水、伏流水を水源とする施設利用及び浄水場への簡易滅菌器設置などによる飲料水を確保する体制の整備
- エ 市民、事業所等に対する飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水についての指導
- オ 水道工事指定業者と応急給水及び応急復旧に関する協力体制の確立
- カ 他の地方公共団体との災害相互応援給水体制の確立

特に、ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄、イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルの作成及びウ 給水車、給水タンク、ポリタンク等応急給水用資機材を整備するとともに、地下水、伏流水を水源とする施設利用及び浄水場への簡易滅菌器設置などによる飲料水を確保する体制の整備について水道総務課及び水道管理課に質問、資料査閲などにより監査

を実施した結果、問題となる事項は発見されていない。

② くらしき水道ビジョン—2019—

くらしき水道ビジョン—2019—という水道事業における最上位の計画においても災害に関することが記載されているためその内容について監査を実施した。

なおくらしき水道ビジョン—2019—とは従前の倉敷市水道ビジョンの方向性を継承しつつも厚生労働省の「新水道ビジョン」や総務省が求める「経営戦略」も踏まえて、本市が目指す将来像とその実現のための取組姿勢を見直したうえで、今後 10 年間の具体的施策と目標を示すものとして 2019 年度から 2028 年度を計画期間として定めたものである。

その中で水道局としての将来像への取組姿勢として「多発する自然災害に対し水道システムの被害を最小限に食い止める」ための取組について各種指標への目標値などを定めていることからこの進捗状況について監査を実施した。

【B. 問題なし 27】

水道建設課・水道管理課へ監査を実施した結果、2022 年度の進捗実績が目標値に対して乖離がある指標もあるが、以下の点より特段問題としては識別していない。

特に乖離のある浄水施設の耐震化率については、浄水施設工事がすべて完了しないと進捗率に表れないことから実績値としては進捗がないように見えている。

しかし 2028 年度までに当初の計画どおり 1 か所(福井浄水場)の耐震化工事が完了し耐震化率は 52.2%(25%上昇)となる見込みである。また耐震化の必要な浄水施設が福井浄水場を除き残り 2 か所となるがこれらについては現在、施設の在り方として施設統合などが検討されている最中である。事業化までに期間を要するが、これらの状況より目標値に向かったの工事・事業化は進められていると認められる。

以下参考 各指標などをくらしき水道ビジョン—2019—等より抽出し掲載

指標	単位	望ましい方向	2016年度実績	2022年度実績	2028年度目標値
浄水施設の耐震化率*1	%	↑	27.2	27.2	100.0
ポンプ所の耐震化率*2	%	↑	45.0	60.3	80.0
配水池の耐震化率*3	%	↑	59.9	60.7	70.0
基幹管路の耐震適合率*4	%	↑	38.2	42.3	55.0
管路の耐震適合率*5	%	↑	17.4	23.9	30.0
浸水対策浄化施設数	箇所	↑	1	1	2
停電時配水可能施設能力*6	%	↑	71.0	79.0	100.0

*1：全浄水施設能力に対する耐震対策が施されている浄水施設能力の割合を示すもので、地震災害に対する浄水処理機能の信頼性、安全性を表す。

*2：耐震化対象ポンプ所能力に対する耐震対策が施されたポンプ所能力の割合を示すもので、地震災害に対するポンプ施設の信頼性、安全性を表す。

*3：全配水池容量に対する耐震対策の施された配水池の容量の割合を示すもので、地震災害に対する配水池の信頼性、安全性を表す。

*4：基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すもので、地震災害に対する基幹管路の信頼性、安全性を表す。

*5：すべての管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すもので、小口径管を含む全管路の地震災害に対する信頼性、安全性を表す。

*6：停電時にも配水可能な浄水場の施設能力を表す。

7. 下水道部

(1) 下水施設課

① 事業概要

風水害による緊急時には、停電や浸水などが発生する恐れがあり、下水道施設においても機能のストップや破損等の被害が想定される。

このような状況となった場合には早急な調査・復旧を行う必要があることからこれに備えるため緊急用備品として、例えば土のう袋、ブルーシート、可搬式発電機などの必要な備蓄品が各下水処理場に備えられている状況である。

これらの備品は緊急用備品管理台帳にて整理されており、写真・品名・個数・保管場所などが記載され各施設にて管理がなされている。

(下記添付資料は2023年8月9日に市から入手した、水島下水処理場の緊急用備品管理台帳であり、監査人により一部抜粋した)

水島下水処理場 緊急用備品管理台帳

No.	品名	規格	保管場所	数量	備考
1	 下水管用2mライト		玄関横 廊下 (防災工具箱内)	1個	単3×2本
2	 トラロープ	9mmφ×100m巻	玄関横 廊下 (防災工具箱内)	1巻	
3	 防水ライト	M-1322	玄関横 廊下 (防災工具箱内)	1個	単3×4本
4	 誘導灯	スーパーライト	玄関横 廊下 (防災工具箱内)	1個	単2×3本
5	 マンホールフック	J型フック	玄関横 廊下 (防災工具箱内)	1個	
6	 マンホールフック	T型フック	玄関横 廊下 (防災工具箱内)	1個	

② 監査手続

水島下水処理場・倉敷雨水貯留センターへ視察し、保管されている緊急用の備蓄品の保管状況について、管理されている台帳との整合性を検証した。

また水島下水処理場・倉敷雨水貯留センター以外の処理場で保管されている緊急用の備蓄品の台帳を徴収し、必要なものが必要な数量備えられているのかを各処理場の台帳と照らし合わせながら比較調査を行った。



(水島下水処理場 可搬式発電機)



(水島下水処理場 オイル吸着マット)

③ 監査結果

ア 水島下水処理場

保管されている緊急用の備蓄品については、管理されている台帳とサンプルベースで整合していることが確かめられた。

【C. 意見42】

ただし、緊急用の備蓄品として管理しているものが通常備品の置き場と同じ場所に保管されているものもあり、緊急用備品か通常用備品かが一目では判断できない状況であることも発見されたことから、緊急用備品として管理しているものが明らかになるような工夫が必要である。

イ 倉敷雨水貯留センター

保管されている緊急用の備蓄品については、管理されている台帳とサンプルベースで整合していることが確かめられた。

【C. 意見43】

保管されている備蓄品のうち、非常用発電機は地上階ではなく、地下に保管がなされていたが、ハザードマップを確認すると浸水地区になっており、災害時に使用ができない恐れもあることから保管場所の再考もしくは、浸水への対策を講じる必要がある。

水島・倉敷以外の児島、玉島、真備にある処理場にて緊急用備品として保管されているものについて、処理場間でのばらつきが見受けられた。(水島下水処理場視察時入手 下記参照 監査人作成)

緊急用備品リストとして市が作成しているものを監査人により一部抜粋し、処理場にて保管されているものについては○としている

緊急用備品\処理場	倉敷	水島	児島	玉島	真備
コーン	○	○	○	○	○
ブルーシート		○	○	○	○
可搬式発電機	○	○	○	○	○
マンホールオープナー	○	○	○	○	
誘導灯	○	○	○	○	
電工ドラム	○	○		○	
タクトファン	○	○		○	
オイルフェンス	○	○		○	

発電機については各処理場にて緊急用備品として保管されているものの、ブルーシートやオイルフェンスなどについては保管されていない処理場もある。

各処理場ごとに最低限必要となるものがそろっているのか、また緊急用備品として適さないものがないかなど、網羅的に再度検討をすることが望ましい。

(2) 浸水対策室

倉敷市では、雨水浸水への対策として市民の自助へ寄与することを目的として止水板の設置への補助・雨水タンク設置への補助を実施している。

この補助を「倉敷市止水板設置工事等補助金」という。

① 事業概要

建物の出入口に取り付けることで、道路上にあふれた雨水が建物内部へ侵入することを防止でき、また人力で容易に取り外しでき、土のうなどと比べて短時間で設置できるのが特徴。

止水板の購入や、止水板を工事で設置する場合に、補助金を交付している。補助金の制度については倉敷市止水板設置工事等補助金交付要綱(令和3年5月13日告示第347号)に詳細が記載されている。



(設置例)

(倉敷市 HP より抜粋)

実績(倉敷市よりデータ入手)

	R3 年度	R4 年度
申請件数	9 件	4 件
交付件数	9 件	4 件
補助金交付金額	1,347,000	305,000

② 監査手続

令和4年度における交付件数4件のうち、任意の2件について申請書類から交付決定に至る書類を閲覧し、倉敷市止水板設置工事等補助金交付要綱(令和3年5月13日告示第347号)などに照らして適切であるかどうかを検討した。

③ 監査結果

倉敷市止水板設置工事等補助金について

【C. 意見44】

倉敷市止水板設置工事等補助金交付要綱(令和3年5月13日告示第347号)の第9条では「補助事業者は、止水板設置工事等が完了したときは、完了の日から起算して14日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と記載されているが、試査による調査を行ったうちの一件について実際に提出がなされている実績報告書では完了日が令和5年2月20日となっているにもかかわらず、実績報告書の提出が令和5年3月23日となっていた。要綱に当てはめると2月末日までの市長への提出が求められるにもかかわらず、提出は令和5年3月23日となっていることから提出期限を過ぎてからの提出・受付となっている事務が見受けられた。実務上、要綱に従うことが困難である場合にはその要綱の目的を改めて検討するとともに要綱の変更を実施するなどの検討も必要である。

また実際に提出されている実績報告書へ記載されている完了日の定義が不明確なままに事業を進めているため、完了日をどの日付とすることが正確であるかを検討することが求められる。

(3) 下水建設課

① 事業概要

倉敷市地域防災計画 第3編 地震、津波災害対策(第3章 地震、津波災害応急対策計画)の第4節 機能確保活動によると、下水道施設のうち、管渠施設においては、以下のように計画されている。

管渠施設については、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、可搬式排水ポンプの設置などにより、できる限り暫定供用が可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

② 監査手続

下水道台帳の整備状況を確認するために、下水道台帳を閲覧し、令和4年度竣工工事〈地震対策計画による改築工事のみ〉が網羅的に管理されていることを検証した。

③ 監査結果

【C. 意見45】

下水道台帳を閲覧した結果、令和4年度に竣工となったにもかかわらず令和3年度として登録がされているものが発見された。また長寿命化計画による改築工事であるにもかかわらず地震対策計画による改築工事と登録されているものが発見された。

登録事務は外部への委託業務としており、登録する情報についてはエクセルデータで下水道担当者が作成したものを渡すことで行われている。今回の発見事項については委託業者に修正依頼を行っており、令和5年12月に修正内容が反映されていることを確かめている。

下水道台帳は管渠施設が一覧化できるデータであることから、適切に登録がなされていない状況もしくは網羅的に情報が集約されていない状況にあることは適切ではない。

なお、対応策として作成するエクセルデータについて職員間でのダブルチェックを行うことで登録する情報に異常がないかを確認するなど検討することが望ましい。

第4 商工労働部 商工課 被災中小企業支援室

1. 倉敷市真備地区創業支援補助金

倉敷市真備地区創業支援補助金交付要綱（平成31年3月22日）第1条において、当該事業の目的は、「平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた真備地区における創業者に対して、創業に必要とする経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することにより、同地区での創業を促進し、もって同地区の地域産業の復興に寄与することを目的とする」と定められている。

真備地区では平成30年7月豪雨により甚大な被害を受け、40社程度の事業者が廃業となった。そこで、真備地区全体の事業者回復支援を目的として、新規創業者を補助する目的で令和元年度より「真備地区創業支援補助金」事業を実施している。

(1) 事業概要

事業の概要は以下のとおりである。

対象者	以下の(1)～(4)の全てに該当する事業者 (1)真備地区において、創業を行った者 (2)中小企業者で、次の①、②のいずれかに該当する者 ① 当該創業の直前に事業を営んでいなかった者であつて、倉敷市内に住所を有し、かつ、真備地区に主たる事業所（本社）を有する個人事業主 ② 当該創業の直前に事業を営んでいなかった者によって設立された、真備地区に主たる事業所（本社）を有する会社 (3)当該創業に当たり、産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けた者 (4)倉敷市税の滞納がない者
補助率	4分の3
限度額	500,000円
対象経費	賃借料（店舗、事務所及び駐車場の賃借料に限る。）、機械装置費、備品費、広告宣伝費、委託費（官公庁への申請書類作成に係るものに限る）
補助金申請から交付までの流れ	① 交付申請（事業者→倉敷市） ② 交付決定（倉敷市→事業者） ③ 実績報告（事業者→倉敷市） ④ 額の確定通知（倉敷市→事業者）

	⑤ 補助金の請求（事業者→倉敷市）
	⑥ 補助金交付（倉敷市→事業者）

倉敷市パンフレットより抜粋

当該事業の特徴として、上記の要件を満たしているかについて、形式面での審査はあるものの、事業の優位性等実質面での審査は行われていない。当該事業の目的が、同地区での創業促進及び復興支援ということであるから特段問題とはしない。

当該事業は令和元年度以降、令和4年度までの補助対象者の推移は以下のとおりである。

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
法人	1	1	0	0	2
個人	7	8	8	7	30
計	8	9	8	7	32

なお、当該事業は、災害後5年程度経過し、一定の目的を果たしたことから令和5年度をもって終了する予定である。

(2) 監査結果

①真備地区転出後の補助金返還義務について

上記のとおり、ほとんどが個人事業主である点が特徴的である。また、PC、タブレット端末等汎用性の高いものも補助対象となっている。

【C. 意見46】

一方で、真備地区で創業するという要件はあるものの、創業後補助金受領後に真備地区から転出しても補助金の返還義務は定められていない。この点、創業後の事業所の転出は、事業者の意思決定に委ねられるのはもちろんであるが、当該補助金の目的からしても、転出の事実が判明した場合には、補助金の返還を要するなどの要件を設けておくことが望ましいと考える。

②補助金交付後のモニタリングについて

【C. 意見47】

補助金交付後は、全く事業者にも事業の状況等の確認を行っていないが、補助金受領者の大半が個人事業主であることを考えると、一定期間のモニタリングを行い、事業を行っていないなどの事実が判明した場合は、補助金の返還を求めるなどのルールを事前に設定しておくことが望ましいと考える。

令和4年度において、補助金の交付対象となった7件について、補助金の申請から交付までの書類を閲覧し、要綱への準拠性、手続の妥当性等検証したところ、問題となる事実は発見されなかった。

2. 地域おこし協力隊

(1) 事業概要

地域おこし協力隊制度の趣旨は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に定められている。以下、要旨を抜粋。

第1	趣旨	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている（中略）。 人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。
第2	事業概要	地方自治体が都市住民を受入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の支援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。
第3	対象	活動期間はおおむね1年以上3年以内。生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させたものであること。 隊員は、地域協力活動を行うものとする。

また、当該要綱の別添資料である「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置については以下のとおり定められている。

1. 都道府県又は市町村の取組に対する財政措置

(4) 地域おこし協力隊員の活動に要する経費

協力隊員1人当たり480万円を上限とする（報償費は280万円、報償費等以外の活動に要する経費は200万円を上限とする）。

上述のとおり、地域おこし協力隊の制度は、総務省の事業であり、実質的な負担は国である。

倉敷市における当該事業は、「倉敷市地域おこし協力隊の設置に関する要綱」において、以下のとおりである。

第1条	目的及び設置	<p>将来の人口減少が予想される本市において、市外の人材を本市に招致し、その定住を図るとともに、高梁川流域連携中枢都市圏（新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。以下「圏域」という。）への移住及び圏域内外の交流を促進することにより、地域を活性化するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、倉敷市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。</p>
第2条	協力隊の活動	<p>協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 圏域の観光振興に関する活動 (2) 圏域の農林水産業及び商工業の振興に関する活動 (3) 圏域への移住及び定住の促進に関する活動 (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動
第3条	協力隊員の委嘱	<p>協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから市長が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）若しくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市（岡山市を除く。）に現に住所を有する者又は岡山県外の市町村において2年以上の地域おこし協力隊員の経験があり、かつ、当該地域おこし協力隊員としての活動期間を終えてから1年以内の者で、生活拠点を本市内へ移し、住民票を異動させることに了承するもの

		(2)～(4)省略
第4条	委嘱期間	協力隊員の委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中において委嘱した協力隊員の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。
第6条	活動報告	協力隊員は、毎月10日までに所定の活動実績書により、前月の地域協力活動の実績を市長に報告しなければならない。
第7条	報償費	協力隊員の報償費は、月額233,000円とする。

また、隊員への業務委託仕様書は以下のとおりである。

1.	業務名	倉敷市地域おこし協力隊活動推進事業（真備災害復興事業）
2.	支援を依頼する地域おこし協力隊の人数	1名
3.	地域おこし協力隊の活動	地域おこし協力隊の活動は、「倉敷市地域おこし協力隊の設置に関する要綱」に定めるものを基本とする。
4.	地域おこし協力隊の活動内容	<p>(1)真備地区事業者向け復興支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者に対する各種調査及び支援施策等の情報提供 <p>(2)地域及び産業振興に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興に係るイベント等の運営サポート <p>(3)地域資源に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の発掘、商品開発及び魅力発信 <p>(4)その他の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名物定番グルメの開発 ・観光・体験プログラム、旅行商品の開発（ツアー企画、商品化、営業活動等） ・新ビジネスの構築（アウトドアビジネス、スポーツビジネスの創出等） ・地域情報誌の発行や地元高校・大学との連携 ・SNS、デジタルコンテンツを活用した情報発信 ・地域おこし協力隊通信の発行（2か月に1回）

当該事業は、令和元年度から令和3年度までの任期3年で1期目の協力隊員（2名）の活動が終了している。令和4年は6月から2期目の隊員1名が活動開始している。真備船穂商工会が受入団体となり、倉敷市と真備船穂商工会が業務委託契約を締結し、活動隊員が当該業務を遂行している。

（2） 監査手続及び監査結果

地域おこし協力隊に関する支出について検討した結果は以下のとおりである。

① 報償費について

【B. 問題なし28】

総務省の「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について、では報償費等の上限は280万円/年と定められ、これを踏まえて、倉敷市地域おこし協力隊の設置に関する要綱では、報償費の月額が233,000円と定められている。上記のとおり、隊員は令和4年6月から活動を開始しており、令和5年3月までの10か月間の報償費合計2,330,000円を得ていることを確認した。総務省、及び、倉敷市で定められたとおりであり問題なし。

② 報償費以外の活動に要する経費（以下、活動費という）について

【B. 問題なし29】

総務省の「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について、では活動費の上限は200万円/年と定められ、これを踏まえて、倉敷市と受入団体である真備船穂商工会との業務委託契約書では、192万円/年の上限が設定されている。また、当該隊員は令和4年6月に委嘱を受けていることから、業務委託契約書では隊員の委嘱期間に応じて、192万円*隊員の委嘱期間（今回のケースでは10か月）/12ヵ月と定めており、実際の活動費の上限は160万円となる。

③ 活動費の次年度付替処理について

令和4年度の活動費を集計した資料を確認したところ、上限を超過した20,655円を令和5年度の活動費に付替している事実が判明した。これは、当時の市の担当者が受入団体である真備船穂商工会に対して、活動費の上限を誤って約6万円多く伝達していたことから、受入団体が上限金額について誤認したためである。

これを踏まえ、問題点及び改善点は、以下のとおりである。

【D. 指摘6】

令和4年度に発生した活動費を令和5年度に付替処理しているが、このような処理は適切ではない。また、この処理に至った経緯として、誰がどのような理

由で意思決定したかの文書が存在せず、商工課が組織として対応したかが不明瞭となっている。

本件において指摘する不適切な処理の改善にあたっては、支給済の超過額について返還等による修正を行うべきである。また、今後は、通例でない処理をする場合には、適切な決裁者の承認を得るとともに、その判断過程を文書として残すべきである。

④ 領収書等の適切な保管について

地域おこし協力隊受入業務にかかる契約において、活動費については支出の根拠が明記された請求書等の関係書類を保存するよう定められているにも関わらず、本人立替のクレジットカード明細のみで、レシート等が保存されていないものが発見された。

【D. 指摘7】

倉敷市は、契約の発注者としての責務を自覚し、受入業務に係る契約の第7条に定める臨時検査の実施などにより、契約の適正な履行を担保するよう努める必要がある。

⑤ 活動に直接関係のない支出について

通信費として、本人所有の携帯電話の通話料に加えて、端末等代金分割支払金についても活動費として認めている。

【C. 意見48】

活動費としての支出が適切かどうかは、総務省の「地域おこし協力隊の推進に向けた財政措置について」の例示から判断することになる。

必要経費の例として、以下挙げられている。

- ・ 報償費等（期末手当等の各種手当を含む）
- ・ 住居、活動用車両の借上費
- ・ 活動旅費等移動に要する経費
- ・ 作業道具・消耗品等に要する経費
- ・ 関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費
- ・ 隊員の研修に要する経費
- ・ 定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
- ・ 定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
- ・ 外部アドバイザーの招へいに要する経費

上記のとおり、例示として挙げられている項目から、活動費として認められるかどうかを判断することは難しいが、拡大解釈すべきではなく、活動に直接的に必要なもののみ限定すべきである。

よって、本人の携帯電話の端末等代金分割支払金は、当該活動を行っていても隊員個人が負担するものであり、活動費としての支出は適切ではないと考えられる。

受入団体及び倉敷市が活動費として負担することが適切であるかを検討したうえで決定しているが、その判断は、活動費として直接的に必要なものに限定すべきである。

同様に、衣類についても負担しているが、これらも私的に利用できるものであり、報償費の範囲内で隊員が負担すべきものであり、活動費として負担することは適切ではないと考えられる。